

令和6年度（2024年度）第4回東海市環境基本計画推進委員会
次第

日 時 令和7年（2025年）
1月10日（金）午後2時から
場 所 市役所403会議室

1 委員長挨拶

2 報告事項

- (1) 前回委員会議事録について 資料1のとおり
- (2) スケジュール 資料2のとおり

3 協議事項

- (1) 第3次東海市環境基本計画 計画書について
資料3-1～3-2、別添資料のとおり
- (2) 令和7年度以降の組織体制について
資料4のとおり
- (3) 令和7年度の推進委員会の進め方について ※部会に分かれて検討
資料5-1～5-2のとおり

4 その他

令和6年度（2024年度）第3回環境基本計画推進委員会 議事録

- 1 日時 令和6年（2024年）9月17日（火）14時00分～15時50分
- 2 場所 東海市役所 501会議室
- 3 出席者 山本 隆明、吉原 雅哉、榊原 弘之、近藤 高史、早川 権慈、毛利 まり子、南川 陸夫、寺島 賀子、武富 時満、田中 治幸、森岡 良枝、吉鶴 弥生、加古 博之、龍田 昭一、千頭 聡アドバイザー（委員14名、アドバイザー1名、敬称略）
環境経済部次長兼生活環境課長、リサイクル推進課課長、生活環境課ゼロカーボン戦略室長、生活環境課統括主任2名、生活環境課主任2名、リサイクル推進課主任、株式会社地域計画研究所2名
（事務局8名、業務委託業者2名）
- 4 欠席者 牲川 順一
- 5 会議の公開 公開
- 6 傍聴者 0名
- 7 内容
 - 1 あいさつ
山本委員長よりあいさつをした。
 - 2 報告事項
事務局より資料を用いて報告を行なった。
委員からの意見等はなし。
 - 3 協議事項
 - (1) 第3章（計画のビジョン）
事務局より資料を用いて説明した。委員からの意見等は次の通り。
（委員）：「環境の柱3 気候変動」のめざす姿の2つ目について、3行の中で気候変動という言葉が2回出てくるので、整理してはどうか。2回目の気候変動の影響については、人の体への影響を意図しているようにも思うので、その趣旨で記載してはどうか。
（事務局）：短い文章で同じ言葉が2回出てくると分かりにくくなるが、今回は意味を分かりやすくするため記載した。意見を踏まえ、整理する。
 - (2) 第4章（環境の柱ごとの基本的な施策）
事務局より資料を用いて説明した。生物多様性に係る指標、具体的な取り組み等の

再検討については、後段に設定した部会での検討を求めた。

委員からの意見等は次の通り。

(委員) : 10ページの市民・地域・団体の具体的な取り組み例に「外来種を捨てない」との記載があるが、外来種はもちろんのことペットなどの生物も対象とした方が良いのではないか。次に、12ページの市民・地域・団体の具体的な取り組み例の「地元の農産物の購入・消費」に関して、事業者の取り組み例の「環境保全型農業の実施」について、市民によるそれらの農作物の購入・消費が進むことで事業者が取り組みを推進することができるため、市民がそれら農産物の購入・消費をすることを市民の具体的な取り組み例に入れると良いのではないか。また、地元農産物と環境保全型農業による農産物をまとめて記載してもよいとも考える。

(事務局) : 1点目の外来種については修正する。2点目の環境保全型農業による農産物の購入・消費については、同様の内容が他にも多数あるが、全てを複数の主体部分に記載すると膨大な文章になってしまうため、できるだけウェイトの大きい主体に書くことで全体を整理していることから、計画書全体のバランスを踏まえて修正するか検討する。

(3) 第5章（生物多様性地域戦略）

事務局より、次第の順番を変更し「生物多様性地域戦略」「計画の推進方法」の順に説明することを提案し了承された。

事務局より資料を用いて説明した。委員からの意見等は次の通り。

(委員) : 事前送付の資料から修正があったとのことだが、大幅な修正があったのか。

(事務局) : 文言の軽微な修正であるため、大勢に影響はない。

(4) 第6章（計画の推進方法）

事務局より資料を用いて説明した。

委員等からの意見等はなく、詳細は事務局に一任とするもの。

(5) 部会に分かれての検討前のアドバイザー意見

生物多様性に係る指標、具体的な取り組み等の再検討及び計画の推進方法について、部会別で議論を行なう前に千頭アドバイザーから留意事項として次のとおり説明した。

(千頭アドバイザー) : 資料4-2について、1頁上段の説明文では、「市民、事業者、地域・団体、市」と記載があるが、中段の囲み内では「市民、事業者・団体、市」とある。また、4章では「市民・地域・団体、事業者、市」としてあり、環境行動の指標では「市とNPO、事業者等」としてあり、NPOという言葉が初めて出てくる。「団体」という言葉は市民活動団体すなわち広い意味でのNPOを指すこ

とが多いが、計画書における「団体」が何を指しているのか分かりにくいことが、共通事項として非常に気になった。

資料5-1の「環境の柱：気候変動」について、他の柱では「保全」や「共生」などの言葉があるのに対し、後ろに言葉がないため気候変動をどうしていきたいか分かりにくく感じる。

循環型社会の指標である「市民一人1日あたりのごみの排出量」について、家庭系・事業系（可燃物＋不燃物）の西知多クリーンセンターへの総搬入量と、資源回収量をあわせたものであり、資源回収量が減少すれば可燃ごみが変わらなくても指標は減少し、可燃ごみを資源ごみにしても総量が変わらなければ減少しない指標となっている。目指している循環型社会の指標として十分ではないと考えられるため、資源回収量を除いたごみ量にしてそれを減少させていくか、資源量のみにしてそれを増やしていくという指標にした方が、環境基本計画の指標としてはよいのではないか。

生物多様性について、外来生物種に対する取り組みがほとんど書かれていない。国が指定している侵略的外来種もあるし、その一步手前の外来種もある。東海市内には海外からのコンテナもあり、対策が必要だと思うが、今の記述では少し弱いのではないかと感じる。

(6) 部会に分かれての検討結果

生物多様性に係る指標、具体的な取り組み等の再検討及び計画の推進方法について部会に分かれて議論し、その内容について全体会で各部長より概要を報告した。

ア 社会環境部会（寺島部会長）

生物多様性にかかる指標について、候補1「市内で生物多様性の保全・再生に取り組んでいる地点数」がよいと思われる。この指標については、増やしていくことが難しいという点や、市民による活動内容をどのように把握していけるかという点も課題である。候補3「生物調査・観察会の実施数」については、その指標だけでは弱いのではないかという意見が出された。

計画の推進方法については、PDCAの「Check」と「Do」について、誰がどうやって進めているのか捉えにくい、特に市民側の活動を把握できないという点が課題と捉えている。

イ 生活環境部会（吉原部会長）

資料4-2の「環境ビジョンを実現するための環境の柱」の図について、環境の柱5の環境行動が、環境の柱1～4のベースになっているということだと思うが、

デザイン的にわかりづらいという意見があった。

生物多様性にかかる指標について、候補3「生物調査・観察会の実施数」が最適な指標か疑問であり、観察種数や外来種の確保数にした方が望ましいのではないかという意見があった。また、観察会の実施数は、環境行動の指標に近いのではないかという意見があった。

候補1「市内で生物多様性の保全・再生に取り組んでいる地点数」が8地点とあり、増やすことも大切であるが、まずは東海市の生物多様性の現状を客観的に把握し、現状と立ち位置をきちんと見つめ直すことが必要ではないかという意見があった。また、生物多様性の取り組みについて、現在実施している花壇コンクールに、ビオトープ部門を新設できると、市民の関心も深まるのではないかという意見があった。計画の推進方法について、開催スケジュールなどが令和2年以降改善されており、基本的にはそのスキームで良いが、それでも年次報告書作成部分に議論の比重が大きいため、次年度の取り組み見直しなどの検討をきちんと行うためには、会議の回数をもう少し増やしてもよいのではないかという意見もあった。

ウ 廃棄物・リサイクル部会（榊原部会長）

生物多様性にかかる指標について、候補3の「生物調査・観察会の実施数」がよいと思うが、生物調査・観察会の実施数だけでは生物多様性の答えになっていない可能性があるため、例えば東海市の代表的な50種程度を抽出して、調査・観察会で確認できた実績を指標化してはどうかという意見があった。

計画の推進方法について、PDCAの「Check」は、令和5年度の実績をもとに令和7年度の活動方針を決めている状況であり、令和6年度の状況や実績を反映できていない可能性がある。予算確保のスケジュールがあるのでやむを得ないが、予算枠が決まった後のタイミングで、実施していく内容を調整していくようなアクションがあるとよい。

環境の柱3の「気候変動」の文言は「気候変動対策」や「気候変動対応」にしてはどうかという意見が出された。

循環型社会の指標である「市民一人1日あたりのごみの排出量」については、対応可能とのことだったため、可燃物・不燃物と資源回収量を分けて、2つの指標にしてはどうかという意見があった。

エ 事務局意見

意見を精査し、庁内会議での議論も踏まえて素案の修正を行い、10月11日の環境審議会や11月のパブリックコメントにつなげていきたい。

(7) 千頭アドバイザーからの全体を通した意見

資料6-2にも記載があるが、推進主体それぞれの取り組みが重要であり、行政以外も含めた各主体の取り組み状況について、この推進委員会の場で情報共有や反映がされていくことが必要であり、そうでなければ本当の意味での進行管理にならないと思う。

「団体」の記載について、今のままでは東海市にはNPOは必要ないというように見えてしまうので、市でも議論いただきたい。

推進体制について、現在は、推進委員会と審議会とのつながりがほとんどない。審議会には推進委員会での議論が報告されていると思うが、現在は逆がない。一方、この会議はあくまで推進委員会であり、評価をする組織ではなく、各主体が何ができるか考え、自ら行動し推進していくという場である。本当は、評価する組織・立場と、推進する組織・立場とを整理できるとよい。

4 その他

事務局より、今後のスケジュールについて説明を行った。

推進委員会、審議会等の実施内容（予定）

資料2

年度	環境基本計画推進委員会	環境審議会	庁内		
6年度	5月21日 第1回	【検討】年次報告書作成（R5結果まとめ） 【重点検討】現計画の振りかえり（現状・課題と今後の方向性） ※部会に分かれて検討 【検討】計画フレーム、環境を取り巻く社会情勢 【説明中心】環境の柱・施策体系等の構成			
	6/3-11 部会1回目	【説明中心】現状と課題 【重点検討】環境の柱、施策体系（基本的な施策、行動計画）の検討 【ブレインストーミング】市民・事業者が取り組めることの見解抽出			
			6月19日 二役説明	【重点検討】ビジョン、施策体系、重点プロジェクトの設定 【イメージ説明】計画フレーム、環境を取り巻く社会情勢、現状と課題	
			6月26日 庁内会議 1回目	【重点検討】施策体系、ビジョン、指標案 【説明】スケジュール、計画フレーム 【イメージ説明】環境を取り巻く社会情勢、現状と課題 【推進事項の徹底】30by30	
	7月11日 第2回	【簡単な説明】各部会の結果報告 【重点検討】施策体系の詳細、ビジョン ※部会に分かれて検討 【説明】指標案 ※具体的検討は次回の部会で 【確認】第1・2章素案			
			8月2日 第1回	【説明】第3次計画の概要 【検討】第1・2章素案 【重点検討】施策体系、ビジョン 【説明】5年度大気汚染測定結果	
	部会2回目 8/6・8 温暖化PT 8/20	【検討】成果指標と目標値の検討、施策ごとの推進項目			
	9月17日 第3回	【検討】素案3-6章 【重点検討】推進体制・方法 ※部会に分かれて検討			
			9月20日 庁内会議	パブコメ前 素案確認	
			10月11日 第2回	パブコメ前 素案確認 ※指標・目標値、推進項目の内容は初見となるためしっかり説明	
	11/1-11/30 パブリックコメント ⇒ 意見とりまとめ				
				12月16日 庁内会議	パブコメ意見に係る市の考え方及び計画書修正案について ※書面会議
	1月10日 第4回	・パブコメ後の文言調整等 ・最終案作成			
			1月27日 第3回	・答申案に対する検討⇒答申 +公害防止協議会（日本製鉄への立入）	

第 3 次東海市環境基本計画 計画書について

1 検討内容

第 3 次東海市環境基本計画の策定に際して、令和 6 年（2024 年）11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間にパブリックコメントを実施し、いただいた意見（3 名 28 件）を踏まえた計画書案を作成したため、内容を検討するもの。

2 パブリックコメントの意見及び市の考え方（案）

資料 3 - 2 のとおり

3 計画書の変更点（案） ※軽微な修正は除く

番号	頁	変更内容	変更理由
1	5 37 38 41 42 79 80	グリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能を活かした環境づくり）及び E c o - D R R（自然を効果的に利用して、近年激甚化・頻発化する自然災害の防災や減災の役に立てようという考え方）の内容追加	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントにおける自然を活かした環境づくりに係る意見があったことを踏まえて修正 ・国の第六次環境基本計画にも記載されている考え方であるもの ・用語解説にも追加するもの
2	9	「主な環境関連の動向」の表に COP29 に関する記載を追加	・パブリックコメント意見を踏まえて修正
3	57	下線部を追記 「緑化を行う際は、地域の自然に配慮しながら在来種を可能な範囲で優先するとともに、生態系に被害を及ぼす恐れのある外来種を緑化に用いないように配慮します。」	・パブリックコメント意見を踏まえて修正

4 修正後の計画書（案）

別添のとおり

※修正点を網掛けにしています（軽微な修正を除く）

パブリックコメントに対する意見及び市の考え方(案)

項番	頁	意見 該当箇所	パブコメ意見	市の考え方
1	9	第1章 2 環境を取り巻く社会情勢	「主な環境関連の動向」の表において、R6(2024)年度の国際社会の動向として、COP29に関する記載を追加してはいかがでしょうか。	2024年11月に、アゼルバイジャン共和国・バクーにおいて「国連気候変動枠組条約第29回締約国会議(COP29)」が開催されておりますので、その旨を追記いたします。
2	21	2 これまでのおもな取り組みと今後の課題	「EM処理剤」についての記載がありますが、Effective Microorganisms(有用微生物群)についてはその効果についての科学的根拠が乏しいものであるところ、科学的根拠に基づき策定されるべき環境基本計画に記載するのは適切ではないと考えます。なお、本処理剤は市内の社会福祉法人にて自立厚生作業として作られていますが、その活動自体を否定するものではありません。	EM処理剤の有用性の科学的根拠について様々な意見があることを市は認識しておりますが、市によるEM処理剤の配布は、これまで実施してきたことであり、ここでは第2次東海市環境基本計画の計画期間において実施してきた取り組みや課題を記載することを目的としていることから、原案のままいたします。
3	27	第4章 1. 施策体系	世界的に地球温暖化が進む中で、大型台風の増加など自然災害の増加や、それに伴う被害の甚大化が大きな問題となっていると感じます。施策体系図で、気候変動対策が3番目に記載されていますが、優先順位を上げて1番目に記載してはどうでしょうか。	施策体系図に記載している環境の柱は、優先順位順に記載はしておらず、上位計画である総合計画の記載内容を踏まえて記載しております。環境の柱は、すべて重要な項目として取り組みを進めていきますが、気候変動対策についても、市が表明しているゼロカーボンシティ宣言を踏まえて、引き続き取り組みを進めてまいります。
4	30	第4章 環境の柱1生活環境 保全 施策1 大気汚染・降下 ばいじんの低減	「緩衝緑地の整備・維持管理」に該当する項目が推進項目に入っていないので、しっかりと明記してより大きな活動ができるようにしてください。また、緩衝緑地は「21世紀の森づくり」とする潜在自然植生の植林だけでなく、既存の公園や緑地、民有地の雑木林にも拡大し、生物多様性への配慮がほしいです。大気を浄化する環境である森林や農地を有効利用してほしいと思います。植物は種ごとに大気の浄化に有効な季節、空間(高さ)などが異なりますので、多様な種、多様な年齢の植物が生育する環境づくりは、大気汚染を緩和し、快適な市民生活を享受することに繋がりますし、p.39「施策6温室効果ガスの削減」にも繋がります。近年の公園は高木が優先されて低木が伐採され、森林の階層構造がありません。また、マント群落を形成するつる植物も残らず伐採するという管理が多いです。市民の中に高木を好む方々がいるのも事実ですので、なぜ低木やマント群落が必要かということの啓蒙が必要と感じます。また、林野庁はさまざまな治山事業を目的に保安林を指定して森林を守っていますが、東海市では保安林はほとんどないものと思われます。そのため、保安林のような森林の保護政策を考慮すると、市独自に市民生活に重要と考えられる森林を保安林に準じて指定する必要があります。大気汚染対策や洪水対策に貢献し、市民生活を守るために、生物多様性への配慮をした森林の保護を実施してください。「東海市緑の基本計画」が2026年で一区切りしますので、次の基本計画時には花と緑の推進課に働きかけ、公園化で緑地を残すのではなく、現状の植生を残して森林を保全するなど、生物多様性への配慮をした計画が組み込まれるようにしてください。	本市では、都市環境の改善、防災対策、CO2吸収効果など多機能な役割を担うものとして、連続性のある緩衝緑地の整備と維持管理を行っており、その土地に昔からある樹木である「ふるさとの木」を植えることなどにより生物多様性への配慮を行っているところです。本計画では、緩衝緑地について、30頁「施策1 大気汚染・降下ばいじんの低減」の推進項目「(2) 降下ばいじん対策」の取り組み内容「降下ばいじん対策検討会などにおける対策の検討と実施」に位置付けるとともに、35頁「施策4 生物多様性の確保」の推進項目「地域に根ざした多様な動植物の生息・生育環境の保全」の取り組み内容として「緩衝緑地の保全・再生」を記載しており、重要な取組として推進してまいります。森林の保全については、防災をはじめとしたハード・ソフト両面において、自然環境が有する機能を活用していく「グリーンインフラ」の視点からも重要と認識しており、県による保安林指定や、市の森林整備計画において伐採等に規制をかけているところです。次期「東海市緑の基本計画」を策定する際には、ご指摘いただいた内容を踏まえて検討を進めてまいります。
5	31	第4章 環境の柱1生活環境 保全 施策2 水質汚濁・ 悪臭・騒音の低減	「公共下水道の整備と接続率向上」はぜひとも早急に広域的に実施してください。水道の普及率を高め、水質汚濁を減少させると共に、魚類などの生息環境、川原などの植物の生育環境にも配慮し、自然と共生する施策と整合性がとれるようお願いいたします。	東海市公共下水道事業は、市域4,343haの内、臨海部等の工業地域及び一部の市街化調整区域を除く1,943.5haの整備を計画しており、令和5年度末の人口普及率は87.2%となっております。下水道供用開始区域拡大に向けて、引き続き計画的に整備を進めるとともに、接続率の向上に取り組んでまいります。
6	31 33	第4章 環境の柱1生活環境 保全 施策2水質汚濁・ 悪臭・騒音の低減 施策3 環境美化の 推進	「雑草等の適正な管理、指導」および「水質汚濁対策」における、洪水対策に関わる沈砂池ですが、市内で激減しているヨシ原群落となっていることが多いです。そこはオオヨシキリ、ヒクイナ(愛知県絶滅危惧種)の繁殖地となっている場合が多い場所です。ところがちょうど繁殖期に草刈りが行なわれてしまい、繁殖がうまくできていない状況に陥っています。草刈りの時期を少し後ろにずらし、繁殖が終了してから実施することを検討してください。	洪水対策に関わる調整池と捉えて回答いたします。調整池の草刈り時期は、大雨等に備えて設定していることから、野鳥の繁殖期を考慮することは難しいと考えておりますが、洪水対策に支障のない範囲で、地域の皆様の意見を踏まえ、可能な限り生態系に配慮してまいります。
7	33	第4章 環境の柱1生活環境 保全 施策3 環境美化の 推進	河川環境の美化を考える点一つにしても、単なるゴミ拾いではその河川に対して愛着はわきません。そこにどれだけの生きものがいて、行くと楽しい場所なのか、そこで暮らす生きものが快適に過ごしているかどうか考えられるような仕組みを入れると、美化を日ごろから意識するようになり、より効果的です。エコスクールの生きもの調査のときなど、環境美化にも少し触れるようにするとよいと思います。	本市では、市民に向けた環境学習として、河川での生物調査をエコスクールで実施しているところであり、説明の中で川への不法投棄の話を入れるなど、環境美化について説明をしておりますが、生きもの調査と環境美化の大切さを合わせて伝えることができるよう、より良い実施方法を今後も検討してまいります。

項番	頁	意見 該当箇所	パブコメ意見	市の考え方
8	33	第4章 環境の柱1生活環境 保全 施策3 環境美化の推 進	「地域ねこ活動や糞害対策など、愛護動物の適切な飼育推進」ですが、糞害についてもう少し踏み込んだ対応が必要と思います。“一宮市飼い犬等のふん害の防止に関する条例”のような条例は、瀬戸市、春日井市などでも制定されています。知多半島に位置する東海市ではとくにエキノコックス対策を早急に必要なあると考えられるため、エキノコックスの侵入確認前に先手を打って条例を整備する必要があると思います。地域ねこはエキノコックスを拡大させる可能性がある動物ですので、活動家への啓蒙も含め、対策を明記してください。	本市は、一宮市のように、飼い犬等のふんに特化した条例は策定しておりませんが、「東海市空き缶等ごみ散乱防止条例」の中で、飼い犬のふん等ごみの散乱の防止について、市民や市の責務を定めており、本条例に基づき、市は、ふん害の啓発用看板の貸出等の対策を行っております。また、地域ねこ活動の推進にあたっては、市は、置きエサの禁止やふんの清掃などを活動団体に説明し、団体に対応いただいております。エキノコックスについては、県と連携し、市での感染拡大防止に努めており、現状では条例の新規策定や改正は考えておりませんが、いただいたご意見は今後の条例整備の参考とさせていただきます。
9	33	第4章 環境の柱1生活環境 保全 施策3 環境美化の推 進	コラム「アダプトプログラムについて」10行目「アドプト」は「アダプト」の誤字と思われます。	ご指摘のとおり「アダプトプログラム」に修正いたします。
10	34 35- 38	第4章 環境の柱1生活環境 保全 施策3 環境美化の推 進	「アダプトプログラムの実施・啓発」および「環境の柱2 自然共生」についてです。東海市には、生育地が非常に限られ、株数もごくわずかというような植物が多数あります。その自生地をそのまま保全するのが理想的ですが、実際にはそれが難しく、絶滅していく植物があります。このような植物をどうするかという流れは、まずp.35「自然・生物調査の実施」でどの種がどこに自生し、どこが絶滅の危機にあるかを把握することになります。次にp.35「自然環境の保全・再生活動の推進」で保全をめざします。しかし、保全できなければ、再生を進めることとなります。再生を進める場合は市が積極的に予算編成して実施できるとよいですが、それが難しい場合はアダプトプログラムを利用し、公園などのビオトープを代替地として保護していく形にせざるを得ません。そしてその場合は、どこから持ち込んだ個体群かを管理しておくといえます。今時の研究は遺伝子を用いるものも多いですので、このような調査研究の資料にも活用できるようにしておくのが理想型だと思います。なお、アダプトプログラムの実施方法の例は緑のカーテンで後述します。	本市の生物多様性を保全していく上で、市内の自然環境・生物の生息状況の把握は重要と考えており、その上で、関係者や市民・事業者と連携・協働しながら、市内自然環境の保全を推進していくことが必要だと考えております。個体群の管理方法などいただいたご意見は、今後、具体的な事業を進めていく際に参考とさせていただきます。
11	35	第4章 環境の柱2自然共生 施策4 生物多様性の 確保	「生物多様性の確保」「地域に根ざした多様な動植物の生息・生育環境の保全」があることは大変よいと思います。どの推進項目もぜひ実施してください。生物多様性を保護・保全していく上で第一に重要なのは現状残されている生息・生育環境の保全です。開発を前提とするときに聞こえのよい自然保護のようにビオトープの造りが用いられますが、ビオトープの利用は生息・生育環境をどうしても開発しなければならない場合の代替地に留めておきたいと思っております。また、どこにでも造られているトンボ池のようなビオトープではなく、開発される生息・生育環境を再現した代替地とすべきです。生息・生育環境の再現が難しいのであれば、せめて貴重な植物を植物園のように見せるなどで、東海市の遺伝子を持つ個体群を保全していく必要があります。ビオトープの設計、維持、管理は所轄が異なると思っておりますので、うまく連携してください。	推進項目として「地域に根ざした多様な動植物の生息・生育環境の保全」と掲げており、地域に元々ある環境・個体群を保全していくことが前提であり、重要であると考えています。いただいたご意見は、今後、具体的な事業を進めていく際に参考とさせていただきます。
12	35	第4章 環境の柱2自然共生 施策4 生物多様性の 確保	「自然・生物調査の実施」は、市内の自然環境を保全・再生していく上での基礎資料となります。また環境学習においても基礎資料となる重要な事項です。p.66-69の「東海市環境基本条例」第14条を考慮すると、生物調査の予算立ては可能と思っておりますので、ぜひ実現してください。	本市の生物多様性を保全していく上で、市内の自然環境・生物の生息状況の把握は重要と考えており、エコスクールなどを通して生物調査を実施しているところですが、今後より一層の把握に向けて取り組みを進めてまいります。
13	35	第4章 環境の柱2自然共生 施策4 生物多様性の 確保	「広域的生態系のネットワークづくり」および「施策5自然と共生するまちの形成」でアニマルパスウェイの概念と設置も追加してください。 たとえば県道55号線にある加木屋町の円畑と六反田の交差点の間は、絶滅危惧種のニホンイシガメの産卵場所と普段の採食場所との移動経路となっており、貴重なカメが道路で轢死しています。ニホンイシガメのように広域に複数の環境を利用する動物にとって、広域的生態系のネットワークづくりは死活問題です。中央分離帯のコンクリートブロックの段差を無くすだけで、このような事態は大幅に減らすことができます。この案件はカメの保護だけの問題ではなく、自動車事故を未然に防ぐ効果も期待できます。県道55号線になるので愛知県との調整が必要ですが、p.2に「(4)計画の対象範囲」「市単独では解決が困難な課題については、周辺自治体や国、県と連携を図ります。」とありますので、ぜひ働きかけてください。また、市道においては、県道55号線の例のようなこととならないよう、設計の配慮を関係部局に依頼するようお願いいたします。	アニマルパスウェイの概念については、57頁に「通り道となり得る自然環境の保全・再生に取り組みます。」と記載しており、取り組みに努めてまいります。県道55号等の道路整備に係るご意見は、今後、具体的な事業を進めていく際に参考とさせていただきます。また、市単独で解決が困難な課題については、多様な主体が連携することが重要であるとの考えのもと、国や県、関係部署と情報共有や連携をしながら、生物多様性の保全に向けた取り組みを進めてまいります。

項番	頁	意見 該当箇所	パブコメ意見	市の考え方
14	35	第4章 環境の柱2自然共生 施策4 生物多様性の 確保	「広域的生態系のネットワークづくり」について、p.11の「イ広域的位置づけ」で「分断・孤立されがちな生態系を確保するための場として、重要な役割を担って」いる市ということを考慮すれば、より一層の自然環境の保全が必要です。ビオトープや緑地公園としての整備・開発を伴う内容を保全と呼ぶのではなく、現状残されている環境そのものの保全や、里山環境としてよりよくする手入れを行なう保全が必要です。ビオトープなどはそれにプラスして造るべきものです。船島小学校の学校ビオトープのようなものでも、各小学校・中学校の片隅にできると、生きものの移動分散拠点となり得ると思います。	本計画では、環境の柱として「自然共生」を掲げており、「施策4 生物多様性の確保」の中で、現状残されている環境そのものの保全についても取り組んでまいります。 38頁の市の具体的な取り組み例として「水辺やビオトープの保全や親水化など水辺と親しむ空間づくり」を記載している他、各小学校・中学校に限らず、生きものの移動分散拠点となり得る場所を増やすことは広域的な観点からも非常に重要と考え、本計画では、「市内で生物多様性の保全・再生に取り組んでいる面積・地点数」を指標として設定しております。
15	37	第4章 環境の柱2自然共生 施策5 自然と共生する まちの形成	「公園・緑地、農地等の整備・維持管理」ですが、整備する場合、生物多様性を確保しながら実施する必要があります。まず実施する場所にどんな動植物がいるか調査し、それらの在来動植物のことを考慮して、生息・生育環境を整えてください。 また、農地の土地改良事業では、もとからある土壌を利用せず、他所から持ち込んだ土砂で埋め立てを行なうことが問題です。土が悪くなる事業は、せっかく作り上げてきた良質な土壌がなくなること、駆除しづらい外来植物が増加すること、在来植物がなくなることにつながります。農家が作り上げてきた良質な土壌を活用でき、生物多様性に配慮するような土地改良事業にしてほしいです。 河川や用水路の土砂浚渫も、すべてを一斉に実施するのではなく、部分的に残しながら実施することで、魚類などの生息環境や植物の生育環境にも配慮できます。ただし、浚渫は洪水対策との兼ね合いを考えなければなりません。生物多様性に配慮が必要な重要な種、それらの生息・生育地の把握をし、環境保全にとくに重要なところを押さえて、洪水対策と両立をはかってください。	本市の生物多様性を保全していく上で、市内の自然環境・生物の生息状況の把握は重要と考えており、エコスクールなどを通して生物調査を実施しているところですが、今後より一層の把握に向けて取り組みを進めてまいります。土地改良事業は地元農家が施主となっている事業ですので、今後、助言等を行っていききたいと思います。また、土砂浚渫へのご意見は、今後の具体的な事業を進める際の参考とさせていただきます。
16	37	第4章 環境の柱2自然共生 施策5 自然と共生する まちの形成	「市民が水と親しめる空間の創出」ですが、東海市には“上野新川ふるさとの水辺再生基本構想”という事業計画があったわけで、親水化と動植物に配慮した内容でした。この計画は中断されて久しいです。これを再開すると共に、古くなった計画部分については最新の技術に修正して実施してください。エコスクールの写真を見ただけで、p.8の場所では生きものが少なく、p.47の場所では多いことがよくわかります。一番の違いは魚やエビなどの棲み家、隠れ家となる植物の有無です。上野新川ふるさとの水辺再生基本構想のように川の作り方を変えることも検討してほしいです。これはp.14の「くめざすふるさとの姿」緑(公園・緑地)や水(河川・池)がつながり、生物が身近に生息」にも繋がる事項です。また、上野新川ふるさとの水辺再生基本構想や加木屋緑地のビオトープでは、水量の確保が問題となってきました。愛知用水からの水の供給を、水資源機構や関係市町と協議し、何らかの形で受けられないのかと思います。たとえば豊田市や安城市では明治用水から水の供給を受けて学校ビオトープなどが運用されています。生物多様性や自然に優しい環境づくりへの協力が明治用水ではされていますので、同じことを愛知用水でできないかと思います。東海市は30年近く前の異常渇水時に知多半島で唯一愛知用水から断水された市と記憶していますので、協議が難しそうではありますが、p.2で「市単独では解決が困難な課題については、周辺自治体や国、県と連携を図ります。」と掲げています。東海市は細井平洲先生を輩出した市で、弟子の上杉鷹山公は“なせば成る、なさねば成らぬ、何事も、成らぬは人の、なさぬなりけり”の言葉を残しています。ぜひとも、努力されることを期待します。	「上野新川ふるさとの水辺再生基本構想」は、河川改修など周辺環境整備と合わせて整備をする予定でしたが、現状において、周辺環境の整備を含めて整備時期が未定となっております。 愛知用水の活用のご意見については、今後整備計画が進展し、具体的な事業を進める際の参考とさせていただきます。
17	38	第4章 環境の柱2自然共生 施策5 自然と共生する まちの形成	「公共施設における緑のカーテンなど緑化の推進」および「公園・緑地や公共施設等の緑化における、在来種の優先選定」ですが、緑のカーテンに東海市に自生している“つる植物”を利用できないものでしょうか？ たとえば市道庁舎南1号線の電柱に植栽されている外来つる植物を、富木島町の姫島八幡社に自生しているテイカカズラや、大田町の観福寺に自生しているテイカカズラやサネカズラ、大田町の弥勒寺に自生しているイタビカズラに転換していくことが考えられます。これらの寺社に協力を依頼して種子を採取し、アダプトプログラムとして市民に育ててもらい、植えればよいと思います。種子の採取ぐらいで協力を拒む寺社があるとは思えませんし、生物多様性への協力依頼なので、窓口は市が行なうのがよいと思います。つる植物が利用されたこの他の例では、船島小学校ではアーケードでアケビが、藤棚でフジ園芸種が植栽されたものがあります。これを東海市の在来植物に置き換えるとすれば、アケビ、ゴヨウアケビ、ミツバアケビや、フジ、ナツフジが候補になります。園芸種で人気のあるテッセンと同じ仲間のセンニンソウも、花は小さいですが花期には雪が降り積もるように咲き乱れる有用植物です。 緑のカーテンがゴーヤやアサガオ、ヘチマのような草本がよい場合、ノアズキ、ヤブツルアズキ、ツルマメ、ヤブマメ、タンキリマメ、ヤマノイモ、オニドコロ、ガガイモなども候補です。	緑化をする際に在来種を活用することは、生物多様性保全の観点からも重要であると考えており、いただいたご意見は、今後の具体的な事業を進める際の参考とさせていただきます。
18	38	第4章 環境の柱2自然共生 施策5 自然と共生する まちの形成	「透水性舗装」は事業者任せの小規模なものでは洪水対策として不十分です。通常の舗装よりもコストがかかるとは思いますが、洪水対策のために市道でもっと広範囲で実施してください。たとえば東海豪雨で床上浸水となった地域では、地域全体として透水性舗装に置き換えていくことはできないものでしょうか？姫島公園地下の調整池や、伏見ポンプ場にプラスして実施することは、市民の生活、財産、生命を守ることに繋がります。	道路を透水性舗装に置き換えていく考え方は、防災面や生物多様性の観点で重要なことと考えており、本市の市道は、長寿命化に向けた計画的な維持管理・修繕を行う中で、事業の目的、条件、コストなどを踏まえ、透水性舗装の整備地点を選定していきます。

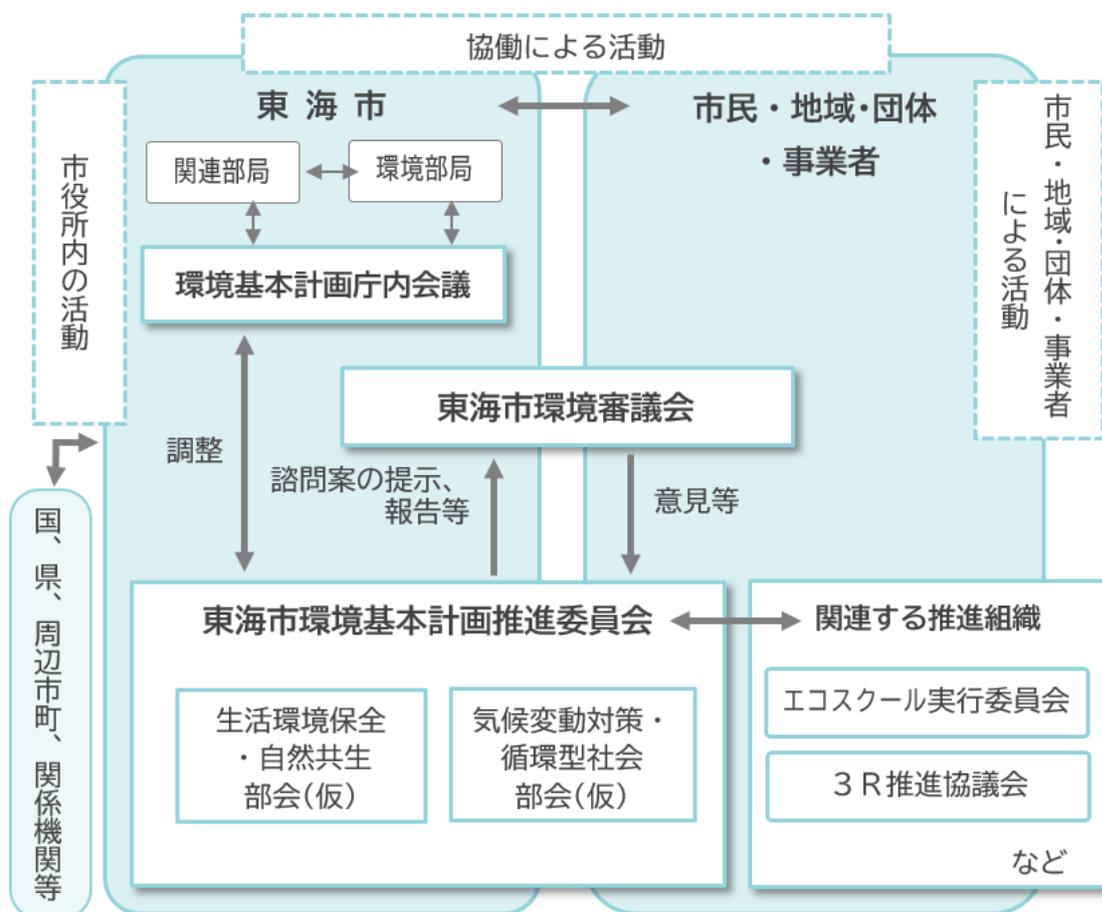
項番	頁	意見 該当箇所	パブコメ意見	市の考え方
19	39	第4章 環境の柱3気候変動 対策 施策6 温室効果ガス の削減	項目に「温室効果ガスを低減する農林業や公園管理などの推進」を追加し、水田の中干し期間の変更について検討してください。地球温暖化対策で注目されていることに、水田の中干し期間の延長があります。水田の泥からは地球温暖化の原因となる温室効果ガスのメタンガスが発生します。中干し期間を一週間延長することで米の収穫量を維持し、米の品質が向上し、メタンガスの排出量が3割程度削減できることが研究から明らかにされています。このような農法への転換の働きを関係機関や農家に働きかけ、地球温暖化対策に貢献してください。これはp.35の「地域に根ざした多様な動植物の生息・生育環境の保全」、p.36の「低農薬・有機栽培など環境保全型農業の実施」とも関係します。また、公園管理では前述した森林の階層構造やマント群落の維持が考えられます。	本市では令和5年9月に「東海市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、本計画を地球温暖化対策に関する計画として位置付け、具体的な施策を記載し、取り組みを進めております。いただいたご意見は、同計画に基づいた取り組みを進める上で参考とさせていただきます。
20	39	第4章 環境の柱3気候変動 対策 施策6 温室効果ガス の削減	「事業者による省エネルギー活動の促進」ですが、より一層の節電を考えると、企業や商店が必要と思っ ても、市民サイドでは無駄ではないかと考えられる電気があります。商店や企業が実施している営業時間外の看板の点灯ですが、それほど大きな宣伝効果があるとは思えず、無駄な電気に感じます。市から商工組合などに要請して、看板の消灯に協力を求められないかと思ひます。多くの企業や商店が実施すれば、節電、省エネだけでなく、商店側も経費削減効果があると思ひます。光害を減らせると、生物多様性といった動植物に限らず、天文にも興味を持つ市民が増え、自然全般の環境教育によいと思ひます。2024年10月14日に地球に接近した紫金山アトラス彗星は肉眼でも見え、携帯電話のカメラでも撮影できるほどの天体イベントでした。光害がもっと少なければ、彗星の位置がわからなくても多くの市民が彗星に気づいて楽しめたことでしょう。通年での光害対策が難しい場合は、せめてテレビのニュースで報道されるような天体イベントがある日だけでも協力を仰げないかと思ひます。 また、可能であれば、さらに街灯も上に光が分散しないようにして光害を減らせると、動植物にも優しいです。街灯は昆虫が集まらない波長の光を出すものも多数ありますので、そのようなものを活用すると生物多様性に配慮することもできます。市の街灯を経年劣化等で交換する際は、昆虫が集まらない波長の街灯にすると共に、光害を減らしてほしいです。	「事業者による省エネルギー活動の促進」については、自発的な行動を促していくことを基本としており、市は、関係団体等と連携した情報提供や普及啓発活動の中で、いただいたご意見も参考にしながら、事業者への働きかけを行ってまいります。 街灯に係るご意見は、具体的に事業を進めていく際の参考とさせていただきます。
21	39 40	第4章 環境の柱3気候変動 対策 施策6 温室効果ガス の削減	「建築物などの省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進」および「住宅の省エネ化」ですが、壁の中に入れる断熱材を通常の倍にすると、室内の保温効果が各段に上がり、冷暖房の効率がよくなり、家計費にも優しいです。再生可能エネルギーに直接関わる機器の導入だけでなく、そのような省エネに繋がる住宅の新築やリフォームに補助金を出すなども一案です。	本市では、「三世同居等住宅補助制度」として、三世同居または近居を始める方に対して、ZEH水準(長期優良住宅認定基準等に適合する省エネ住宅)に適合する住宅を新築・増築・購入された方や、ZEH水準に適合しない中古住宅を購入し、省エネ改修をする方への補助を行っております。断熱リフォーム等、住宅の省エネ改修等に対する国の補助金もあることから、これらの市民への周知も重要だと考えております。いただいたご意見は、市における省エネ補助金の検討の参考とさせていただきます。
22	40	第4章 環境の柱3気候変動 対策 施策6 温室効果ガス の削減	「再生可能エネルギーの導入」で太陽光発電パネルの設置についてですが、人が空き地と考えている遊休地でも生物多様性に重要な環境があります。雑木林や草地、荒地にもそれぞれに適した動植物が見られます。これらの自然環境を無機質な太陽光発電スペースに置き換えるより、建築物の側面などの空きスペースに貼り付けるタイプの太陽光発電パネルなどを住宅地や工場に拡充していく方が自然には優しいです。生物多様性への配慮をした再生可能エネルギーの導入も考えてください。	今後、軽量化により建物外壁にも設置が可能な「ペロブスカイト型太陽電池」の本格的な実用化に向けた動きが期待されており、再生可能エネルギーの技術進展の動向を注視しつつ、自然に優しい再生可能エネルギーの事業者などへの導入啓発を進めてまいります。
23	43	第4章 環境の柱4循環型社会 施策8 ごみの減量・資源化	p43「ごみ減量の推進」および、p.36「低農薬・有機栽培など環境保全型農業の実施」に関することですが、他所の市の取り組みで有機農法のお米に切り替えたら米の味がよくなり、給食を残す量が減少し、フードロス削減、食育に貢献した例があります。東海市でも市内で有機栽培を農家に呼びかけ、そのお米を購入し、学校給食に活用する施策ができないか、検討してください。	学校給食に地元の有機食材を活用する取組は、地域産業の活性化や環境保全、食育などの観点で期待が高い一方で、安定供給や合意形成などの課題もあります。いただいたご意見は、今後の具体的な事業を進める際の参考とさせていただきます。
24	46	第4章 環境の柱5環境行動 施策10 環境意識の向上	「環境調査の充実とデータベース化」はぜひとも実施してください。	市内の環境を評価し、取組を効果的に推進していくためにも、環境情報は重要であると考えており、市内の大気・水質等の調査、自然・生物調査などのより一層の充実及びデータベース化に努めてまいります。

項番	頁	意見 該当箇所	パブコメ意見	市の考え方
25	46	第4章 環境の柱5環境行動 施策10 環境意識の向 上	<p>「エコスクールによるあらゆる世代への学習機会の提供」は、エコスクールに限らず、さまざまな媒体や冊子等を用いて学習機会を提供してください。具体的には規模の小さなものから、パンフレット、ブックレット、市史自然編等が考えられます。とくに生きものがこんなにも色々というところがわかりやすい写真をふんだんにしたツールがほしいところです。これらのツールはp.47「環境情報を入手することへの意識向上」の入手のためにも必要です。</p> <p>動植物への興味関心を例にとると、まず生きものが多く、見ていて、捕まえてみて、その行為が楽しいことからはじまります。動植物が少ない環境を改善し、できるだけ多くの動植物が見られる環境にしていく必要があります。市民の関心を高めるには、生きものに接することができて楽しい環境の保護・保全、構築が重要と考えます。</p> <p>そこに追加して、それらの名前を知ることができるというのが基本的なことです。一般的な図鑑では北海道から沖縄までの動植物が掲載され、手元で見られたものの名前を知ること自体が難しいことがよくあります。そのため地域に根ざした図鑑の代わりになるものがほしいというところに落ち着きます。地域の図鑑の簡単なものが場所ごと季節ごとのパンフレットやブックレットに相当し、専門的なものが市史自然編といえます。低予算で簡単などころから継続的に調査、採集、撮影を行ない、低予算なものから発行し、市民の関心を高め、最終的に市史自然編までまとめ上げるのも手ではないかと思えます。</p> <p>生物多様性への市民の気運を盛り上げるためには、市民が生物に興味を持つ仕掛けがもっと必要と思えます。たとえばエコスクールの最初に、一年を通じて観察するとこれらの生きものに出会えるかもしれないと思わせるパンフレットがあると、参加者のテンションが上がると思えます。このような写真などから対象を市全体に拡大して掲載種数と文面を追加すれば、分野ごとのブックレットが作成できます。ブックレットの分野を増やし、種数を増やし、まとめれば市史自然編が完成することでしょう。生物調査などによる継続的なモニタリングがさらに定点でできると、環境の変化がわかりますし、エコスクールやブックレットなどで生物暦として活用することにも繋がります。市の広報誌においても、たとえば豊明市では広報とよあけに市内の生きものについて解説する連載が0.5ページ割り当てられて20年以上続いています。豊明市の大狭間湿地や武豊町の壱町田湿地では、その場所で見られる生きもののパンフレットがあります。利用者が多い加木屋緑地や大池公園などで、このようなパンフレットがあるとよいと思えます。東浦町や安城市、春日井市、岡崎市、豊田市などでは、色々な分野の生きものごとにブックレットを作成しています。東浦町、豊明市、日進市、稲武町、設楽町、音羽町などでは、市町史で自然編を出版しています。東海市よりも財政基盤が脆弱な市町でしっかりと予算付けを行ない実施している内容が、東海市ほど財政的に豊かな市でできていないことは留意しておく必要があると思えます。</p>	<p>施策4「生物多様性の確保」において、「自然・生物調査の実施」を推進項目として掲げており、より一層の調査の実施を推進するとともに、パンフレットなどのツールの作成も含めた効果的な啓発や学習機会の提供について、いただいたご意見を今後の事業を進める際の参考とさせていただきます。</p>
26	48	第4章 環境の柱5環境行動 施策11 環境保全活動 の実践	<p>いずれの推進項目もぜひとも実施してください。ただし、加木屋緑地を例にとると、動植物の生息・生育環境への配慮が足りない維持管理方法が一部にあります。生活環境課がいう生物多様性の保全を、花と緑の推進課、実際に作業を行なう東海市施設管理協会、加木屋コミュニティにいか理解していただき、生息・生育環境に配慮した維持管理方法に結びつけていくのか、そこはしっかりと連携・整合をはかり、取り組みを推進する仕組みづくりを行なっていただきたいです。加木屋緑地の場合、公園としてきれいに維持管理する場所と、生物多様性に配慮してそのまま保全する場所、里山環境として維持管理する場所を決めるのがよいと思えます。東海市で絶滅が懸念される植物の移植先、環境学習に用いる植物の植栽など、さまざまなボランティア活動をしている内容を考慮すると、それらの植物は植物園や見本園のようにするのが無難と思えます。絶滅が懸念される植物の種や群落の移植を優先的に考慮すると、理想としては自生地の植生を再現する場所の創出となります。複数株からの種子の採取や移植で遺伝的多様性を維持、複数の自生地からの植生の再現を複数個所に行なうことで、遺伝的劣化に備えて遺伝子交流ができるように実施するとよいです。また、公共工事で市が用地買収を完了した場所は、移植用の植物を調達しやすいことから、用地取得時から当該課と生活環境課と連携を開始し、移植先を管理する花と緑の推進課に渡すまでの流れを一元管理できる体制がほしいところです。実施する場合、p.66-69の「東海市環境基本条例」第9条および第10条を考慮すると、移植に伴う費用を捻出するかどうかは努め方次第ですから、自生地の植生再現を第一目標に掲げてほしいです。</p>	<p>取り組みを推進する仕組みづくりとしましては、62頁「推進主体の責任と役割」に記載しているように、「各主体が果たすべき責任と役割を踏まえて、ともに手を携え、相互に補完し、協力して進めていくこと」ことが重要だと考えており、庁内での対応としましては、「環境基本計画庁内会議」を活用するなど、関係部局と、総合的・横断的な調整・連携を図り、推進項目に取り組んでまいります。いただいたご意見は、今後、具体的に事業を進めていく際の参考とさせていただきます。</p>
27	57	5章 3戦略の目標及び施 策（2）主な取り組み 「施策 自然と共生す るまちの形成」	<p>「緑化を行う際は、地域の自然に配慮しながら在来種を可能な範囲で優先します。」との記載がありますが、同時に、環境省の「生態系被害防止外来種リスト」記載の種等、生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種を緑化に用いないように配慮する旨を明記してはいかがでしょうか。</p>	<p>生物多様性の確保のためには、地域の在来種の保全を優先するとともに、侵略的外来種による遺伝的かく乱を防止することが必要だと考えます。その意図を示すために、「緑化を行う際は、地域の自然に配慮しながら在来種を可能な範囲で優先するとともに、生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種を緑化に用いないように配慮します。」と追記対応いたします。</p>
28	57- 58	第5章 3戦略の目標及び施 策（2）主な取り組み	<p>東海市は、近年、開発が進み発展を感じます。それ自体は良いことですが、一方で、昔ながらの里山などが減っていると感じます。第3次環境計画では、生物多様性地域戦略について、1章を割いて記載されており、自然や生物を守っていくことはとてもよい取り組みだと思つたため、ぜひ力を入れて取り組んでいただきたいです。</p>	<p>本市の都市計画マスタープランにおいて、開発を促進する区域と自然環境を保全・活用する区域などを定めた方針を策定し都市づくりを進めているところで、加木屋緑地を自然環境再生拠点として整備するなど、生物多様性の確保に取り組んできた他、市民に向けた環境学習として、河川での生物調査や昆虫観察会などをエコスクールとして実施してきたところですが、第3次環境基本計画にて、「自然共生」を環境の柱に位置づけたことや、「生物多様性地域戦略」を章立てして記載を充実させたことも踏まえ、今後、より一層の生物多様性の確保を推進できるよう施策・事業を実施してまいります。</p>

令和7年度以降の組織体制について（案）

1 組織構成

第2次計画の組織構成と同様の構成とする。



2 具体的な組織体制

委員構成		部会・委員会等		委員長等	
事業所を代表する者	6人	生活環境保全・自然共生 (エコスクール実行委員会 兼務)	6人	委員長	1
NPOを代表する者	3人	気候変動・循環型社会 (3R推進協議会 兼務)	6人	部会長	2
市内に住所を有する者	3人				
合計	12人	合計	12人	合計	3

令和 7 年度の推進委員会の進め方について（案）

1 開催スケジュール

	第 1 回委員会	第 2 回委員会	第 3 回委員会
第 3 次計画 期間	5～6 月 ・ 年次報告書の検討 ・ 課題の検討改善 ※指標の集計ができる のが 5 月中旬以降	8 月 ・ 年次報告書の確定 ・ 課題の検討改善 ※年次報告書は 10 月 公表を予定 ※課題を早期に検討 し、10 月予算策定に間 に合うようにする	12 月 ・ 課題の検討改善 ・ 次年度の運営検討 ・ 環境施策の紹介等

2 令和 7 年度年次報告書の作成方針について

(1) 課題

東海市総合計画が第 7 次計画に切り替わったことで、これまで取得していたアンケート指標結果が把握できなくなった等の理由により、21 指標のうち 7 指標が把握できないため、これまでどおりの年次報告書の形式での作成や評価は困難であるもの。

(2) 対応策

令和 7 年度年次報告書は、令和 6 年度に推進委員会で作成した「第 2 次計画の振り返り（サンプル：資料 5 - 2）」をベースとして、令和 7 年度に取得可能な指標値を追記して、第 2 次計画期間全体を振りかえる内容とする。

3 令和 7 年度の委員会で検討するその他の内容について

(1) 第 3 次計画期間における年次報告書のフォーマット

(2) 次期計画を踏まえて、どういった事業を行っていくとよいかの検討

(案)

令和7年度（2025年度）版
環境基本計画年次報告書

～第2次計画期間の振りかえり～



東 海 市

令和7年（2025年） 月

1. 環境の柱ごとの振りかえり

環境の柱1 環境教育

ビジョン

地域や地球の環境をまもり育てるひとづくり・きっかけづくり

策定当初の課題

- 地球温暖化等の環境問題に対する理解・意識を高めるため市民への普及啓発が必要である。
- 環境学習の充実による参加者層の拡大が求められている。
- 環境に関する団体や人材の育成が進んでいない。

計画の取組状況と課題

環境分野	行動計画	主な事業、実施内容等
1. 環境教育	環境教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○エコスクールの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・エコスクール実行委員会によるスクールを開催（R6は31講座実施） ・開催結果のホームページ掲載、ネット申込などによる参加促進 ○3R活動の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・生活情報アプリによるごみの分別方法の掲載・配信 ○イベント等での啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・東海秋まつりなど環境イベントの開催
	環境保全活動の担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○エコスクールの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちへの環境学習による次世代の担い手づくり、エコスクール実行委員会等を通じた担い手の知識・ノウハウ等の継承 ○環境基本計画推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・委員公募などによる新たな担い手の発掘

社会動向及び国・県の動向

- ・SDGsにおけるパートナーシップの重要性
- ・企業のCSV経営（共有価値の創造を軸とした経営）など環境教育・活動の広がり
- ・小・中学校の新学習指導要領における「持続可能な社会の創り手」の育成、「カリキュラム・マネジメント」、「主体的・対話的で深い学び」

関連する市内の動き

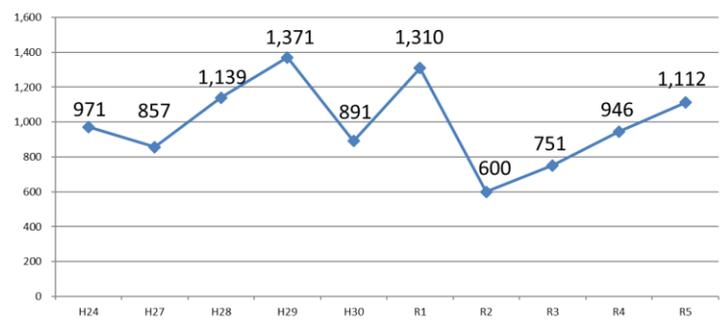
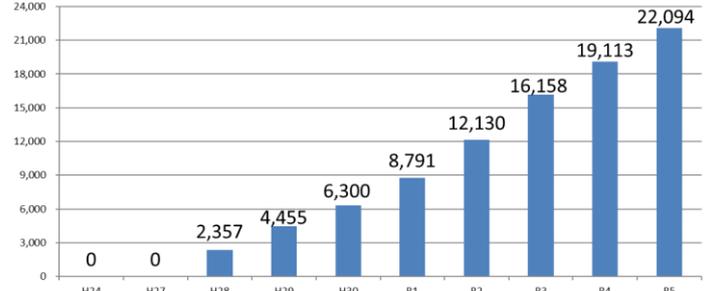
- ・県内の大学生やNPOが中心となって活動する「命をつなぐPROJECT」が、東海市、知多市の臨海部を中心に立地している企業12社や、専門家、行政（県・東海市・知多市）と協力して、生物多様性の保全に係る環境イベントや企業緑地でのビオトープ観察会を開催し、市民向けの環境学習を推進している。
- ・太田川駅前広場でSDGs関連イベントが開催され賑わいを見せており、環境学習に対する事業者や市民の意識が向上している。

現状・課題と今後の方向性

- ・エコスクールを拡充してきたが、今後も学習機会を充実させるとともに、SDGs、地球温暖化対策など、世界全体で取り組みが進められている内容の講座をより一層開催し、参加者数の増加及び啓発を進展させる必要がある。
- ・県と合同でイベント（エコアクション）を実施した他、市政50周年記念の環境イベント、民間の活動団体（命のプロジェクトなど）のイベントに協力するなどの活動を実施したが、市内で活動が広がるために更なるイベントの実施や啓発の必要がある。
- ・市による情報提供は、広報紙、エコスクールチラシ、ホームページ、駅前デジタル掲示板、公式LINEなどを実施したが、従前の広報紙が未だに影響が大きいことから、今後も継続的に情報提供ツール・発信方法等を検討し、情報発信力を強化していく必要がある。
- ・エコスクールの公募講座を拡充し、講座開催数も増加させているが、市内で環境問題に取り組む人材や団体の発掘及び育成に課題があり、企業と連携して人材育成を図る等の取組みも検討しつつ、リーダー養成や人と人とのネットワーク作りに取り組んでいく。

成果指標の評価

1. 環境教育

1	<p>エコスクールの参加者数</p> 	<p>めざす方向性(達成状況)</p> <p>↑増加達成</p>	<p>特記事項、その他データ等</p> <p>H29は廻間公園フジバカマ植栽会及び秋祭りで大規模集客ができ、R1は市政50周年イベントで大幅増。R2は新型コロナウイルス感染症の影響で大幅な減少。</p>
指標の達成状況	<p>・基準値から141人増加し、順調に進展している。</p> <p>・「エコスクールの参加者数」は、周年記念イベント、植栽会などを実施することで大幅に増加するが、近年は、これらのイベント等が無くても、既存の講座を着実に開催するとともに、温暖化対策講座などの新規講座の実施、水生生物の自然観察などの人気講座の開催頻度を増加させるなどの取組により集客ができています。</p>		
委員会での主な意見	<p>・エコスクールはコロナ禍後増加傾向にあり、関係者の努力等の成果と考える。今後も拡充し事業を継続していくことが望ましい。</p> <p>・より一層の参加者拡充のため、生活様式の多様化に対応できるように参加要件等を見直ししていくことも重要である。</p> <p>・参加者数の指標は、感染症による定員減の課題や質の確保の観点から課題がある。一方で、満足度は現状でも90%を超えており、指標とすることが難しい。増減の要因分析を含めて、次期計画では指標を検討していく必要がある。</p>		
2	<p>生活情報アプリの累計ダウンロード数（件）</p> 	<p>めざす方向性(達成状況)</p> <p>↑増加</p>	<p>特記事項、その他データ等</p> <p>生活情報アプリのアクティブユーザー数・閲覧数（月間平均）は、R2からR3は増加したが、R3からR5は微減となっている。</p>
指標の達成状況	<p>・ダウンロード数は、累計件数であり順調に増加しているが、一方で、アクティブユーザー数・閲覧数は満足できる水準には至っておらず市民の使用状況に課題がある。</p>		
委員会での主な意見	<p>・累計ダウンロード数は伸びていることは評価できるが、実際にユーザが使っているかどうかかわからない。→アクティブユーザー及び閲覧数の分析では増加傾向にあるものの、満足できる数ではない。また、生活情報アプリだけでは環境学習の啓発の指標としては不十分で、指標の見直しを検討していく必要がある。</p> <p>・環境学習の広報として、市では、デジタル掲示板、ホームページ等のツールも活用しているが、アンケート結果では、従前からある広報紙やチラシ配布の影響力が強く、新たなツールを活かしきれていないと感じるため、現在主流となっているツールを活用するとともに、開催結果等について興味を持ってもらえるように情報発信していくとよい。</p> <p>・委員会でIT化の推進を度々取り上げていることについて、できる範囲で市も対応していると感じるが、より一層のIT化を進める必要がある。</p>		

<関連データ>

○エコスクールの開催状況

エコスクール講座	計画数		合計
	事務局講座	公募講座	
H29	10	1	11
H30	8	2	10
R1	6	3	9
R2	6	3	9
R3	6	3	9
R4	7	3	10
R5	5	8	13
R6※予定	7	8	15

○エコスクール参加者の満足度

アンケート満足度	
※満足・やや満足と回答した親の割合	
R4	94.4%
R5	98.5%

○生活情報アプリの使用状況

生活情報アプリにおける 月間平均	R2	R3	R4	R5
アクティブユーザー数	1,864	2,483	2,426	2,583
閲覧数	10,536	12,898	12,067	11,626

第3次東海市環境基本計画（案）

パブリックコメント時からの変更点

※軽微な修正は除く

※本文中に網掛け表示

番号	頁	変更内容	変更理由
1	5 37 38 41 42 79 80	グリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能を活かした環境づくり）及びEco-DRR（自然を効果的に利用して、近年激甚化・頻発化する自然災害の防災や減災の役に立てようという考え方）の内容追加	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントにおける自然を活かした環境づくりに係る意見があったことを踏まえて修正 ・国の第六次環境基本計画にも記載されている考え方であるもの ・用語解説にも追加するもの
2	9	「主な環境関連の動向」の表にCOP29に関する記載を追加	・パブリックコメント意見を踏まえて修正
3	57	下線部を追記 「緑化を行う際は、地域の自然に配慮しながら在来種を可能な範囲で優先するとともに、生態系に被害を及ぼす恐れのある外来種を緑化に用いないように配慮します。」	・パブリックコメント意見を踏まえて修正

令和 年（ 年） 月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の役割と位置づけ	1
2 環境を取り巻く社会情勢	3
第2章 東海市の現状と課題	10
1 市の概況	10
2 これまでの主な取り組みと今後の課題	14
第3章 計画のビジョン	24
1 めざす環境ビジョン	24
2 環境ビジョンを実現するための環境の柱	25
第4章 環境の柱ごとの基本的な施策	27
1 施策体系	27
2 指標	28
3 環境の柱ごとの施策・推進項目	29
第5章 東海市生物多様性地域戦略	50
1 生物多様性とは	50
2 市内の生物多様性の状況	53
3 戦略の目標及び施策	56
4 市内での生物多様性の取り組み	59
第6章 計画の推進方法	62
1 推進主体の責任と役割	62
2 推進体制	63
3 進行管理	64
参考資料	66

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の役割と位置づけ

(1) 計画策定の趣旨

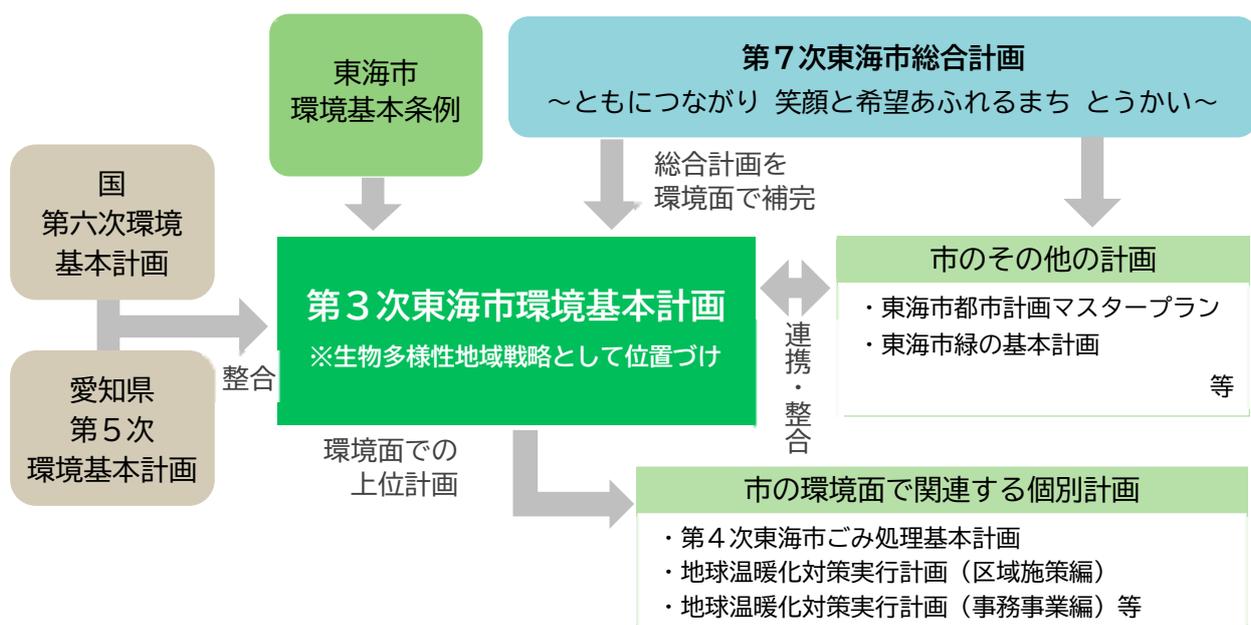
本市では、平成17年(2005年)に東海市環境基本条例を制定し、平成19年(2007年)3月に同条例に基づき東海市環境基本計画を策定し、同計画のビジョンである「未来につなぐ美しいふるさと東海」の実現に向けたさまざまな環境施策を推進してきました。さらに、平成29年(2017年)3月には、同ビジョンを継承した「第2次東海市環境基本計画」(以下、「第2次計画」という。)を策定し、市民・地域・団体・事業者・市の連携・協働による環境施策を展開してきました。

このような中、令和6年度(2024年度)に第2次計画期間の最終年度を迎えたことを受けて、本市を取り巻く状況や課題、社会情勢の変化などを踏まえて、新たな10年間の方向性と取り組みを示す「第3次東海市環境基本計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、東海市環境基本条例に基づく、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境に関する基本的な計画です。また、生物多様性基本法第13条に基づき、本市の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性地域戦略」として位置づけます。

第3次東海市環境基本計画は、第7次東海市総合計画における将来都市像「ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい」を環境面から実現する計画としての役割を担っており、また、市のその他の計画との連携・整合を図っています。



計画の位置づけ

2 環境を取り巻く社会情勢

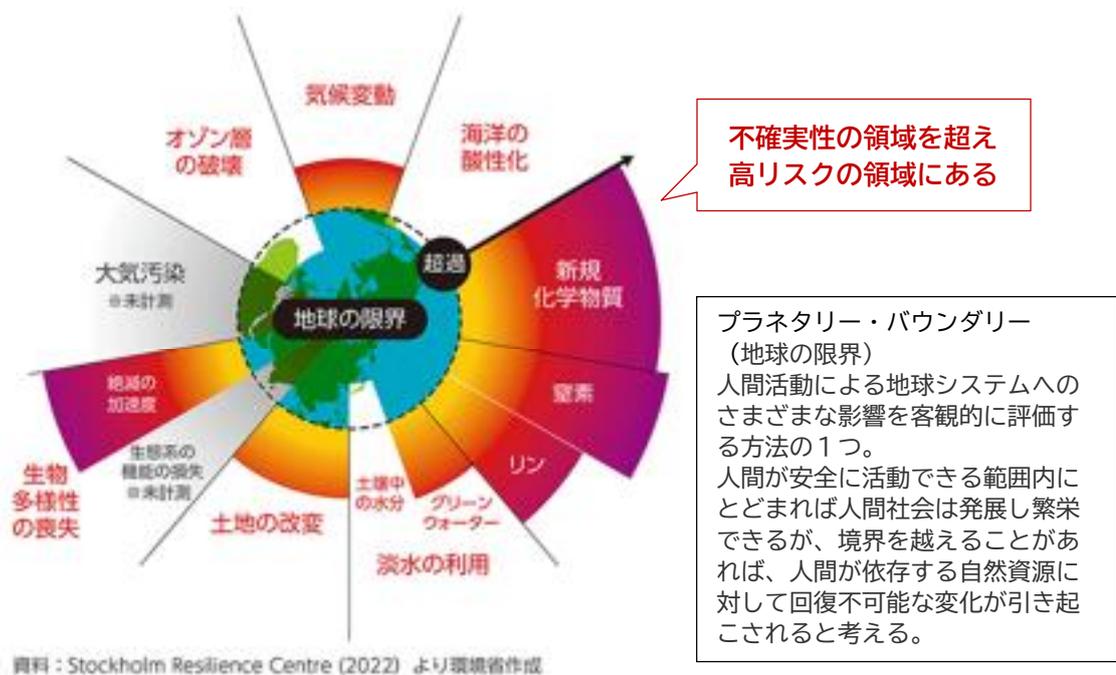
(1) SDGs、Well-being(ウェルビーイング)と新たな成長

平成27年(2015年)の国連サミットでSDGs(持続可能な開発目標)が採択され、令和12年(2030年)までの国際社会の共通目標として、誰ひとり取り残さない社会のための17の目標が掲げられました。令和5年(2023年)7月の報告において、「目標達成が危機にさらされている」ことが報告され、取り組みの加速が必要となっています。

モノから心の豊かさへ価値観が変化する中で、新たな考え方として、社会的、経済的、環境的に個人や社会が良好な状態にあることを意味する「Well-being」への注目が高まっています。

令和6年(2024年)5月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」では、環境政策の最上位の目標として、「現在及び将来の国民一人一人のWell-being/高い生活の質」の実現が掲げられました。そして、気候変動、生物多様性の損失、汚染の危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

本市でも、第7次東海市総合計画においてSDGsの目標を関連づけるとともに「経済・社会・環境」の三側面から関係性を示し、将来都市像の実現と「誰一人取り残さない」持続可能な発展をめざしています。



プラネタリー・バウンダリーによる地球の変化への評価

出典：環境省「令和5年版環境・循環型社会・生物多様性白書」

(2) 地球温暖化・気候変動対策の拡大

世界各地で異常気象が頻発するなど気候変動問題が深刻化し、人々の安全を脅かす喫緊の課題となっています。世界共通の認識である産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑えるためには、これまで以上の取り組みが早急に必要となっています。

国内では、政府が令和2年(2020年)10月に、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル宣言」を行い、令和12年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比で温室効果ガスを46%削減することをめざし、さらに50%の高みに向け挑戦し続けることを表明しました。取り組みとしては、自治体における「ゼロカーボンシティ宣言」の表明や、事業者におけるRE100(自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことをめざすイニシアティブ)の表明、消費者の行動変容・ライフスタイル転換を促進する動きなどが進展しています。

また、温室効果ガスを減らす「緩和」の取り組みだけでなく、今後避けられない気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応」の取り組みも進んでおり、緩和と適応の両輪で社会全体が取り組むことが求められています。特に、ゲリラ豪雨などの自然災害や熱中症に対する危機感が高まっており、取り組みとしてハード・ソフト両面での対策やリスク管理などが求められています。

本市では、令和4年(2022年)3月に、令和32年(2050年)を目途に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、令和5年(2023年)9月には市民、事業者、行政の各主体が取り組むべき温暖化対策の具体的な目標や方向性などを定める「東海市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを進めています。



緩和と適応

出典:気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

(3) 生物多様性の保全など自然との共生の強化

生物多様性は、食料や水、気候の安定など、私たちの暮らしに欠かせないさまざまなサービスをもたらしています。しかし、現在は「第6の大量絶滅時代」と言われるほど、人間活動によって過去とは桁違いの速さで絶滅が進行しており、適切な対策が必要となっています。

平成22年(2010年)10月のCOP10で採択された「愛知目標」の目標達成は、20の個別目標のうち6つが部分的に達成されるにとどまりました。令和4年(2022年)12月のCOP15では、新たな国際目標として、令和12年(2030年)までに地球上の陸域、海洋・沿岸域、内陸水域の30%を保護する「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、食料廃棄の半減や、生物多様性を活用したビジネス展開などについてもめざすこととなっています。

また、自然環境が有する機能を都市整備などに活かしていくグリーンインフラや、生態系を防災・減災に活かすEco-DRRなど、自然環境を活用したアプローチにより、地域の課題解決と自然生態系の保全を一体的に進めていく取り組みが注目されています。

国内では、令和5年(2023年)3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる「ネイチャーポジティブ(自然再興)」の目標が掲げられました。このため、陸と海の30%以上を健全な生態系として保全する「30by30」をめざし、自治体や事業者が保有・管理する里山や森林・緑地・公園等を「自然共生サイト」として認定する取り組みも始まっています。

本市では、臨海部工業地帯に位置する企業緑地を中心とした「知多半島グリーンベルト」が、令和5年(2023年)10月に「自然共生サイト」の認定を取得し、さまざまな活動主体が連携して生物多様性保全の取り組みを進めています。



30by30実現後の地域イメージ ~自然を活用した課題解決~

出典:生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議「30by30ロードマップ」

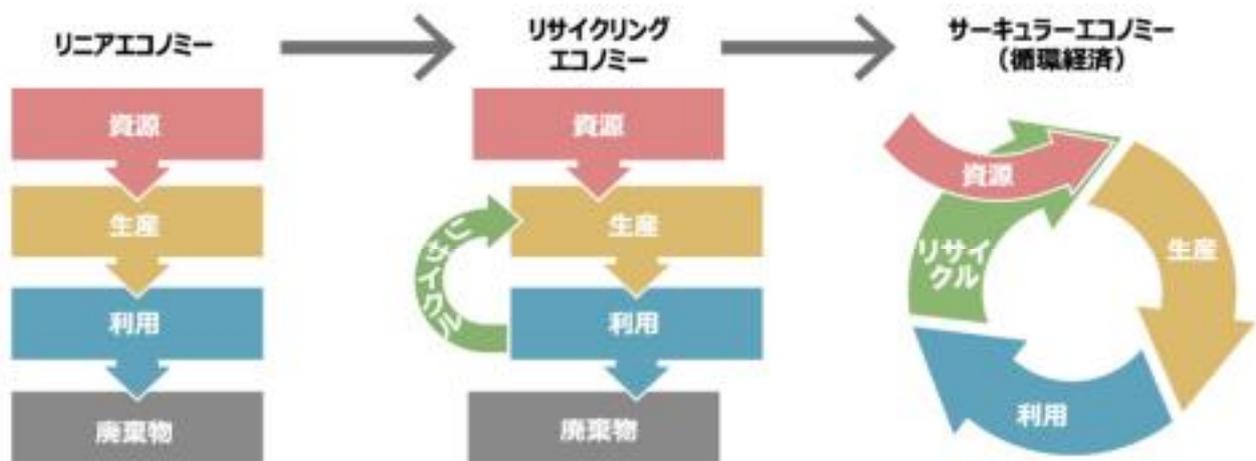
(4) 資源循環の加速化への期待

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化につながる経済活動をめざす「サーキュラーエコノミー」の考え方が注目されています。

海洋等に投棄されるプラスチックごみの多さ、マイクロプラスチック問題等から、世界全体での取り組みが急務とされ、国際的な議論も進んできました。令和元年(2019年)6月の G20大阪サミットでは、令和32年(2050年)までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、国内でも令和4年(2022年)4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。これにより、設計・製造段階での環境配慮や、ワンウェイプラスチック使用の合理化、使用済み製品プラスチックの回収・再商品化など、あらゆる主体でプラスチックの資源循環が進んでいくことが期待されています。

また、食品ロス問題が国際的に重要な課題と認識され、令和12年(2030年)までに半減させることが世界共通の目標となっています。国内では令和元年(2019年)10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、翌年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

本市では、3R(リデュース、リユース、リサイクル)と適正排出・処分を推進するため、市民(地域・家庭)・事業者・行政それぞれが主体となった協働の取り組みを進めてきました。また、令和5年(2023年)10月からはプラスチックの回収方法を変更するとともに、令和6年(2024年)7月には、本市と知多市のごみ処理を共同で行う「西知多クリーンセンター」を供用開始しました。



サーキュラーエコノミーのイメージ

出典:愛知県「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」

サーキュラーエコノミーとは、「従来の3Rの取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等をめざすもの」で、温室効果ガスの排出やエネルギーの使用の抑制にもつながります。

(5)健康で良好な生活環境の重要性の再認識

新型コロナウイルス感染症の流行などを契機に、気候変動や生物多様性の損失、環境汚染などの環境危機に伴う健康への脅威の増大が懸念されています。例えば、気候変動による健康影響は、熱中症などの健康被害や、自然災害による人的被害・メンタルヘルス問題、感染症の流行パターン・地域の変化など多岐にわたります。このように、「地球の健康(地球環境の健全性)」と「人を含む生物の健康」は、相互に関係しており、一体的に捉えるべきであるという「プラネタリー・ヘルス」に関する議論が活発化しています。

国全体として、かねてからの重要な環境課題である公害対策に対して一定の成果を上げてきたところですが、光化学オキシダントや化学物質の環境リスク対応など、引き続き取り組むべき課題に加え、マイクロプラスチック汚染や有害化学物質によるグローバルな汚染など、新たに取り組むべき課題もみられます。人々が健康的で安心・安全に暮らすことのできる持続可能な社会に向けて、「プラネタリー・ヘルス」の視点から、環境問題に取り組んでいくことが求められています。

本市では、名古屋南部臨海工業地帯が広がる都市として、健康的で誰もが暮らしやすい生活環境の実現に向けて、環境測定や環境保全対策に取り組んでいるところですが、引き続き対策の充実が求められています。

【プラネタリー・ヘルスに関する世界の動き】

国・組織名・出版年	施策・報告書等名	概要(“planetary health”等が含まれる部分)
国連環境計画 (UNEP) 2021年	Making Peace with Nature - A scientific blueprint to tackle the climate, biodiversity and pollution emergencies	人間の健康と地球の健康(Planetary Health)は密接に関連しており、両者を保護することを目的とした政策も統合されるべきであることが強調されている。
国際自然保護連合 (IUCN) 2022年	A global convention to stand together against pandemics	「地球の健康(Planetary Health)」というビジョンに端を発し、人類の幸福と他の生命体の保護を密接に統合している。
ドイツ地球環境変化に関する諮問委員会(WBGU) 2021年	Planetary Health : What we need to talk about	地球の健康(Planetary Health)について「現在のライフスタイルが人間を不健康にし、また地球を破壊している」「健康な人類は健康な地球にしか存在できない」「地球の健康のために人類は文明の転換を進める必要がある」と主張をしている。

出典:環境省『「新たな成長」の視点による経済・社会的課題の同時解決の方向性(国際)』(令和5年(2023年)2月)

(6)環境学習等による持続可能な社会を担う人づくりの推進

持続可能な社会の実現のためには、地域が主体となった地域づくりと、そのための人づくりが必要不可欠です。しかしながら、人口減少・高齢化や、人々の働き方・暮らし方の変化や価値観の多様化が進む中で、地域づくりを担う人材の確保が困難な状況となっています。

学校教育の現場においては、令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)にかけて、小中学校で新しい学習指導要領が始まったことで、次世代を担う子どもたちへの主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)や社会に開かれた教育課程などが重視され、環境教育に関しても各教科等で関連する内容が盛り込まれました。

愛知県では、平成30年(2018年)3月に「愛知県環境学習等行動計画2030」を策定し、多様な主体との連携・協働により、各世代に応じたさまざまな環境学習を実施しています。

本市では、平成20年(2008年)から、「楽しく」、「体験・体感」、「発見・気づき」を大切に、豊かな感性を伸ばしていくことをめざした「東海市エコスクール」を開催しており、年間30講座程度のプログラムを実施し、自ら進んで環境問題に取り組むことのできる人づくりを進めています。また、市内では、さまざまな地域・団体・事業者が、環境イベント、自然観察会などの環境学習を推進しています。



東海市エコスクールの様子

出典:生活環境課業務資料



学生・事業者が連携した地域住民向け緑地見学会

出典:環境省「自然共生サイト」

主な環境関連の動向

年度	国際社会	国・県	市
H27 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> 国連サミット「持続可能な開発目標(SDGs)」採択 COP21(国連気候変動枠組条約締約国会議)「パリ協定」採択 	<ul style="list-style-type: none"> (国)気候変動の影響への適応計画の閣議決定 	
H28 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> 「パリ協定」発効 	<ul style="list-style-type: none"> (国)地球温暖化対策計画の閣議決定 	
H29 (2017)			<ul style="list-style-type: none"> 第2次環境基本計画の開始 第4次ごみ処理基本計画の開始 緑の基本計画の開始
H30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> IPCC「1.5℃特別報告書」公表 	<ul style="list-style-type: none"> (国)第五次環境基本計画の閣議決定 (国)気候変動適応法の施行 (県)あいち地球温暖化防止戦略2030の策定 	
R1 (2019)			<ul style="list-style-type: none"> 第6次総合計画後期計画の開始
R2 (2020)		<ul style="list-style-type: none"> (国)2050年カーボンニュートラルの宣言 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次環境基本計画後期計画の開始
R3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> COP26(国連気候変動枠組条約締約国会議)「グラスゴー気候合意、パリルールブック」完成 	<ul style="list-style-type: none"> (国)地域脱炭素ロードマップの策定 (県)第5次愛知県環境基本計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の開始 ゼロカーボンシティ宣言
R4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> COP15(生物多様性条約締約国会議)「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択 COP27(国連気候変動枠組条約締約国会議)「シャルム・エル・シェイク実施計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> (県)あいち地球温暖化防止戦略2030の改訂 	<ul style="list-style-type: none"> 第4次東海市ごみ処理基本計画後期計画の開始
R5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> COP28(国連気候変動枠組条約締約国会議)「グローバル・ストックテイク」実施 	<ul style="list-style-type: none"> (国)生物多様性国家戦略2023-2030の閣議決定 (国)GX推進法の閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の開始
R6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> COP29(国連気候変動枠組条約締約国会議)「気候資金に関する新規合同数値目標」設定 	<ul style="list-style-type: none"> (国)第六次環境基本計画の閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 第7次総合計画の開始

第2章 東海市の現状と課題

1 市の概況

(1) 位置

本市は、知多半島の西北端で、名古屋市の中心部まで約15 kmに位置しており、東西に8.06 km、南北に10.97 km、面積は43.43 km²となっています。西は伊勢湾に面し名古屋港の一角を担い、北は名古屋市(港区、南区、緑区)、東は大府市、東浦町、南は知多市に接しています。

愛知県の主要な工業地域である名古屋南部臨海工業地帯の一角を形成しており、産業上の拠点都市としての役割を果たしています。また、中部国際空港の開港や伊勢湾岸道路の完成以来、物流拠点としての役割も果たしています。



(2) 自然的環境

ア 地形、土地利用等

市域は、南北を通過する西知多道路によって内陸部と臨海部に区分され、内陸部東部は標高20 mから60mの緩傾斜丘陵となっており、臨海部西部は埋め立て地や干拓地があり、工業地域や畑として利用されています。

東部や南部には豊かな自然を有する里山やまとまりのある農地が広がり、雨水を農業用水として利用するためのため池も多く分布しています。

市街地周辺はさまざまな河川が流れ、洋ランやフキ栽培などの都市近郊農業地帯も広がっています。

臨海部との境界である緩衝ゾーンには緩衝緑地や耕作地が南北に伸びており、西知多道路沿いには企業緑地「知多半島グリーンベルト」が知多市にかけて幅100m、長さ10kmにわたり整備されています。



土地利用構想図
[目標年次: 令和15年度(2033年度)]

出典: 第7次東海市総合計画

イ 広域的位置づけ

愛知県は、尾張北東部、名古屋東部丘陵、三河山地、西三河と東三河の境界部、知多半島及び渥美半島にまとまった樹林地等があります。このまとまった樹林地等の分布は、丘陵地・山地の地形分類に概ね一致しており、水田や畑等を含めると三河山地から渥美半島や三ヶ根山、名古屋東部丘陵から知多半島など、内陸部から太平洋にかけて、連続的な緑地が形成されています。

本市は、知多半島の付け根に位置しており、名古屋東部丘陵・三河山地から知多半島南部にかけてつながる緑地帯の中間地に位置していることから、住宅地や産業用地としての魅力が高い本地域において分断・孤立されがちな生態系を確保するための場として、重要な役割を担っています。

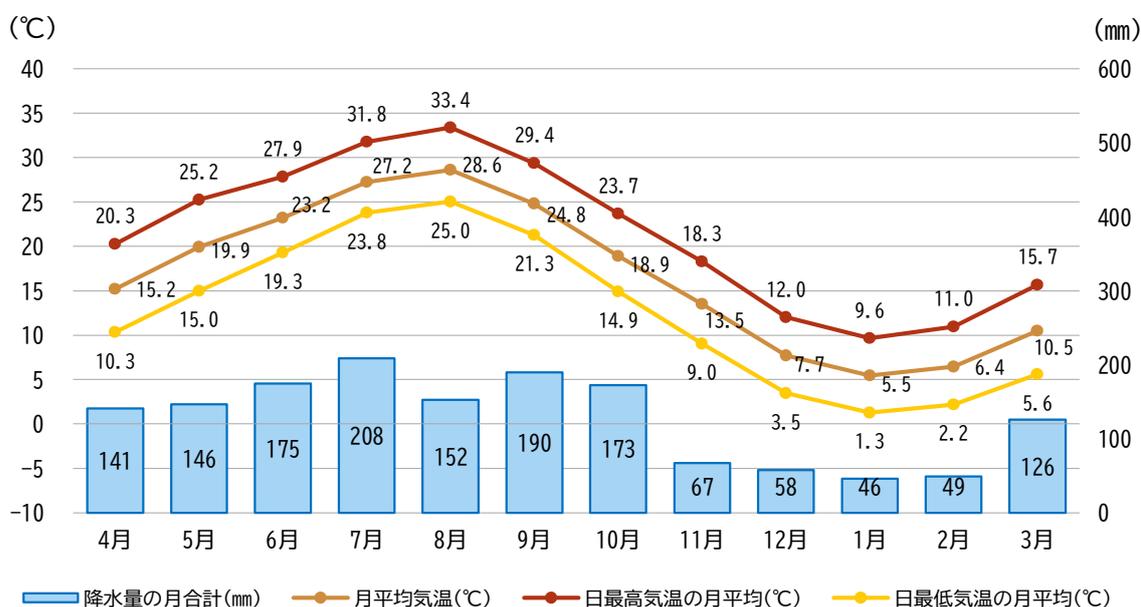


広域的な緑地の配置図

出典:愛知県広域緑地計画

ウ 気候

本市の年間降水量の平均(平成26年(2014年)～令和5年(2023年))は約 1,263mm、年間の平均気温は約17℃で、比較的温暖な気候となっています。

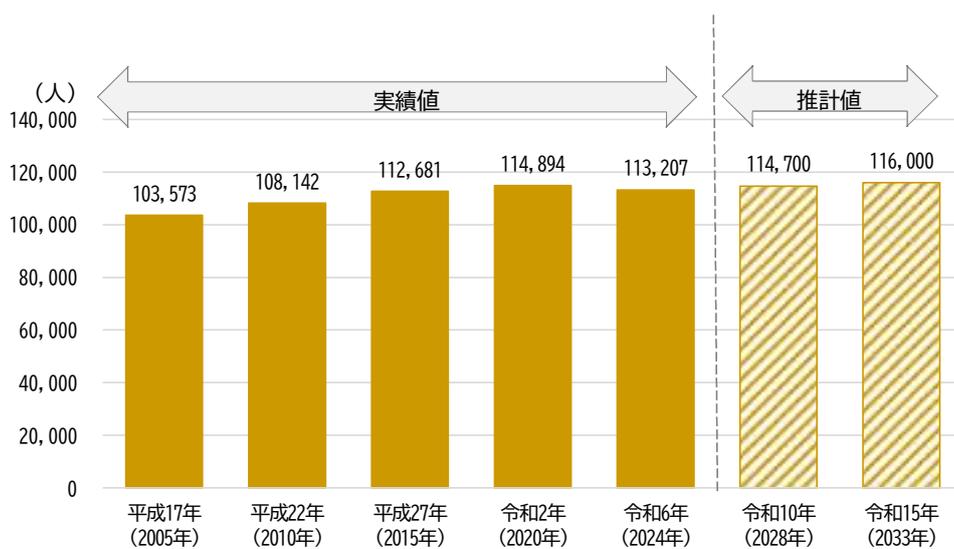


気候の推移

出典: 気象庁、大府観測所における2014年度～2023年度の平均

(3)人口

本市の人口は、近年、転出超過による社会減の傾向がありますが、今後は太田川駅や加木屋中ノ池駅周辺において土地区画整理事業や市街地整備事業が進み、令和15年(2033年)の将来推計人口は116,000人と増加する見込みであり、人口増加に伴う里山や農地などへの影響が考えられます。

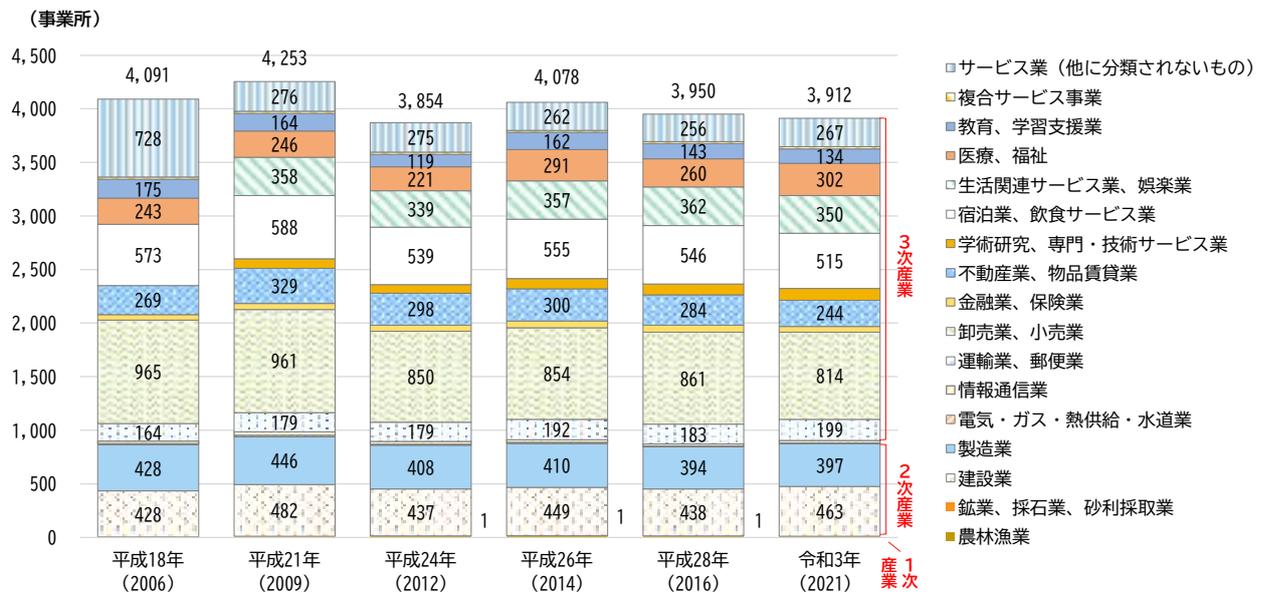


出典: 平成17年(2005年)から令和6年(2024年)まで(すべて4月1日時点)は住民基本台帳、令和10年(2028年)及び令和15年(2033年)は第7次東海市総合計画における推計値

(4) 産業

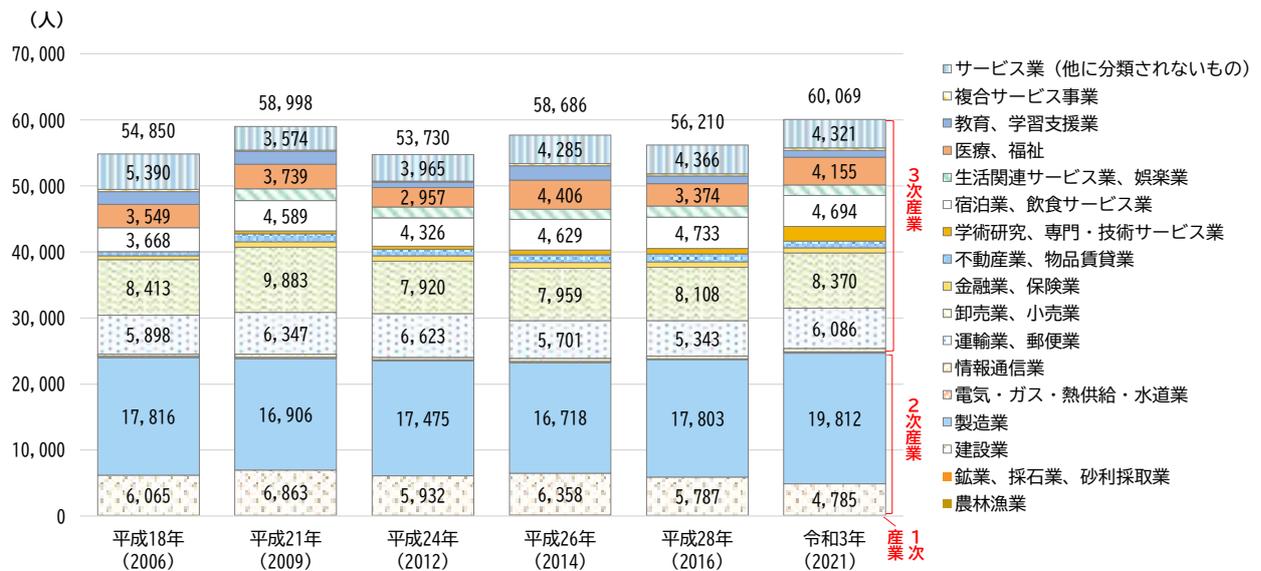
本市の事業所数を産業分類別で見ると、卸売業・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業、建設業、製造業の順となっており、第3次産業が多くなっています。

従業者数を産業分類別で見ると、製造業が最も多く、次いで卸売業・小売業、運輸業・郵便業の順となっています。



事業所数の推移

出典: 経済センサス



従業者数の推移

出典: 経済センサス

2 これまでの主な取り組みと今後の課題(第2次環境基本計画の振りかえり)

前計画である「第2次東海市環境基本計画」では、ビジョンである「未来につなぐ 美しいふるさと東海」の実現に向けて、4つの環境の柱及び9の環境分野を設定し、取り組みを進めてきました。

<ビジョン> 未来につなぐ 美しいふるさと東海

快適な市民生活の再生と創造が進み、多くのひとが環境に配慮した行動を行うことや、身近な場所での生き物とのふれあいを通じて感動が生まれています。
そして、さまざまな世代のひとが健康に暮らしている「美しいふるさと東海市」に愛着を持ち、子どもたちがふるさとに誇りを持って生活している未来へとつなげています。

<めざすふるさとの姿>

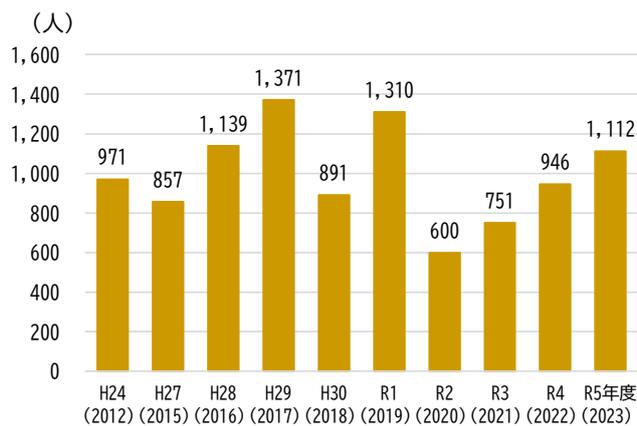
- 多くの市民が環境にやさしい行動をしています。
- 空気がきれいで、快適に暮らしています。
- 地球温暖化に関心を持つ人が増え、温室効果ガスの排出抑制に努めています。
- 緑(公園・緑地)や水(河川・池)がつながり、生物が身近に生息し、人と自然が共生しています。
- 「もったいない」意識が高まり食品ロスなどが少なく、ごみの分別が徹底され、資源が循環しています。



(1) 環境の柱1[環境教育]

【環境分野:環境教育】

- 平成20年(2008年)4月から実施している「東海市エコスクール(環境学習講座)」に多くの市民が参加しています。講座への参加を通して、市民の環境意識は年々向上していると考えられますが、今後も、講座テーマ・内容の充実を図りながら、参加者の拡充や環境意識の向上を図っていくことが求められます。
- 臨海部の企業緑地において、さまざまな活動主体が連携して、生物多様性の保全に係る環境イベントや企業緑地でのビオトープ観察会などの環境学習を実施しています。また、市内では、東海秋まつりでの環境イベントのほか、事業者によるさまざまな環境関連イベントも開催されており、多くの市民が参加するなど賑わいを見せていることから、環境に対する市民の関心の高まりを感じます。今後もさまざまな事業主体による環境イベントの開催や環境情報の提供を推進し、市民の環境意識の向上や行動促進、活動の広がりにつなげていくことが重要だと考えています。
- 市では、広報紙やホームページ、駅前デジタル案内板、公式LINE、エコスクールチラシなどを活用した情報提供を進めてきました。一方で、エコスクールのアンケート調査では昔からの情報提供方法である広報紙による情報取得層が過半数となっており、啓発に効果的な情報提供ツール・発信方法等を検討し、デジタル・アナログ両面での情報発信力強化を実施していく必要があります。
- 市内で環境問題に取り組む人材や団体の発掘及び育成が進んでいないことから、事業者と連携した人材育成の仕組みの検討など、環境保全活動に取り組む人の養成や団体間のネットワークづくりに取り組んでいく必要があります。



エコスクールの参加者数の推移

出典：生活環境課 業務資料

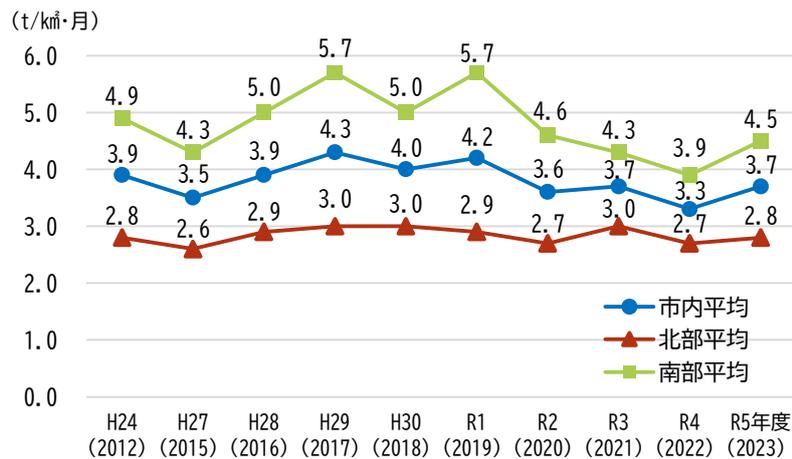


東海秋まつりの消費者ひろばのブース

(2) 環境の柱2[環境対策]

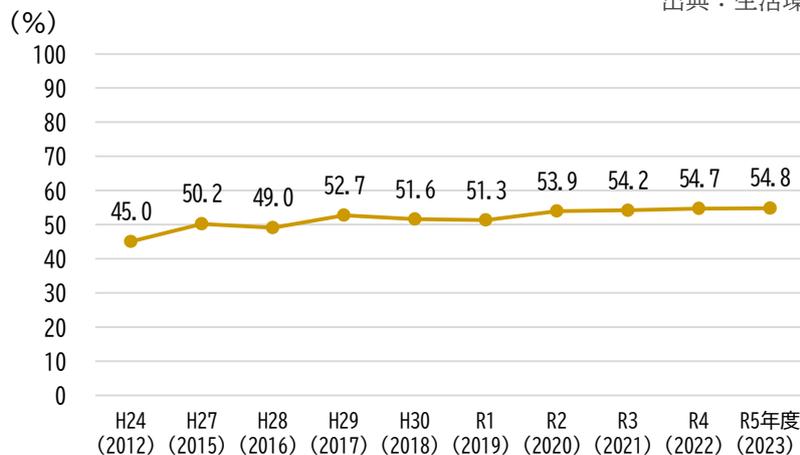
【環境分野:大気・ばいじん】

- 市では、大気汚染物質や降下ばいじんの定期的な調査・分析を行うとともに、事業者との公害防止協定の締結、立ち入り調査の実施、排出源と考えられる事業所への対策要請などを行っています。大気汚染物質について、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を達成していますが、光化学スモッグは全国的に環境基準を達成できておらず、本市においても達成できていません。
- 降下ばいじんは中長期的に減少傾向にあり、事業者等の対策に一定の効果があつたと考えますが、市民の実感は改善できていません。空気をきれいだと感じられるように、市・県と事業者が連携し、より効果的な対策を検討するとともに、引き続き市・県から事業者に対策を要望していくことが求められます。
- 大気汚染や降下ばいじんの状況や取り組みについて、市ホームページや広報紙での情報提供を行ってきましたが、市民の理解促進につながっていない面があります。市や事業者からわかりやすい情報を提供する必要があります。



降下ばいじんの量の推移

出典：生活環境課 業務資料



大気汚染などにより、日常生活に支障があると感じている人の割合の推移

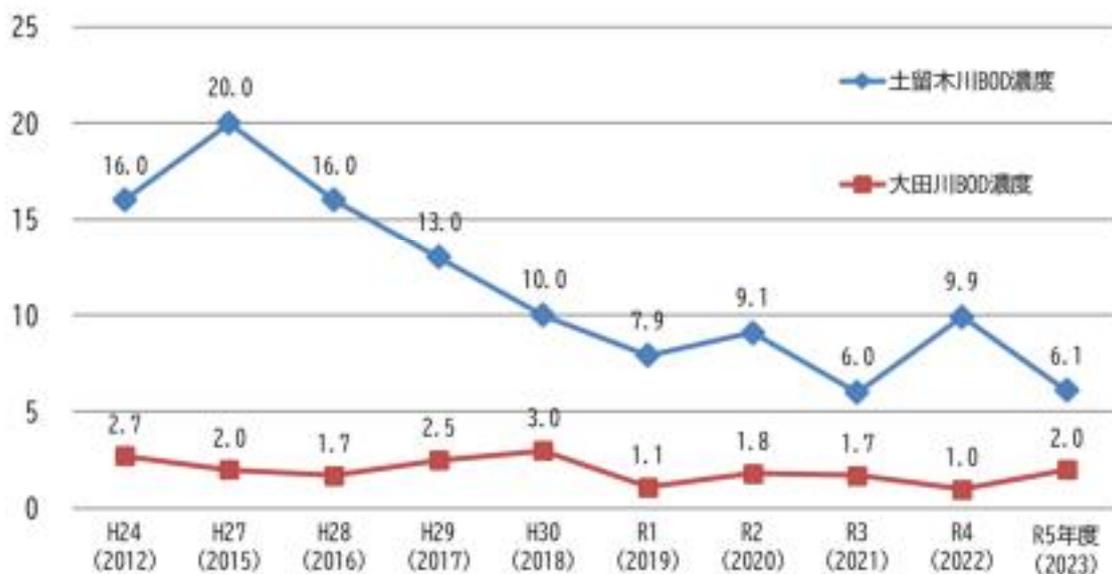
出典：第6次総合計画に関するアンケート調査報告書

【環境分野:悪臭・騒音】

- 悪臭について、事業者に対して立ち入り調査による臭気測定や行政指導を行っており、指導件数や苦情は減少傾向にあります。
- 騒音について、市は、環境騒音や道路交通騒音、騒音が発生しやすい事業所の騒音測定を定期的実施し、市内の状況把握に努めています。全体的な苦情件数は減少傾向にありますが、建設工事に伴う騒音や道路の経年劣化による騒音などで苦情につながる場合があります。
- 今後も苦情に応じた立入調査や指導を実施するとともに、苦情が多い地域での重点的な啓発活動など、必要な対策を実施していくことが求められます。

【環境分野:水質】

- 水質について、河川やため池の水質分析を定期的実施しており、中長期的には改善傾向となっています。下水道整備が水質向上に寄与していると考えられますが、より一層の水質向上のため、下水道接続率向上に向けた市民への啓発や合併浄化槽の適正な維持管理のための啓発を進めていくことが求められます。



河川のBOD(生物化学的酸素要求量)の推移

出典：生活環境課 業務資料

(3) 環境の柱3[環境保全・再生・創造]

【環境分野:地球温暖化対策】

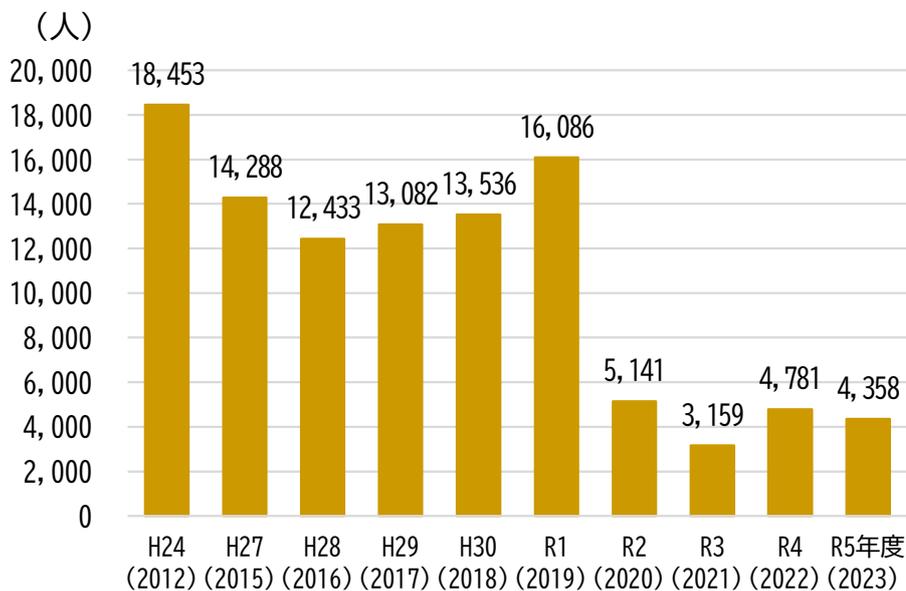
- 市では、令和4年(2022年)3月に、令和32年(2050年)を目途に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市域の温室効果ガス削減に向けた普及啓発を行っています。
- 市は、補助事業として、市民の住宅用太陽光発電施設等や次世代自動車の導入、省エネ家電への買替え、事業者の省エネ設備の導入に対する補助を実施することで、温室効果ガスの削減に繋げるとともに、市民や事業者の意識向上が図られています。また、市は、一事業者としても、次世代自動車の導入(公用車や循環バスなど)などに取り組んでいますが、持続可能な社会の実現のためには、各主体のより一層の温室効果ガスの削減が必要であり、市民一人ひとりの取り組みを推進する必要があります。
- 大企業の事業者を中心に温暖化対策関連部門の新設、経営戦略の策定など、事業者のゼロカーボンの取り組みが進んでいます。今後は、取り組みが進んでいない事業者に対する効果的な支援、啓発等が求められています。
- 市自らが率先して再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、市民・事業者の環境保全に向けた自主的・積極的な取り組みを促していくことで、地球温暖化対策の取り組みを加速していく必要があります。



東海市ゼロカーボンシティ
ロゴマーク

【環境分野:環境美化】

- 地域の野良猫の増加によるふん害の防止等のため、地域ねこ活動推進事業や猫避妊等補助事業を実施することで、地域美化とともに人と生物の間のトラブルを防止しています。
- 市民・地域・団体・事業者との協働により、市内一斉清掃やクリーンサンデーなどの美化活動を実施しています。コミュニティや関係団体とコミュニケーションを図りながら、コロナ禍で落ち込んだ地域美化活動を活性化していく必要があります。
- 花や緑があふれるまちづくりを引き続き推進するとともに、まちの景観保全のため、引き続き清掃パトロールや道路監視などの不法投棄対策を推進していくことが求められます。



地域の清掃活動に参加した人数の推移

出典：生活環境課 業務資料



清掃パトロール活動の実施

【環境分野:緑・水・生き物】

- 市内には大小73か所(令和6年(2024年)10月現在)の特色ある都市公園があります。身近な公園・緑地の計画的な整備や適正な維持管理に努めるとともに、まちなかの生垣や建築物緑化への補助等、宅地の緑化推進に取り組み、次世代に花と緑につつまれたまちを引き継いでいくことが重要です。
- 自然環境再生拠点として整備した加木屋緑地では、ふるさと再生プロジェクトとして、「ふるさととの自然」の保全・再生を学ぶ観察会を実施しているほか、前述した臨海部の企業緑地におけるさまざまな活動主体による生物多様性保全の取り組みが、令和5年(2023年)10月に環境省から「自然共生サイト」の認定を受けている中で、今後も自然とのふれあいや多様な生物が生息できる場の保全・活用が求められています。
- 世界的に生物多様性の喪失による生態系への影響が問題となる中、生物多様性への市民の関心は未だ大きくありません。エコスクールにおいて生物調査の講座を拡充して実施するなど、生物多様性の理解促進に努めてきていますが、今後も市民、地域・団体・事業者・市が協働し、緑地や水辺、生物に目を向ける機会を増やしていく必要があります。



加木屋緑地



新宝緑地(野鳥が観察出来る展望デッキ)



ふるさと再生プロジェクト(ビオトープの手入れ)

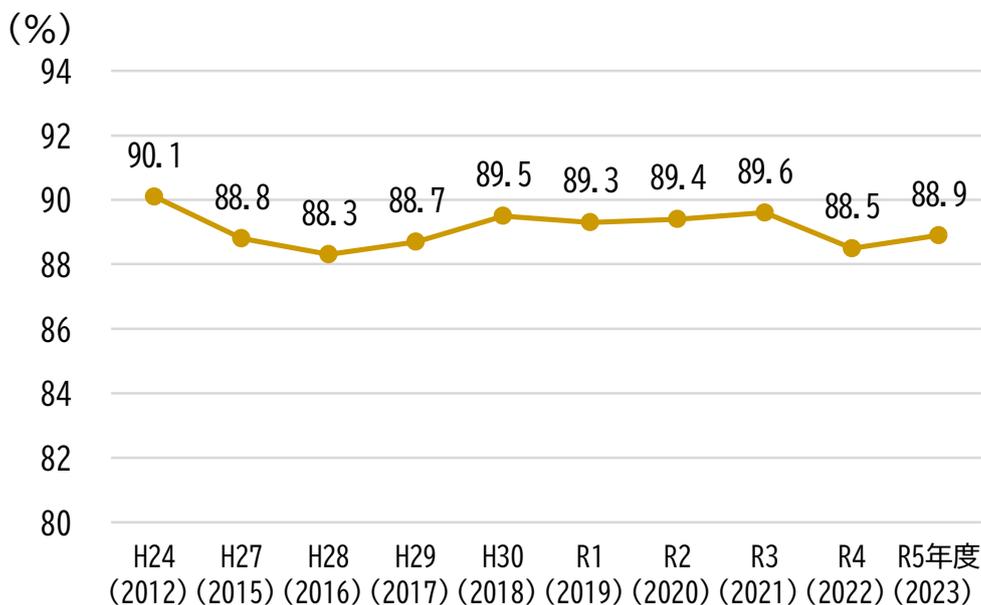


自然共生サイトに認定された企業緑地

(4) 環境の柱4[循環型社会]

【環境分野:3R活動】

- 市内における市民一人当たりのごみの排出量は、市民のリユース・リサイクル意識の向上や経済環境などから減少傾向にあります。3Rの推進を通して、ごみの資源化を引き続き促していくことが求められています。
- 令和5年(2023年)10月からプラスチックの一括回収を開始し、従来のプラスチック製容器包装に加えプラスチック使用製品をごみ集積場所で回収しています。市民意識調査によると、ごみ減量、リサイクルを心がけている人は9割弱であり、高い割合を継続している状況ですが、若年層においては割合が低くなっています。市は、これまでスマートフォンアプリなどを活用した3Rに関する情報発信や普及啓発を行ってきましたが、定期的な情報発信とともに、より一層の関心を持つ人・理解を深める人が増えるよう、効果的な啓発をしていく必要があります。
- 可燃ごみの多くを生ごみが占めており、これまでも3K(使いきり、食べきり、水きり)の情報発信やEM処理剤の配布による生ごみの減量に努めてきましたが、ごみ総量の減少のため、より一層削減をする取り組みが求められています。



ごみ減量、リサイクルを心がけている人の割合の推移

出典:第6次総合計画に関するアンケート調査報告書

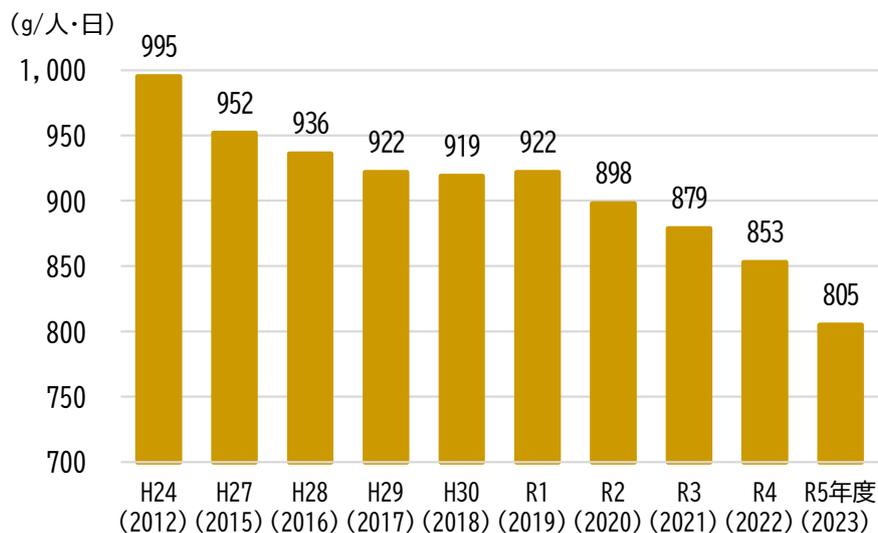
【環境分野:適正排出・処分】

- 令和6年(2024年)3月末まで清掃センターで実施していたごみの焼却処分について、令和6年(2024年)4月から東海市と知多市が設置している西知多医療厚生組合に事業を移管し、ごみ処理施設「西知多クリーンセンター」で処理を開始しており、今後も継続的・安定的にごみの処分ができるよう西知多医療厚生組合と調整をしています。
- プラスチックの適正な分別・排出を進めるため、コミュニティなどを通して情報発信を行っています。プラスチックの不適合割合は順調に低下していますが、プラスチック製品に組み込まれている不適合物の混入防止策を検討する必要があります。
- リチウムイオン電池等の小型充電式電池について、収集・処理に伴う破損・変形による発火の危険性が高いことから、未然に防ぐための適正な排出方法を検討する必要があります。



ごみ処理施設「西知多クリーンセンター」

出典:西知多医療厚生組合 提供資料



市民一人当たりのごみの総量の推移

出典:リサイクル推進課 業務資料

今後の課題のまとめ

■環境の柱1[環境教育]

- エコスクールなどの環境学習による参加者拡充や環境意識の向上
- 環境イベントや情報提供などによる市民の環境意識の向上や環境行動の促進
- 効果的な情報提供ツール・発信方法の検討と情報発信力の強化
- 環境保全活動に取り組む人の養成や団体間のネットワークづくり

■環境の柱2[環境対策]

- 市・県・事業者等の連携による降下ばいじん対策の推進
- 大気汚染や降下ばいじんに関する市民へのわかりやすい情報の提供
- 悪臭・騒音などの苦情や問い合わせが多い地域における指導、啓発等の推進
- 下水道接続率向上や合併浄化槽の適正な維持管理のための啓発の推進

■環境の柱3[環境保全・再生・創造]

- より一層の温室効果ガスの削減対策の推進
- 事業者に対するゼロカーボン対策の支援や啓発の推進
- 市自らの率先した再生可能エネルギーの導入推進
- 市民・地域・団体・事業者との連携による地域美化活動の活性化
- 不法投棄対策の推進
- 身近な公園・緑地の計画的な整備と適正な維持管理
- 自然とのふれあいや多様な生物が生息できる場の保全・活用
- 企業緑地など、生物多様性の保全に関する市内の取り組みの啓発の推進
- 生物多様性の理解促進

■環境の柱4[循環型社会]

- ごみの減量・資源化のより一層の推進
- 3Rについての効果的な啓発
- 継続的・安定的なごみの適正処分
- プラスチックの適正な分別・排出
- ごみの適正な排出方法の検討

第3章 計画のビジョン

1 めざす環境ビジョン

本市においては、これまで「未来につなぐ美しいふるさと東海」を環境ビジョンに掲げ、市民・地域・団体・事業者・市など多様な主体の協働により、環境に配慮したまちづくりと持続可能な循環型社会に向けた取り組みを進めてきました。

新たな10年においては、これまでの考え方を継承しながら、さらなる発展につなげていくため、めざす環境ビジョンを次のとおり掲げ、多様な主体の協働により、環境の保全及び創造を進めていきます。

東海市の環境ビジョン

人と自然が未来をつくる

持続可能な環境都市 とうかい

市民・地域・団体・事業者・市など多様な主体が協働しながら環境を守る行動を実践し、自然共生、気候変動対策、循環型社会など持続可能な社会の実現に取り組みつつ、市民全員が健康で快適に暮らすことができるまち(市民や地域が環境面から Well-being を実現できている状態)を、将来に渡って、つくり・つないでいきます

第7次東海市総合計画では、将来都市像を「ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい」と掲げ、多様な主体による「つながり」の輪を広げ、市民一人一人の笑顔と希望があふれるまちを目指しています。東海市の環境ビジョンは、この将来都市像を踏まえた上で、市民や地域が環境面から Well-being を実現できている状態を実現できるよう、「人と自然が未来をつくる」、「持続可能な環境都市」の言葉に、次のような思いを込めて策定しました。

人と自然が未来をつくる

人々が自然とのつながりを育み、その恩恵を受ける中で、環境だけでなく経済や社会を含む魅力的な未来を、自分たちが行動し、つくりたいという思い

持続可能な環境都市

将来にわたって持続可能な地域づくりを進め、市民全員が健康で快適に暮らすことができる環境を次世代に引き継いでいくという思い

2 環境ビジョンを実現するための環境の柱

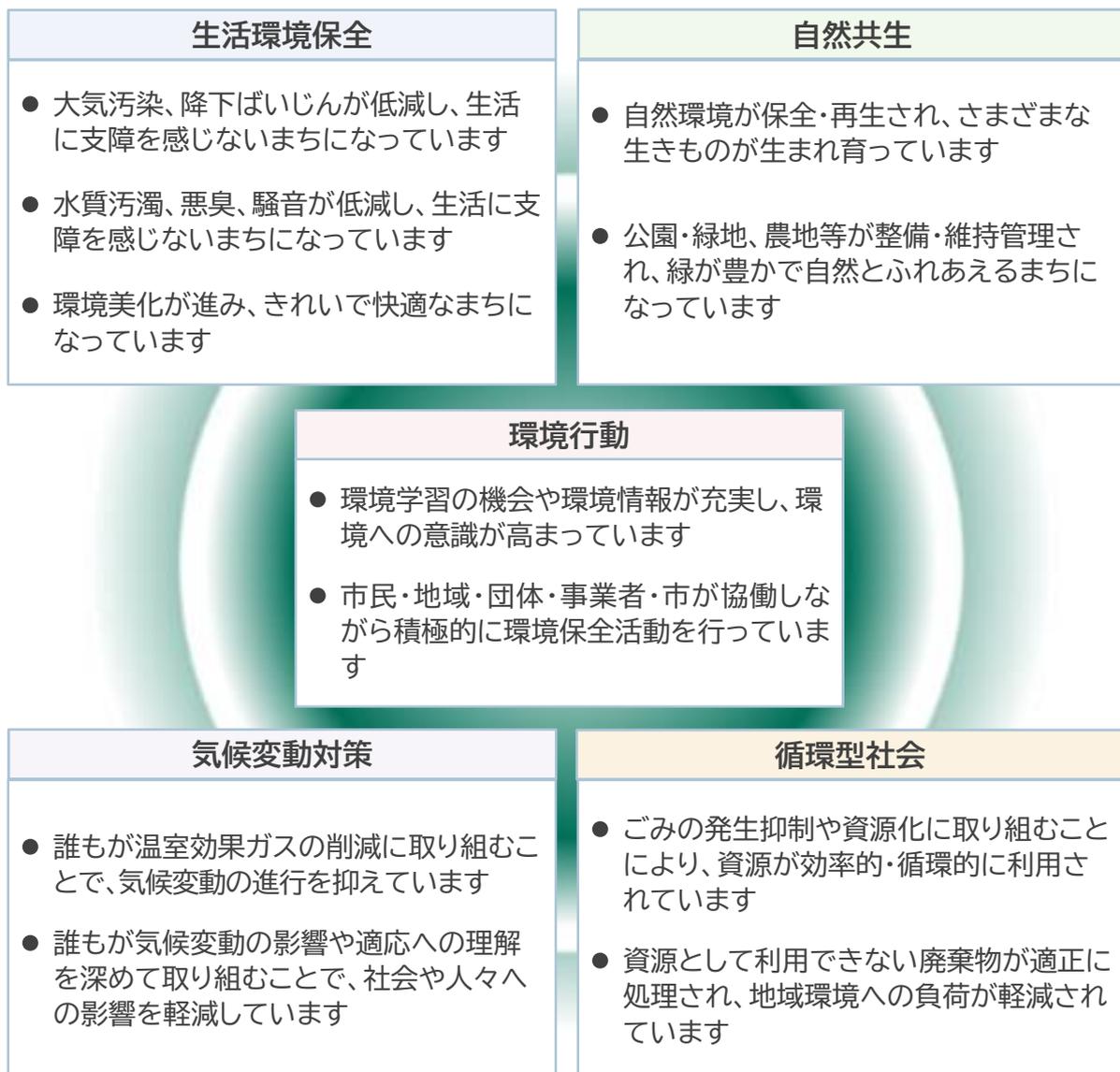
目指す環境ビジョンを実現するために、5つの環境の柱を設定し、それぞれのめざす姿に向けた取り組みを進めていきます。

5つの環境の柱のうち「環境行動」は、その他の環境の柱すべてに対して大きく関連するものであり、その他の環境の柱同士も相互に関連し合うものであることから、すべての環境の柱を総合的に推進していきます。

【環境ビジョン】

人と自然が未来をつくる 持続可能な環境都市 とうかい

【5つの環境の柱とめざす姿】



持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

SDGs の17ゴールの相互の関係性を示すものとして、各ゴールを「経済」「社会」「環境」という3分野に大きく分けて構成した、SDGs ウェディングケーキモデルがあります。これは、「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」に支えられ、それぞれが密接に関わりながら成り立っていることを示しています。そのうえで、「経済」「社会」「環境」の課題を解決するために、「パートナーシップ(協働)」が重要としています。



出典：Johan Rockström and Pavan Sukhdev (Stockholm Resilience Centre, Stockholm University) を一部加筆

《東海市の環境の柱と主な SDGs のゴールとの関係》

本計画では、SDGs の17ゴールについて、「環境の柱」及び「施策」と関係の深いものを掲載しています。ただし各ゴールは独立しているわけではなくすべてのゴールに相関関係があり、環境・社会・経済の課題に対して統合的に取り組むことが重要です。本計画においても、統合的な課題解決というSDGs の視点を取り入れながら、多様な主体の協働によりさまざまな取り組みを進めます。

第4章 環境の柱ごとの基本的な施策

1 施策体系

【環境ビジョン】人と自然が未来をつくる 持続可能な環境都市 とうかい



2 指標

計画の進捗状況を分析するため、環境の柱ごとに指標を以下のとおり設定しました。

指標については、環境の柱ごとの施策・推進項目の取り組み状況や、施策のめざす姿の達成状況を検証するため、毎年度把握していきます。

環境の柱	指標	基準値 (取得年度 R5)		総合計画における めざそう値 (設定年度 R15)	本計画における めざそう値 又は方向性 (設定年度 R15)
生活環境 保全	地域の環境面において、生活に 支障を感じている人の割合	52.5%		35.2%	同左
	降下ばいじんの量(市内平均)	市内 平均	3.7t/km ² ・月	2.9t/km ² ・月	同左
		北部 平均	2.8t/km ² ・月	—	2.3t/km ² ・月
		南部 平均	4.5t/km ² ・月	—	3.5t/km ² ・月
自然共生	花や緑が豊かなまちであると思 う人の割合	71.8%		82.7%	同左
	市内で生物多様性の保全・再生 に取り組んでいる面積・地点数	面積	51.7ha	—	
気候変動 対策	地球温暖化の防止に取り組んで いる人の割合	78.8%		—	
	温室効果ガス排出量の削減割合	21.0%		50%	同左
循環型 社会	ごみ減量、リサイクルに取り組ん でいる人の割合	83.8%		—	
	市民一人1日当たりのごみの排 出量	762g/人・日		730 g/人・日	同左
環境行動	普段から環境に配慮した行動を 実践している人の割合	70.7%		—	
	NPO、事業者等が協働で実施し ている環境保全に係る事業数	8事業		—	

指標設定の考え方

・個別事業の取り組み結果のみに左右されにくい、環境の柱全体としての成果が反映される指標を優先し、環境の柱ごとに「アンケート(市民意識にかかる指標)」と「定量的な指標」を一つずつ設定します。

・指標の基準値は、取得できる最新年度の数値である令和5年度(2023年度)の値を使用します。

・「第7次東海市総合計画」のまちづくり指標となっている指標は、総合計画におけるめざそう値・方向性を環境基本計画におけるめざそう値・方向性として採用します。なお、総合計画の後期計画への改訂等により、めざそう値等の見直しが行われた場合は、環境基本計画におけるめざそう値等も変更します。

・環境基本計画におけるめざそう値又は方向性の設定年度は、指標の多くが総合計画の指標(取得年度は令和15年度(2033年度))を採用していること、環境基本計画の最終年度である令和16年度(2034年度)に次期計画の検討を行うことを踏まえて、令和15年度(2033年度)とします。

・環境基本計画の期間中に、後期計画の改定時など指標の変更を行う場合があります。

3 環境の柱ごとの施策・推進項目

環境の柱1 生活環境保全



- 施策1 大気汚染・降下ばいじんの低減
- 施策2 水質汚濁・悪臭・騒音の低減
- 施策3 環境美化の推進

■指標

環境の柱	指標	基準値 (取得年度 R5)	総合計画における めざそう値 (設定年度 R15)	本計画における めざそう値 又は方向性 (設定年度 R15)	
生活環境 保全	地域の環境面において、生活に支障を感じている人の割合	52.5%	35.2%	同左	
	降下ばいじんの量 (市内平均)	市内平均	3.7t/km ² ・月	2.9t/km ² ・月	同左
		北部平均	2.8t/km ² ・月	—	2.3t/km ² ・月
		南部平均	4.5t/km ² ・月	—	3.5t/km ² ・月

施策1 大気汚染・降下ばいじんの低減

施策の
めざす姿

大気汚染、降下ばいじんが低減し、生活に支障を感じない
まちになっています



施策の方針

大気汚染や降下ばいじんについて、大気の常時監視や継続的な調査・分析を行うとともに、公害防止協定や事業所への立入調査による監視・指導、事業者による対策などにより、市民・地域・団体・事業者・市や関係機関が連携しながら大気環境の改善を図ります。

特に降下ばいじんについて、市・県・事業者による対策状況の確認や協議、事業者への対策の要請などにより、削減対策を継続的に検討・実施します。また、降下ばいじんの状況や削減対策について効果的な周知・啓発を行います。

推進項目

推進項目	取り組み内容
(1) 大気汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染物質の測定・分析 公害防止協定の締結と立入検査による監視、指導等
(2) 降下ばいじん対策	<ul style="list-style-type: none"> 降下ばいじんの測定・分析 公害防止協定の締結と立入検査による監視、要請等 降下ばいじん対策検討会などにおける対策の検討と実施
(3) 市民への効果的な周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> わかりやすい情報の提供と発信頻度の増加 即時性の高い情報提供

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染・降下ばいじんに関する情報収集 ・野焼きをしない ・アイドリングストップの実施 ・環境モニターへの協力 ・緩衝緑地の保全活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染・降下ばいじんの情報や環境対策の行政への報告、市民への情報公開 ・工場における集じんや飛散防止、敷地内緑化など対策の実施 ・公害防止協定の締結 ・降下ばいじん対策検討会への参加 ・アイドリングストップ・エコドライブの徹底

市
<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染常時監視の実施 ・降下ばいじん調査・分析 ・公害防止協定の締結・立入調査等 ・降下ばいじん対策検討会への参加 ・事業者への降下ばいじん削減の要望 ・緩衝緑地の整備・維持管理 ・大気汚染・降下ばいじんに関する情報公開と市民にわかりやすく、即時性の高いツール等の使用

施策2 水質汚濁・悪臭・騒音の低減

施策の
めざす姿

水質汚濁、悪臭、騒音が低減し、生活に支障を感じないま
ちになっています



施策の方針

水質汚濁について、河川やため池の常時監視や継続的な調査・分析を行うとともに、生活排水対策や公共下水道の普及などを行い、汚濁防止に努めます。

悪臭について、事業所への立入調査による監視・指導などを行い、発生防止に努めます。

騒音について、環境騒音及び自動車騒音の調査・分析や、事業所への立入調査による監視・指導などを行い、発生防止に努めます。また、日常生活に伴う生活騒音の防止について普及啓発を進めます。

推進項目

推進項目	取り組み内容
(1) 水質汚濁対策	河川・ため池、排出水の水質調査・分析 公害防止協定の締結と監視、指導等 生活排水対策の普及啓発 公共下水道の整備と接続率向上 下水道計画区域外における合併処理浄化槽の整備推進
(2) 悪臭対策	事業所への調査、立入による監視、指導等 公害防止協定の締結と監視、指導等
(3) 騒音対策	事業所への調査、立入による監視、指導等 環境騒音及び自動車騒音の調査・分析 公害防止協定の締結と監視、指導等 生活騒音防止にかかる普及啓発

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・油を流さないなど生活排水対策の実践 ・公共下水道への接続 ・浄化槽の保守点検・清掃・定期検査 ・合併処理浄化槽の設置 ・アイドリングストップの実施 ・周辺環境への生活騒音の配慮や工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所からの排水・悪臭・騒音の予防対策 ・公害防止協定の締結 ・アイドリングストップの徹底

市
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な水質調査・分析の実施 ・協定等に基づく事業所への立入調査、指導等 ・苦情に係る事業所への立入調査、指導等 ・下水道の整備 ・下水道接続率向上のための啓発 ・環境騒音・自動車騒音の測定・分析 ・生活上の排水・騒音・悪臭に係る市民への啓発等

コラム

身近な公害問題「生活騒音」

騒音問題は、さまざまな公害のなかでも日常生活に密接しており、発生源もさまざまです。本市における令和5年度(2023年度)の公害に関する苦情のうち、約4割は騒音となっています。

騒音のうち生活騒音は、「テレビの音」「ドアの開閉音」「ピアノの音」など、日常生活に伴って発生する音のことで、音を出している人が、近所の人に迷惑をかけていることに気づいていない場合が多いという特徴があります。

音は人によって感じ方が違います。生活していく上で「避けられない音」や「自分にとって楽しい音」も、周りの人には「うるさい音」「不快な音」として受け取られる場合もあります。また、昼間は気にならなくても、夜間など周りが静かになると気になる音もあります。

このことをお互いに認識し、日頃から自分が出す音に注意を払い、不必要な音を出さない配慮と、音を小さくする工夫をすることが大切です。



施策3 環境美化の推進

施策の
めざす姿

環境美化が進み、きれいで快適なまちになっています



施策の方針

市内一斉清掃活動やアダプトプログラムなど、市民・地域・団体・事業者・市の協働により、地域の清掃活動や美化活動を進めます。

市民への啓発やパトロールなどにより、ポイ捨てなど不法投棄の未然防止を行うとともに、愛護動物の適切な飼育に関するマナー啓発や、雑草対策、空き家・空き地対策、害虫対策など、まちの良好な環境づくりを進めます。また、プラスチック製品のポイ捨てを減少させることなどにより、マイクロプラスチック問題の改善に繋がります。

推進項目

推進項目	取り組み内容
美化活動等による良好な環境の創出	
	市内一斉清掃(クリーンサンデー)等による清掃活動の推進
	アダプトプログラムによる美化活動の推進
	不法投棄防止の啓発、監視パトロールの実施
	地域ねこ活動や糞害対策など、愛護動物の適切な飼育推進
	雑草等の適正な管理、指導
	空き家・空き地などの適正な管理、指導
	人に危害を与える害虫等の駆除・予防

コラム

アダプトプログラムについて

アダプトプログラムとは、市民の皆さんが里親となって、市内の公共施設(道路、公園、各施設の花壇など)の清掃、除草、花の植えつけ、樹木や花への水かけをしたりするボランティア活動です。

高校生以上の市内在住、在勤、在学者及び各種団体等(要件あり)で、市に申請を行うことで活動できます。申請には、所定の書式で里親届、合意書、実施場所の位置図、構成員名簿(3人以上の場合)の提出が必要です。

あなたも地域美化のためにアダプトプログラムに参加してみませんか。



アダプトプログラムによる活動

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・市内一斉清掃(クリーンサンデー)等の清掃活動への参加 ・アダプトプログラムへの参加 ・ごみのポイ捨てや不法投棄をしない ・地域ねこ活動への協力 ・愛護動物の糞の放置対策など適切な飼育 ・自宅の敷地の緑化や、花壇整備、周辺を含めた雑草等の処分 ・空き家・空き地の手入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内一斉清掃(クリーンサンデー)等の清掃活動への参加 ・事業者、市等が連携した美化活動への参加と情報公開 ・アダプトプログラムへの参加 ・事業系廃棄物の不法投棄をしない ・事業所敷地の緑化や周辺を含めた雑草等の処分

市
<ul style="list-style-type: none"> ・市民・地域・団体・事業者などへの美化活動の依頼・協力 ・海洋ごみの回収 ・多くの方が美化活動に参加する仕組みづくり ・アダプトプログラムの実施・啓発 ・市内道路、河川等の不法投棄パトロール及び不法投棄ごみの回収 ・公共用地における放置自動車・自転車の撤去 ・監視カメラ、監視パトロール等による不法投棄の未然防止 ・地域ねこ活動の推進 ・管理が不十分な空き家に対する管理不全空家等・特定空家等の指定や対応 ・害虫等に関する対応

コラム

地域での一斉清掃活動(クリーンサンデー)について

市は、毎年6月と9月を「ごみ散乱防止市民行動月間」として市民の皆さんに地域環境の美化に努め、ごみの散乱の防止についての関心と理解を深めていただくため、地域での一斉清掃活動(クリーンサンデー)のご協力をお願いしています。

自宅の敷地周辺を含めた清掃を通して、きれいで快適なまちをみんなでつくっていきましょう。



クリーンサンデーの様子

環境の柱2 自然共生



施策4 生物多様性の確保
 施策5 自然と共生するまちの形成

■指標

環境の柱	指標	基準値 (取得年度 R5)		総合計画における めざそう値 (設定年度 R15)	本計画における めざそう値 又は方向性 (設定年度 R15)
自然共生	花や緑が豊かなまちであると思 う人の割合	71.8%		82.7%	同左
	市内で生物多様性の保全・再生 に取り組んでいる面積・地点数	面積	51.7ha	—	
		地点数	7地点		

施策4 生物多様性の確保

施策の
めざす姿

自然環境が保全・再生され、さまざまな生きものが生まれ育っています



施策の方針

市内の生物多様性の実態を把握するとともに、市民・地域・団体・事業者・市が連携し、緑地や里山など本市の自然環境の保全・再生や生態系のネットワーク化を進め、地域に根ざした多様な動植物が生息・生育できる環境を保全します。

また、外来種の生息・生育状況について、情報収集及び市民への情報提供・啓発を行うとともに、関係機関などと連携しながら外来種の駆除対策を行います。

推進項目

推進項目	取り組み内容
地域に根ざした多様な動植物の生息・生育環境の保全	
	自然・生物調査の実施
	自然環境の保全・再生活動の推進
	保全活動や調査を実施・支援する人材・団体の育成・支援
	広域的生態系のネットワークづくり
	緩衝緑地の保全・再生
	在来種や外来種に対する意識向上
	外来種の駆除活動による生態系の保全

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・生きもの調査活動への参加 ・地域の生きものや自然環境に関心を持ち理解を深める ・市民による生きものデータベースづくりと活用 ・自然環境保全活動への参加 ・自宅の敷地・庭での在来種による緑化 ・生きもの(ペット・外来種など)を捨てない ・農薬や化学肥料をなるべく使わない 	<ul style="list-style-type: none"> ・生きもの調査活動への参加、実施支援 ・企業緑地の市民参加による生態系モニタリング ・開発時における生きものや生態系への配慮 ・グリーンベルトにおける環境保全活動 ・事業所敷地での在来種による緑化 ・自然環境保全活動への従業員の参加 ・低農薬・有機栽培など環境保全型農業の実施

市
<ul style="list-style-type: none"> ・市民等参加型による生物調査の実施・支援 ・エコスクールによる自然観察会の実施 ・自然環境再生拠点の整備・維持管理 ・自然共生サイト等を通じた事業者との連携 ・生物多様性の保全に取り組む地域・団体や事業者などの周知・PR ・知多半島生態系ネットワークへの参加・協力 ・専門家や市民との協働による希少種の情報整理及び保護活動 ・外来種の駆除と在来種の保全 ・外来種に関する市民への周知活動

コラム

フナビオについて

フナビオは平成17年(2005年)に「東海市輝く学校づくり事業」の一環でつくられた東海市立船島小学校にあるビオトープの愛称です。

地域のボランティアで「フナビオ会」を結成し、子どもたちと教職員、地域が力を合わせ、平成18年(2006年)に手作りビオトープを完成させました。児童のアイデアからエコキャラ「フナビオ」「ビオゾー」も誕生しています。地域と協力した活動や地域の自然をよりよくしようとした活動も同時に行われ、子どもたちが自然や昆虫、植物などとふれあい学べる場となり、平成21年(2009年)に、「全国学校ビオトープ・コンクール2009」の国土交通大臣賞を受賞しています。



フナビオで自然とふれあう子どもたち

施策5 自然と共生するまちの形成

施策の
めざす姿

公園・緑地、農地等が整備・維持管理され、緑が豊かで自然とふれあえるまちになっています



施策の方針

生態系保全や都市景観、防災など多様な役割を担う公園・緑地、農地等について、グリーンインフラの考え方も踏まえ整備・維持管理します。

自然とふれあえる場を整備し、市内の緑の量・質を確保するため、公園や緑地の適正な維持管理、民有地の緑化などを進めるとともに、優良な農地を保全します。また、市内の豊かな水環境を持続的に利用できるよう、水辺環境の整備による水へのふれあいの機会提供、雨水利用などによる水循環の確保などを進めます。

推進項目

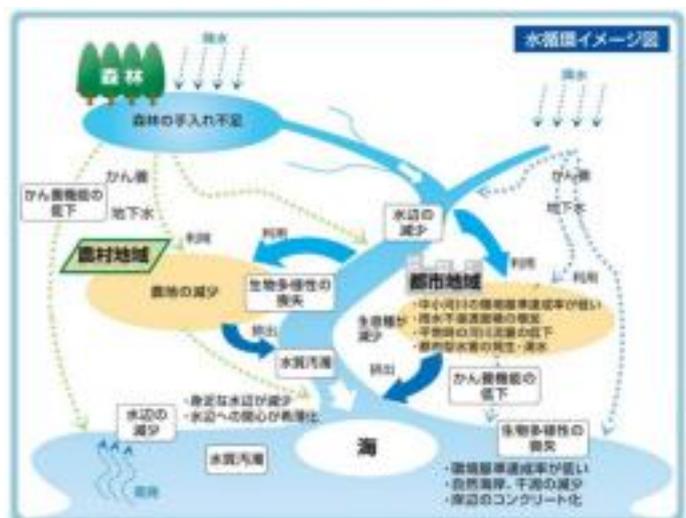
推進項目	取り組み内容
公園・緑地、農地等の整備・維持管理	
	公園・緑地などにおける自然とのふれあいの推進
	道路や公共施設の植栽など市内の緑の適正な維持管理
	民有地緑化の促進
	遊休農地対策の推進
	市民が水と親しめる空間の創出
	河川・ため池などの適正管理などによる水循環の確保

コラム

水循環の必要性

知多半島は、大きな河川がなく、水不足に悩まされることが多かった地域でしたが、昭和36年(1961年)に愛知用水が開通したことで農業に適した土地に生まれ変わりました。

水循環は、農業だけでなく私たちや生きものにとってかけがえのないものであり、その確保のため雨水貯留浸透施設の設置や河川・ため池などの適正管理などを行っていくことが必要です。



図の出典：あいち水循環再生行動計画<尾張地域>(第4次)

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地などで身近な緑に親しむ ・自宅の敷地・庭の緑化 ・保全活動や美化活動への参加 ・農地の適正な管理 ・雨水貯留設備の設置 ・節水の心がけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地・建物などの緑化 ・緑地やビオトープなどの保全活動や美化活動への参加・協力 ・透水性舗装や雨水浸透柵などの導入

市
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な機能を発揮する公園・緑地の適正な整備・維持管理 ・公共施設における緑のカーテンなど緑化の推進 ・公園・緑地や公共施設等の緑化における、在来種の優先選定 ・民間の土地、建築物、生垣等への緑化補助や保全地設定 ・優良農地の保全 ・農地利用の集積・集約化や新規就農支援などによる遊休農地対策 ・環境保全型農業の普及 ・グリーンインフラとしての農地・緑地などの保全・活用 ・水辺やビオトープの保全や親水化など水辺と親しむ空間づくり ・ため池の適正管理

コラム

農地の多面的機能について

農地は、私たちが生きていくのに必要な米や野菜などの生産の場としての役割を果たしていますが、その他にも、例えば水田は雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生きものを育むなど、私たちの生活に色々な『めぐみ』をもたらしています。



出典：農林水産省ホームページ

環境の柱3 気候変動対策



施策6 温室効果ガスの削減

施策7 気候変動への適応

■指標

環境の柱	指標	基準値 (取得年度 R5)	総合計画における めざそう値 (設定年度 R15)	本計画における めざそう値 又は方向性 (設定年度 R15)
気候変動 対策	地球温暖化の防止に取り組んでいる人の割合	78.8%	—	
	温室効果ガス排出量の削減割合	21.0%	50%	同左

施策6 温室効果ガスの削減

施策の
めざす姿

誰もが温室効果ガスの削減に取り組むことで、気候変動の
進行を抑えています



施策の方針

「東海市地球温暖化対策実行計画」に基づき、着実かつ効果的に施策を推進します。

市民のライフスタイルや事業者の事業形態の改善を図るとともに、次世代自動車の普及やエコドライブの推進、公共交通機関の利用促進など環境にやさしく利便性の高い移動を普及し、家庭や事業者の省エネルギー化を進めます。

市内への再生可能エネルギーの導入拡大や市外からの調達、効率のよいエネルギーへの転換など、エネルギーの脱炭素化と安定供給の実現をめざして取り組みます。

推進項目

推進項目	取り組み内容
(1) 省エネ型ビジネス・ライフスタイルの促進	
	市民のライフスタイルの転換
	建築物などの省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進
	事業者による省エネルギー活動の促進
	次世代自動車の普及促進
	環境負荷の小さい移動手段の促進
	公共交通に関する拠点ネットワーク型都市の形成

推進項目	取り組み内容
(2) 再生可能エネルギー等の導入・活用	
	再生可能エネルギーの導入
	自立分散電源の推進
	水素エネルギーの導入
	他自治体との都市間連携の推進
	再生可能エネルギー電力の普及促進

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネに関する正しい情報収集と知識、行動 ・電気やガスなどの使用エネルギーの把握 ・高効率・省エネ型製品の選択 ・住宅の省エネ化や木材利用の検討・実施 ・次世代自動車の導入 ・エコドライブの実施 ・公共交通機関やカーシェア、自転車、徒歩による移動 ・ZEHや太陽光発電設備の導入 ・太陽光発電の自家消費の検討 ・地産地消の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラル技術の情報収集 ・省エネルギー設備の導入 ・環境に配慮した製品製造・サービス提供 ・環境マネジメントシステム(ISO14001等)を通じた環境配慮の推進 ・テレワーク等のワークスタイル転換やエコ通勤の推進 ・次世代自動車の導入 ・太陽光発電設備、PPA、ZEB等の情報収集・導入 ・工場排熱や地中熱等の未利用エネルギーの有効活用 ・再エネ設備設置時における地域環境への配慮 ・再生可能エネルギー電力の選択

市
<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素化に効果的なシティプロモーションの推進 ・市民が環境行動に取り組むきっかけづくりや継続性を高める仕組みの検討・実施 ・市民や事業者の次世代自動車導入に対する支援及びインフラ設備の普及の促進 ・公用車や循環バスにおける次世代自動車の導入 ・公共建築物のZEB化・緑化や、高効率照明(LED等)の導入、木材利用方針に基づく木材活用の促進 ・事業者の温暖化対策に対する支援 ・エコドライブの普及啓発活動 ・パーク・アンド・ライドなど利便性の高い公共交通ネットワークの構築

施策7 気候変動への適応

施策の
めざす姿

誰もが気候変動の影響や適応への理解を深めて取り組む
ことで、社会や人々への影響を軽減しています



施策の方針

既に現れている、あるいは中長期的に避けられないといわれる気候変動によるさまざまな影響に対して、市民や事業者の理解促進や適切な知識の習得を図り、各主体による適応策を推進するとともに、気候変動適応計画の策定について検討をしていきます。

農業や健康などそれぞれの分野において、関連部局・関係機関の連携や、関連施策との連携・整合を図りながら、気候変動の影響、適応策に関する情報収集、効果的な適応策の検討・実施を進め、被害や影響の低減・防止を図ります。

推進項目

推進項目	取り組み内容
(1) 気候変動への適応に関する啓発	気候変動による影響や適応についての理解促進
(2) 分野ごとの適応策の推進	
【健康・市民生活】	熱中症対策の啓発、一時的に暑さを凌ぐ暑熱避難施設の設定など
【農業】	農家等への情報提供や普及啓発、農作物への影響把握と対応
【自然生態系】	生きものへの影響把握と対応
【水環境・水資源】	水道水の安定供給のための施設管理、雨水の利用や節水など
【自然災害】	台風や局地的短時間集中豪雨に対する浸水被害対策の実施 グリーンインフラの防災面での保全・活用

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・適応策への情報収集 ・熱中症予防に関する情報収集、予防行動 ・自宅の敷地・庭の緑化などによる遮熱 ・高温障害による品質不良など規格外となった農産物の購入 ・生きもの調査への参加 ・雨水貯留施設の設置 ・ハザードマップの確認や家族での話し合いなど日頃からの備え ・地域防災訓練への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・適応策への情報収集 ・屋外作業や職場における熱中症対策 ・敷地内や建物の緑化による遮熱 ・農産物など高温に強い品種の選択 ・雨水利用の推進 ・災害等を想定したBCP(事業継続計画)の作成 ・自立分散型エネルギーの導入

市
<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者への適応策の情報提供、普及啓発 ・熱中症対策の普及啓発や熱中症特別警戒アラートの情報発信 ・一時的に暑さを凌ぐ暑熱避難施設の設定 ・水質調査や生物調査などによる継続的なモニタリング ・ハザードマップの公表 ・防災・減災のためのインフラ整備 ・山林や丘陵部の農地・緑地などの防災面での保全・活用

コラム

熱中症対策

令和6年(2024年)4月に、「熱中症特別警戒アラート」の運用が始まりました。従前から「熱中症警戒アラート」が運用されていますが、広域的に過去に例のない危険な暑さ等で、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に、特別警戒アラートが発表されるものです。

アラートが発表された日は、これまで以上に、暑さ情報を確認し、「外出を控える」「エアコンを使用する」などの熱中症予防行動をとり、危険な暑さから身を守りましょう。



出典：環境省作成 熱中症特別警戒情報リーフレット

環境の柱4 循環型社会



施策8 ごみの減量・資源化

施策9 ごみの適正処理

■指標

環境の柱	指標	基準値 (取得年度 R5)	総合計画における めざそう値 (設定年度 R15)	本計画における めざそう値 又は方向性 (設定年度 R15)
循環型 社会	ごみ減量、リサイクルに取り組んでいる人の割合	83.8%	—	
	市民一人1日当たりのごみの排出量	762g/人・日	730 g/人・日	同左

施策8 ごみの減量・資源化

施策の
めざす姿

ごみの発生抑制や資源化に取り組むことにより、資源が効率的・循環的に利用されています



施策の方針

市民や事業者に対し、限りある資源を有効に使い、なるべくごみを出さないという意識と行動を促すため、3R活動に関する啓発を行うとともに、ごみの発生抑制、再使用、分別による資源化を推進します。また、近年の海洋プラスチックごみ問題への対応として、プラスチックの資源循環を推進します。

推進項目

推進項目	取り組み内容
3Rの推進	
	3R活動の理解促進
	ごみ減量の推進
	資源化の取り組みの促進
	サーキュラーエコノミーに繋がる取り組みの推進

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量に関する情報収集 ・3010運動の積極的な実施 ・手前どりや使いきれの量の購入など食品ロス削減への取り組み ・フリマサイトやリサイクルショップの利用 ・3R情報の利用 ・ごみと資源の分別徹底 ・生ごみの堆肥化 ・資源集団回収の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・3010運動の啓発と取り組みへの協力 ・食べ切れる量のメニューの導入や個包装単位での販売 ・賞味期限・消費期限が近い商品の売り切りの工夫 ・フードドライブなど食品ロス削減活動への協力 ・古紙やプラスチックなどの資源化の徹底 ・サーキュラーエコノミー型製品・サービスの開発・展開 ・ワンウェイプラスチックの使用の削減

市
<ul style="list-style-type: none"> ・エコクッキングコンテスト・環境優良推進店の指定など、市民・事業者と協働する3R活動の仕組みづくり ・3R情報の提供 ・ごみ減量、資源化への広聴活動 ・ごみ指定袋制度の継続 ・生ごみ減量のための対策の推進 ・草木類の資源化 ・プラスチック資源化の啓発 ・ボトルtoボトルの推進 ・フードドライブなど食品ロス活動の啓発・支援

施策9 ごみの適正処理

施策の
めざす姿

資源として利用できない廃棄物が適正に処理され、地域環境への負荷が軽減されています



施策の方針

家庭や事業所から出されるごみについて、市民や事業者がルールを遵守し、適正な排出ができるよう、マナーやモラル向上のための啓発や指導などを行います。

市は、近隣自治体との連携を図りながら、ごみ処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、安全かつ安定的な収集運搬、中間処理、最終処分を行います。

推進項目

推進項目	取り組み内容
ごみの適正処理の推進	
	ごみの排出ルールの理解促進
	不適正なごみの処分の監視、指導等
	ごみ処理方法の適正化

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出ルールの情報収集と順守 ・家庭ごみは一人一人が責任をもって、決まった収集日に決まった袋で朝に出す ・ごみ集積場所の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正排出に関する情報の収集 ・事業系一般廃棄物の適正な排出と処分 ・産業廃棄物の適正な排出と処分
市	
<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ排出ルール・マナーの啓発 ・適正処理のための助言、指導等 ・安全かつ安定的なごみの収集運搬 ・西知多クリーンセンターでのごみの適正処理 ・最終処分場の適正な維持管理 	

環境の柱5 環境行動



施策 10 環境意識の向上

施策 11 環境保全活動の実践

■指標

環境の柱	指標	基準値 (取得年度 R5)	総合計画における めざそう値 (設定年度 R15)	本計画における めざそう値 又は方向性 (設定年度 R15)
環境行動	普段から環境に配慮した行動を 実践している人の割合	70.7%	—	↑
	NPO、事業者等が協働で実施し ている環境保全に係る事業数	8事業	—	↑

施策 10 環境意識の向上

施策の
めざす姿

環境学習の機会や環境情報が充実し、環境への意識が高まっています



施策の方針

市民・地域・団体・事業者・市の連携により、環境モニターや環境調査などを通して、市内の環境の現状や人材・団体に関する情報などの環境情報を整備するとともに、市民や事業者に対して、さまざまな媒体を通して効果的に情報発信・周知します。

また、あらゆる世代の人が環境問題を意識し、環境に対する理解を深めながら具体的な行動を起こすことに繋がるよう、事業者や教育機関、関係団体などと連携しながら、エコスクールをはじめとした多様な環境学習の場・機会を充実します。

推進項目

推進項目	取り組み内容
(1) 環境情報の整備・提供	イベントなどを通じた普及啓発
	ホームページやSNS等、多様な媒体を活用したわかりやすい環境情報の発信
	環境調査の充実とデータベース化
	市内の人材・活動団体の把握とデータベース化
(2) 環境学習の推進	エコスクールによるあらゆる世代への学習機会の提供
	地域・団体や事業者、教育機関、学生等との連携によるエコスクール講座やイベントの開催
	教育機関、課外活動など多様な時間・場所における環境学習の推進

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・市の環境に関心を持ち理解を深める ・環境情報を入手することへの意識向上 ・自分が知った情報の家族や周囲への拡大 ・環境調査への参加 ・環境モニターへの協力 ・エコスクールへの参加と周囲への啓発 ・環境関連講座・イベントへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の環境に関心を持ち理解を深める ・環境に関する取り組み情報の公開・提供 ・従業員への環境教育の実施 ・環境調査への協力 ・エコスクールの講座開催や、講師派遣や場の提供などの協力 ・環境イベントの開催やブース参加、開催支援 ・小中学校等での出張講座の実施 ・農業・収穫体験の実施

市
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、SNS等による環境学習情報の提供 ・環境モニターによる市内の現状の情報収集 ・市内の人材・活動団体の情報収集 ・エコスクールの開催及び開催支援 ・事業者や関係機関等と連携したイベントやエコスクールの実施 ・教育機関や学生等と連携した環境学習の機会の提供 ・環境活動に対する顕彰などの実施

コラム

東海市エコスクールについて

東海市エコスクールは、「私たちを取り巻くさまざまな環境問題は、私たち一人一人が行動しなければ解決しない」という共通の思いから平成20年(2008年)4月に誕生しました。

「楽しく」、「体験・体感」、「発見・気付き」を大切に、豊かな感性を伸ばしていきたいと考えており、エコスクールがきっかけで、自ら進んで環境問題に取り組むことのできる人が生まれるよう、さまざまな講座を開催しています。

エコスクールの講座や行事は、広報とうかい、東海市ホームページ、LINEなどでお知らせしています。楽しく活動しますので、ぜひご参加ください。



エコスクールでの観察会の様子

施策 11 環境保全活動の実践

施策の
めざす姿

市民・地域・団体・事業者・市が協働しながら積極的に環境保全活動を行っています



施策の方針

市民一人一人の自発的な行動や地域の環境保全活動への積極的な参加・関わりを促すとともに、それら活動を担うことができる人材・団体を発掘・育成し、活動を支援します。

環境保全活動の活性化と持続的な取り組みに向けて、団体間の交流・情報共有、人材・団体のネットワーク化など、多様な主体の協働による環境保全活動を推進します。

推進項目

推進項目	取り組み内容
(1) 環境保全活動の促進	
	環境行動につながる効果的な啓発
	環境保全活動への参加促進
	環境保全活動を担う人材やリーダーの発掘・育成
	環境に配慮した事業活動・技術の推進
(2) 協働・ネットワークづくり	
	市民・地域・団体・事業者・市の協働による取り組みを推進する仕組みづくり
	人材・活動団体のネットワーク形成

コラム

市民・地域と取り組む加木屋緑地の自然再生

加木屋緑地は、東海市内最高峰の御雉子山を中心とした森林や草地在る丘、池や湿地、水路や水辺などが一体となった、里山の自然環境とふれあえる緑地で、私たちの身近なふるさとの生きものが多く生息しています。(詳細は53～59ページを参照)

加木屋緑地には、4つのゾーンからなる緑地があり、それぞれの豊かな自然を楽しみながら散策することができます。また、市民や事業者のボランティアが参加して、アサギマダラが飛来できる環境としてのフジバカマの植栽、地域の在来種の植樹、身近な生きものの観察会など、さまざまな環境活動を行っています。



加木屋緑地におけるフジバカマの植栽

市民・地域・団体・事業者・市の具体的な取り組み例

市民・地域・団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・日常での環境行動の実践 ・環境保全活動への参加、講師協力 ・人材育成講座への参加、講師協力 ・環境保全に取り組む事業者等の商品・サービス選択 ・市民活動センターの活用などによる他団体との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動への協働参画と市民への情報公開 ・環境に配慮した事業活動の実践 ・環境ビジネスや環境技術開発の推進 ・環境マネジメントシステム(ISO14001等)の導入 ・人材育成講座への従業員参加、講師協力・支援

市
<ul style="list-style-type: none"> ・エコスクール公募講座によるリーダー・団体の育成・支援 ・環境審議会・環境基本計画推進委員会における市民・地域・団体・事業者との連携 ・事業者における環境に配慮した経営活動や取り組みに関する情報提供 ・活動団体の交流・ネットワーク拠点づくり ・環境活動の取り組みに対する顕彰 ・アダプトプログラムやパートナーシップによる環境保全活動等の地域・団体、事業者等と連携する仕組みづくり

コラム

市内の環境学習施設「ガスエネルギー館」

ガスエネルギー館は、「地球温暖化とエネルギー」をテーマに、環境とエネルギーの関わりについて見てふれて、楽しく学べる、東邦ガス株式会社が運営する展示施設です。

身近なところから、環境について考えるきっかけとなる展示がたくさんあり、ゲームやクイズ、映像などが楽しめる展示スペースのほか、映像ホールや実験ラボ、展望スペースなど、さまざまなコーナーが用意されています。



ガスエネルギー館 展示ゾーン

出典：東邦ガス株式会社 提供

第5章 東海市生物多様性地域戦略

生物多様性地域戦略とは、「生物多様性基本法」に基づき策定する「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」です。

本計画では、第5章を「東海市生物多様性地域戦略」と位置づけ、市民・地域・団体・事業者・市の多様な連携・協働により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に取り組んでいく方向を示しています。

1 生物多様性とは

(1) 生物多様性とは

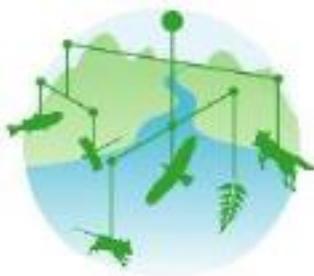
■生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは長い歴史の中でさまざまな環境に適応して進化し、1,000万種を超えるといわれる多様な生きものが生まれました。これらは一つ一つに個性があり、直接的・間接的につながり支えあい、生きています。

生物多様性には、生きもののがつながり(生態系の多様性)、その関わり合いの中で進化してきたさまざまな生きもの種類(種の多様性)、その種が繁栄していくための豊かな個性(遺伝子の多様性)の3つのレベルがあります。

生態系の多様性

いろいろなタイプの自然(森林、里山、海、河川、池、湿原など)があります



種の多様性

いろいろな生きもの(動物、植物、細菌など)があります



遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持つことで、形や模様、生態などに多様な個性があります



3つのレベルの多様性

イラスト出典:環境省「こども環境白書 2012」

■生物多様性の危機

現在、これまでにない速さで、生物の多様性が失われつつあり、たくさんの生きものたちが絶滅の危機に瀕しています。日本の生物多様性は4つの危機にさらされていると言われており、原因はさまざまですが、そのほとんどが人間活動によるものです。

<p>【第1の危機】 開発など、人間活動による危機</p> <p>乱獲や開発による生息・生育環境の悪化・破壊など、人間活動が自然に与える影響は多大了。</p> <hr/> <p>東海市でも、開発が進む中で自然が減少し、生物の多様性も失われています。これらを取り戻すことは容易ではありませんが、まだ、過去の自然の一部を局所的・断片的に垣間見ることができます。</p>	<p>【第2の危機】 手入れ不足など、自然への働きかけの縮小による危機</p> <p>人の手が加えられることで成立していた自然のバランスが崩れています。</p> <hr/> <p>東海市でも、利用されず放置されている草むらや雑木林が増え、人の手が加わり成立していた自然を好む動植物が減少しています。同時に、木の実や山菜など里山の恵みを食す文化も消えつつあります。</p>
<p>【第3の危機】 外来種など、人間が持ち込んだものによる危機</p> <p>外来種の侵入は、昔から地域にいる在来種の生存を脅かしたり、絶滅に追い込んだりする場合があります。</p> <hr/> <p>東海市では、ため池や河川といった水辺の生きものが、特に危機的な状況にあります。</p>	<p>【第4の危機】 気候変動など、地球環境の変化による危機</p> <p>平均気温が1.5～2.5℃上昇すると、動植物の絶滅リスクは20～30%高まると言われています。</p> <hr/> <p>東海市でも、南方系の昆虫がみられるようになった事例がありますが、地球温暖化の影響によるものは情報が少なく不確かなところがあります。</p>

生物多様性の4つの危機

■生物多様性がもたらす恵み(生態系サービス)

私たちの暮らしは、多様な生きものが関わりあう生態系からたくさんの恵み(生態系サービス)を受けています。生態系サービスは大きく4つに分けられます。

暮らしの基礎となる「供給サービス」

食物や水、木材や繊維、農作物の品種改良に用いる植物、医薬品に利用する動植物など、衣食住を支えています



東海市では、

- ・市内農地で作られる野菜や米などの食料
- ・フキや玉ねぎなどの特産品 など

暮らしを守る「調整サービス」

植物などによる水質や大気の浄化、森林や水田、ため池などによる土砂崩れや洪水などの防止などがあります



東海市では、

- ・緩衝緑地による大気汚染などの防止・緩和
- ・山林・樹木による土砂流出の防止
- ・ため池や田などの貯水による洪水防止 など

文化の多様性を支える「文化的サービス」

自然景観、地域に根付いた郷土料理やお祭り、レクリエーション、自然と一体となった科学の発展や教育などがあります

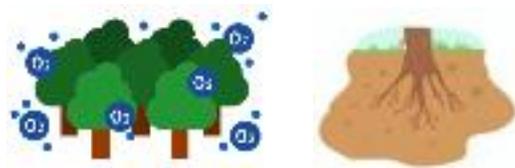


東海市では、

- ・大池公園の桜など、季節に応じた景観やレクリエーション
- ・自然をテーマとしたエコスクール など

大気や水を生み出す「基盤サービス」

植物が酸素を作り、森が水循環のバランスを整え、微生物が豊かな土壌をつくるなど、すべての生きものの生命を支えています



東海市では、

- ・公園・緑地や里山、緩衝緑地などによる酸素の供給
- ・東海市に昔からいる在来種の生息地 など

コラム

それって、被害を与える害虫？ 生活に役立つ益虫？

刺されれば人が死ぬこともあるスズメバチ。人々にとっては害虫と考えられていますが、畑では、農作物の害虫であるイモムシを大量に捕食してくれる益虫でもあります。

子どもたちに人気のカブトムシは、ペットとなる益虫です。幼虫からは抗菌物質が発見され、抗生物質や抗がん剤として人が利用できるように研究が進められている、医学的な意味でも益虫です。その一方で、ブドウ農家にとっては作物に傷をつける害虫とされています。

このように、害虫か益虫かは、視点によって変わります。害虫であっても、また関係ないと思われがちな生きものであっても、さまざまな形で私たちの生活に役立っているものも多いのです。

生物多様性は、私たちの健康的な生活の可能性を無限に広げてくれる、大切なものなのです。

(2) 戦略の基本的事項

世界的に生物多様性の危機が叫ばれる中、本市においても生物多様性の確保に取り組んでいく必要があることから、本戦略を策定することとします。

戦略の計画期間及び対象とする区域は、環境基本計画と同様とします。

計画期間	令和7年度(2025年度)～令和16年度(2034年度)
対象とする区域	東海市全域

2 市内の生物多様性の状況

(1) 本市の自然環境の概況 ※市内で生物調査を実施する方々へのヒアリング結果を記載

本市の植生は、伐採跡地などに二次的に成立する森林(いわゆる二次林)や、竹林などで構成されています。

かつて市内に分布し燃料用材として重宝されたアカマツ林は、現在では見られなくなり、ハルゼミなどマツに依存する種は局地的な分布に変化しました。その後、コナラなどの落葉樹を中心とした雑木林が成立していますが、高齢化が進みつつあり、明るい雑木林を好む植物や昆虫類などの小動物は減少し、暗くなった林床では常緑樹が増え、照葉樹林へと移り変わりつつあります。これらの雑木林は連続性がなく点在しているため、比較的孤立した環境でも生息できる昆虫類などの小動物や、飛翔力のある鳥類などが生息し、広大な行動圏が必要な種は少なくなっています。

雑木林とビオトープが存在する加木屋緑地では、樹林地と水辺を行き来するトンボ類やカエル類をはじめとしたさまざまな生きものが生息しています。企業緑地をつなぐグリーンベルトなどの緩衝緑地帯は、シイ類やカシ類を中心とした地域在来種が中心の植生となっていますが、本来の目的である緩衝帯の早期形成のため、外来種や園芸品種も植栽されています。

市内には数多くのため池があり、かつては、ため池とその周辺に由来する植物が数多く存在していました。今では水生植物が繁茂するため池は限られており、水生植物の減少と捕食性外来生物の増加により、コオイムシなどの水生昆虫や、幼虫期をヤゴとして水中で過ごすトンボ類が減少するなどの変化もみられます。河川では、フナやコイ、ドジョウなどのほか、年によってはアユなどの淡水魚類がみられます。東海地方を特徴づける丘陵地の湧水湿地は、開発などにより多くが消失しましたが、一部では湿地性植物が自生する湿地が残っています。

農耕地では、水田の乾田化や農薬使用など農業環境の影響により、在来昆虫やカエルなどの小動物は減少し、見られる種も単調化しています。干潟や雑木林、農耕地などの環境では、一年中見られる留鳥の他、夏鳥・冬鳥や移動途中に立ち寄る旅鳥もみられます。市内の緑地も旅鳥に利用されており、ゴールデンウィーク前後には大池公園などで小鳥たちのさえずりを楽しむことができます。

特定外来生物としては、アルゼンチンアリ、オオキンケイギク、オオクチバス、ブルーギルなどが確認されています。市内には、海外から原材料を運ぶ船舶が到着する工場や、物流拠点である倉庫等があり、新たな外来生物の侵入リスクがあります。



本市の自然環境の概況マップ

※カメラマークがついている生物は次ページに写真あり



本市に生息・生育する生きもの

(2) 本市の生物多様性にかかる主な課題

本市の生物多様性にかかる主な課題は、次のとおりです。今後、これらの課題に対応していくことが求められています。

- まとまりのある緑地の保全
- 緑地や山林、水辺等の適正な維持管理、多様な生物の生息・生育環境としての再生・創出
- 外来種の拡大への対応と希少種の保護・再生
- 生物多様性に貢献する農地の保全
- 生きものの生息・生育情報など、生物多様性に関する環境情報の把握・蓄積
- 自然とのふれあいの機会創出や普及啓発などによる、市民の意識向上、正しい知識の習得
- 生物多様性の保全・再生に関する活動の担い手の確保

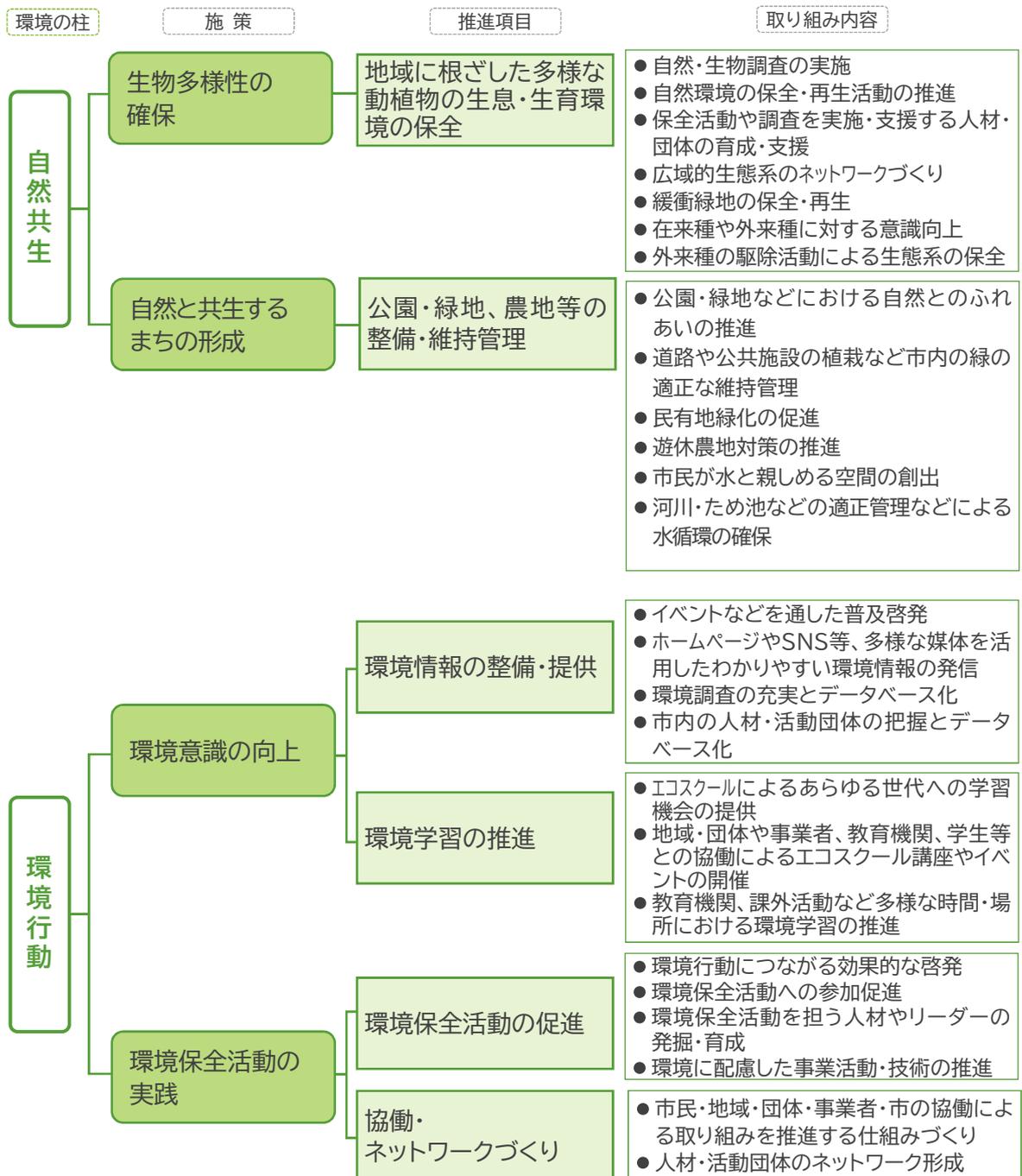
3 戦略の目標及び施策

(1) 目標と施策体系

本戦略では、本計画で定めた、環境の柱2「自然共生」の施策及びめざす姿を踏まえて「自然環境が保全・再生され、さまざまな生きものが生まれ育ち、人と自然が共生するまち」を目標とします。

施策、推進項目及び取組内容は、5つの環境の柱のうち第4章「環境の柱2：自然共生」、「環境の柱5：環境行動」に示した内容をもとに、生物多様性の確保、自然と共生するまちの形成などの取り組みを進めるとともに、効果的な推進に向けて、庁内関係課の連携強化と多様な主体との協働を進めます。

自然環境が保全・再生され、さまざまな生きものが生まれ育ち、人と自然が共生するまち



(2) 主な取り組み

施策 生物多様性の確保

推進項目: 地域に根ざした多様な動植物の生息・生育環境の保全

- 市内の生物多様性の実態を把握する自然・生物調査を推進します。
- 市民・地域・団体・事業者・市が連携し、緑地、里山、水域、農地など、地域に根ざした生きものの生息・生育環境、通り道となり得る自然環境の保全・再生に取り組みます。
- 愛知県や知多半島など広域的な視点による生態系のネットワーク化を推進します。
- 外来生物のうち、侵略的外来生物について早期発見、早期防除に取り組みます。特に、アルゼンチンアリについて、関係機関と連携し、定期的な駆除や生息状況調査を行います。
- 在来種の生息・生育を脅かす特定外来生物について、市民・地域・団体・事業者・市が連携した駆除活動を推進します。
- 在来種・希少種や外来種の情報収集や啓発・周知による意識向上を進め、希少種乱獲や外来種拡大の防止に取り組みます。
- 希少な動植物種を含む生態系の保全に取り組みます。

施策 自然と共生するまちの形成

推進項目: 公園・緑地、農地等の整備・維持管理

- 公園・緑地など自然とふれあえる場を提供し、身近な自然に親しむ機会の増加に取り組みます。
- 公園・緑地や公共施設の植栽などの緑の適正な維持管理や、民有地の緑化を進め、生物多様性の保全に貢献します。緑化を行う際は、地域の自然に配慮しながら在来種を可能な範囲で優先するとともに、生態系に被害を及ぼす恐れのある外来種を緑化に用いないように配慮します。
- 遊休農地対策などにより、多面的な役割を担う農地の保全・維持管理を推進します。
- 低農薬・有機栽培など生物多様性保全に効果の高い営農を支援するなど、環境保全型農業を推進します。
- 水辺環境の整備などにより、水辺で自然とふれあえる場・機会の増加に取り組みます。
- 河川・ため池などの適正管理などにより、水循環の確保を推進します。

コラム

東海市の生きもの調査について

東海市の生きものは、市が発行した昭和54年(1979年)の「東海市の自然」、平成7年(1995年)の「東海市の自然をたずねて ふるさとの四季」の2冊の本で紹介されていますが、発行からかなりの年月が経ち、絶滅したと考えられる種がいる一方、侵入した種も多くいる可能性があります。

実際に、令和3年(2021年)から令和6年(2024年)に県内で活動する自然系研究会が発表した加木屋緑地の生きものを報告した文献によると、加木屋緑地に生息するトンボは28種、チョウは43種と記録されており、市内全域に生息するトンボとチョウが、「東海市の自然」で22種と39種、「東海市の自然をたずねて ふるさとの四季」で38種と30種と記録されていることと比較すると、市内の生きものの生息状況が変わってきていると推察されます。

生きもの調査には、市民参加型による調査、専門家による調査、トンボなど指標種を設定して行う調査などさまざまなものがありますが、市内の生きものの生息・生育状況について、より多くの市民や専門知識を持つ人材が協力しながら、正確に把握し情報共有していくことが、生きものを守っていく活動の第一歩に繋がっていくと考えます。

施策 環境意識の向上

推進項目:環境情報の整備・提供

- イベントなどにおいて、生きものへの興味関心が増すような普及啓発を推進します。
- 市内の生きものや保全活動などの情報について、ホームページやSNS等、多様な媒体を活用したわかりやすい情報発信を推進します。
- 自然・環境調査などにより市内の生きものなどの情報を継続的に収集し、データベース化に取り組みます。
- 生物多様性についての専門的知見と技術を有する人材や活動団体を把握し、データベース化に取り組みます。

推進項目:環境学習の推進

- エコスクールにおいて、多様な世代が身近な生きものに関心を持つことができるような講座を開催します。
- 地域・団体や事業者、教育機関、学生等との連携により、エコスクール講座や環境関連イベント等を開催します。
- 次世代を担う子どもたちや若者に対して、教育機関との連携や課外活動の活用などを通して、環境学習を推進します。

施策 環境保全活動の実践

推進項目:環境保全活動の促進

- 生物多様性への関心とともに生物多様性に配慮した行動につながるよう、市民や事業者等へのわかりやすい周知・啓発を推進します。
- 生物多様性の保全・再生活動の啓発や、情報発信などを通じた市民の参加に取り組みます。
- エコスクール講座などを通して、生物多様性の保全・再生活動を担う人材・リーダーの育成を推進します。

推進項目:協働・ネットワークづくり

- 市民・地域・団体・事業者・市の協働により、生物多様性の保全をはじめとした、市内の環境活動に取り組む人材や活動団体のネットワーク化を推進します。

コラム

エコスクールで人気の生きものたち



夏の昆虫の人気者カブトムシとノコギリクワガタ。自然の不思議や神秘の世界がみられるセミの羽化や、海を越えるアサギマダラ。生きもの相手の観察会は必ず見られるとは限らないですが、逆に思いがけない出会いもあります。皆さんもエコスクールに参加してみませんか？

4 市内での生物多様性の取り組み

本市の生物多様性のシンボルとなりえるエリアとして、市が自然環境再生拠点と位置づける「加木屋緑地」、さまざまな主体が連携し環境省の自然共生サイトに認定された「知多半島グリーンベルト」があり、これらの取り組みを推進、支援、広報等することで、市内各地での生物多様性の取り組みの展開につながります。

(1) 加木屋緑地(自然環境再生拠点)

【エリアの特徴】

加木屋緑地は、まとまりのある二次林が残された貴重な場所である御雉子山周辺を、あらゆる世代の人たち、特に次代を担う子どもたちが自然に触れ、学び、心を癒すことができる「自然環境再生拠点」として、市が位置づけ、整備した緑地です。

自然環境は、コナラなどの落葉広葉樹林からアラカシ、クロバイなどの常緑樹林へと植生遷移が進んだ場所があり、明るい二次林の動植物相の面影も残し、市内では希少種となったアズキナシやエゴノキなどが自生しており、モノサシトンボやヤブヤンマ、ミナミコモリグモなどの生息地としても重要です。また、真夜中に舞うヒメボタルの光は後世に伝えたい自然といえます。

緑地内は水辺の森、散策の森、みはらしの森、成長の森といった4つのゾーンに分かれ、それぞれの特徴を活かした整備によって、散策やトレーニングのほか自然観察などが手軽に楽しめる場となっており、園芸種のフジバカマの花畑や淡墨桜などの植栽地もあります。

【取り組みの方向性】

ホタル、オニヤンマ、アサギマダラなどの身近な生きものとふれあえる「ふるさとの自然」を保全・再生し、市民の「たから」として今後50年先の世代に引き継いでいくことをめざし、維持管理等の取り組みを進めていきます。また、市内の希少種の保護に配慮した管理を実施すると同時に、自然の恵みを楽しむタケノコ掘りなどができる場所やエコスクールの実施場所としても活用していきます。

【各主体の具体的な取り組み例】

【市民・地域・団体】

- ・ 地域による維持管理
- ・ 植栽の協力

【専門家】

- ・ 市民・地域・団体・市への助言、指導等

【市】

- ・ 緑地の整備、管理全般
- ・ エコスクールの実施やモニタリング調査



加木屋緑地の歩道を舞うヒメボタルの光跡

(2) 知多半島グリーンベルト(自然共生サイト)

【エリアの特徴】

グリーンベルトは、臨海部の工場等の設置時に生産拠点と周辺エリアとの緩衝地帯として、東西100m、南北10km にわたって整備された緑地(臨海部以外で参画する事業者の緑地も含む)であり、整備当初から50年を経て、高さ15m にまで成長した木々で構成される森林帯となっています。

グリーンベルトの管理については、平成23年(2011年)から生物多様性を意識した広域的な連携の取り組みが始まり、現在では、学生・NPO・事業者・専門家・行政(県・知多市・東海市)が連携し、質の向上をめざした維持管理に取り組んでおり、令和5年(2023年)10月に、環境省から「自然共生サイト」の認定を受けました。

主な植生として、シイ類やカシ類を中心とした地域在来種を中心に、本来の目的である緩衝帯を早期に形成するため、早期の緑地形成が期待できる外来種や園芸品種も多く植栽されています。また、生態系ネットワークの構築に向けた多様な取り組みを進めた結果、ニホンノウサギやホンドキツネが確認されるなど、地域本来の生態系が回復し、再生しつつあります。

【取り組みの方向性】

グリーンベルトを活用し、市民の生物多様性の意識を向上させる体験イベントが実施されています。また、自然共生サイトの認定を受けた本グリーンベルトでは、今後も緑地としての質を維持・向上させることが求められます。このため、継続的なモニタリング調査を実施し、その調査結果を維持管理の内容に反映させていくことが必要であり、モニタリング調査と合わせて、次のとおり取り組みを実施していく予定です。

<事業者による管理>

・グリーンベルトの造成、枝打ちや間伐等の管理 ・生物多様性に配慮したビオトープの造成

<各主体の連携による管理>

・在来樹種への切替 ・水辺ビオトープの造成、管理 ・生物マウンドの造成、管理
・アニマルパスウェイの整備 ・野鳥の巣箱の設置 ・外来種の駆除

【平成30年(2018年)から令和4年(2022年)にモニタリング調査で確認された動植物の種数】

・平成30年(2018年)～令和元年(2019年)

植物114種、鳥類17種、哺乳類3種、両生類3種、爬虫類3種、
昆虫類190種、魚類7種、底生動物11種、陸産貝類11種、クモ類15種

・令和2年(2020年)～令和3年(2021年)

植物19種、鳥類18種、両生類3種、爬虫類2種、昆虫類101種、
魚類4種、底生動物2種、陸産貝類6種、クモ類8種

・令和4年(2022年)

鳥類5種、哺乳類2種、両生類4種、爬虫類3種、昆虫類115種、魚類2種、
底生動物5種、陸産貝類4種、クモ類9種

【各主体の具体的な取り組み例】

【学生】

- ・生きものの生息生育地を広げる活動
- ・モニタリング調査

【事業者】

- ・緑地の整備、管理全般

【NPO】

- ・事業者間の調整
- ・事業者と学生の仲立ち
- ・学生の活動支援
- ・自然共生サイトのモニタリング、申請等

【専門家】

- ・緑地の管理方針や維持管理等に関する助言
- ・モニタリング調査
- ・学生の調査支援、技術向上のための指導
- ・行政との連携

【行政（県・東海市・知多市）】

- ・助言、指導等
- ・広報等の支援



知多半島グリーンベルト(一部)の航空写真



自動撮影カメラで撮影されたオオタカ

【第5章における参考文献等】

- P53.54 参考文献
 - ・「三河生物」(西三河野生生物研究会 発行)
 - ・「蟲譜」(三河生物同好会 発行)
 - ・「加木屋緑地自然環境調査報告書」(吉鶴靖則氏 発行)
- P60.61 参考文献
 - ・命をつなぐプロジェクト報告書等
- 写真協力
 - ・P55.58.59 吉鶴靖則氏(生物写真はすべて東海市内で撮影)
 - ・P61 命をつなぐプロジェクト事務局(NPO日本エコロジスト支援協会)

第6章 計画の推進方法

1 推進主体の責任と役割

本計画を効果的かつ効率的に推進し、東海市の環境をよりよいものにしていくためには、市民・地域・団体・事業者・市が、自らできることに主体的に行動していくとともに、各主体が果たすべき責任と役割を踏まえて、ともに手を携え、相互に補完し、協力して進めていくことが必要です。

	範囲	責任と役割
市民	市内に在住・在勤・在学する人	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの消費行動が多くの環境問題やさまざまな社会課題の解決につながっていることを認識し、日常生活において、環境に配慮した生活を行い、環境への負荷を低減するとともに、健康で快適に暮らすことができるよう努めます。 ・地域などの自然に接するとともに、環境教育・環境学習の機会や地域活動に参加するなど、環境への理解を深め、身近なところから主体的に取り組めます。
地域・団体	コミュニティ、町内会・自治会や、市内で活動する市民活動団体・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者、市が取り組む環境保全活動に対し支援、協力、連携等を行います。 ・市民や事業者などが環境保全等に理解を深め、意識の向上が図られるよう、環境学習の機会や情報を提供します。 ・自らも地域における環境保全に取り組めます。
事業者	市内で事業活動を行っている事業者やNPO	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令を遵守し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。 ・汚染物質の排出削減、廃棄物の発生抑制・減量化・適正処理、再生資源の利用、エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギーの活用など、事業活動のあらゆる段階で環境への負荷を低減するよう努めます。 ・これらの環境保全の取り組みについて、事業者の利益や事業価値の向上につなげられるように努めます。 ・地域の一員として、環境学習の機会や地域活動に積極的に参加します。
市	東海市(愛知県、国を含む場合あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する施策を策定し、各主体と連携し、環境に関する取り組みを実施します。 ・市民や事業者などが環境保全等に理解を深め、意識の向上が図られるよう、環境学習の機会や情報提供、活動の支援を行います。 ・各主体における環境に関する取り組みが円滑に進むよう、全庁横断的な調整や県・他市町村との連携を図ります。 ・自らも事業者として環境保全に積極的に取り組めます。

※NPOは、組織活動内容によって、「地域・団体」、「事業者」のどちらにも属することがあります。

2 推進体制

本計画は、市民・地域・団体・事業者の代表者で構成された「環境基本計画推進委員会」において進行管理等を行い、次の組織や団体などとも連携しながら、計画的かつ効果的に施策・事業を推進していきます。

東海市環境審議会

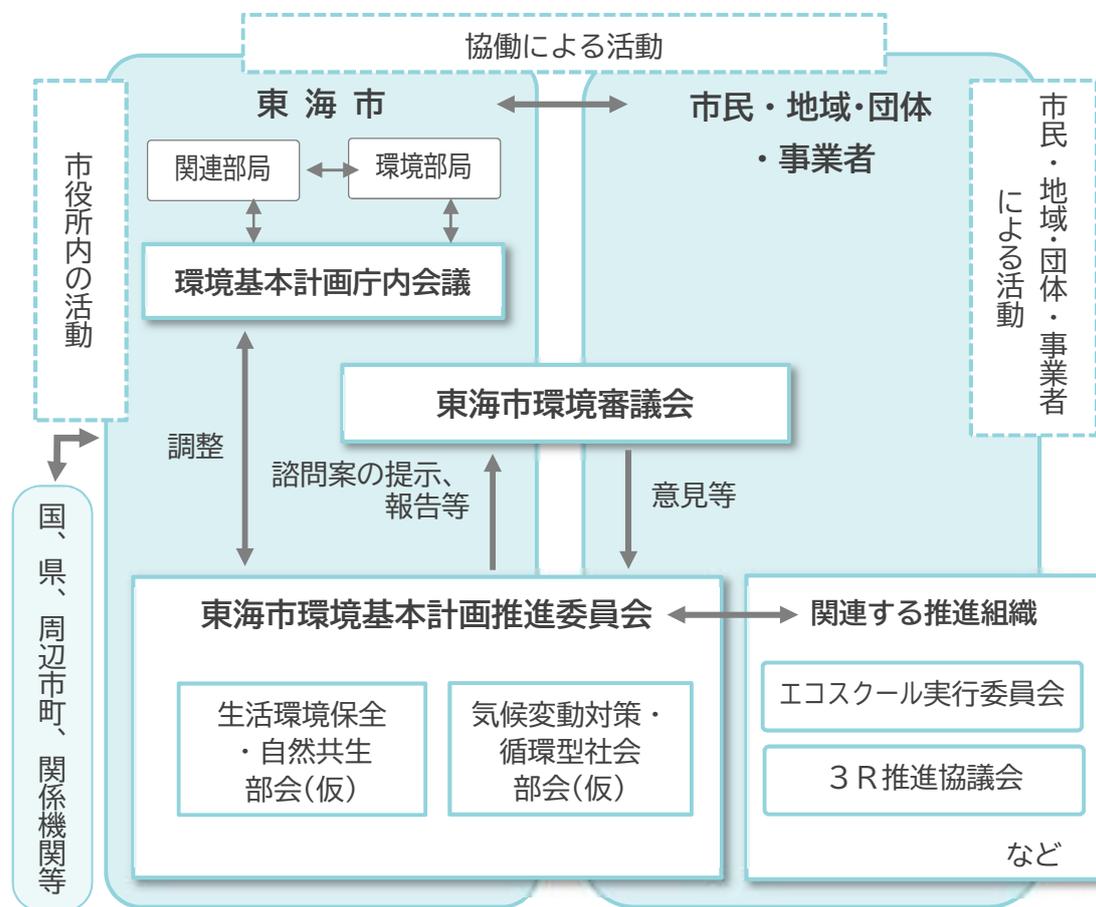
東海市環境基本条例において設置が規定され、学識経験を有する者、環境関係団体を代表する者、事業者を代表する者、関係行政機関の職員、市内に住所を有する者で構成されており、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議をします。

東海市環境基本計画推進委員会

市内に住所を有する者、事業者を代表する者、NPOを代表する者で構成され、環境基本計画の推進状況について、協働による進行管理を行うとともに、環境ビジョンを実現するための提案、環境ビジョンを実現するための事業に関する調査・企画・実施等、事業の推進に関する啓発等を行います。また、効果的な提案等を行うため、部会を設置します。

環境基本計画庁内会議

市の環境部局を中心に、庁内で一体的な推進を図っていくため、関係部局と、総合的・横断的な調整・連携を図ります。



推進体制図

3 進行管理

本計画を実効性のあるものとするためには、計画の進捗状況を点検し、その効果を評価する中で、活動内容について適切な見直しを行っていく必要があります。

そこで、本計画の進行管理については、環境マネジメントシステムの基本的な考え方にに基づき、PDCA「計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)」を繰り返すことによって、継続的な改善を行います。

○計画(Plan)と実行(Do)

- ・改善(Act)結果をもとに、何をどのように進めていくのか、計画を立て、決定します。
- ・計画に基づき、多様な主体の参画・協働により、取り組みを実行(Do)します。
- ・実行(Do)の過程においては、取り組み効果や課題、各主体の活動状況などについて適宜情報収集し、適切な情勢判断のもと、迅速かつ柔軟に改善を図りながら効果的に進めます。

○評価(Check)

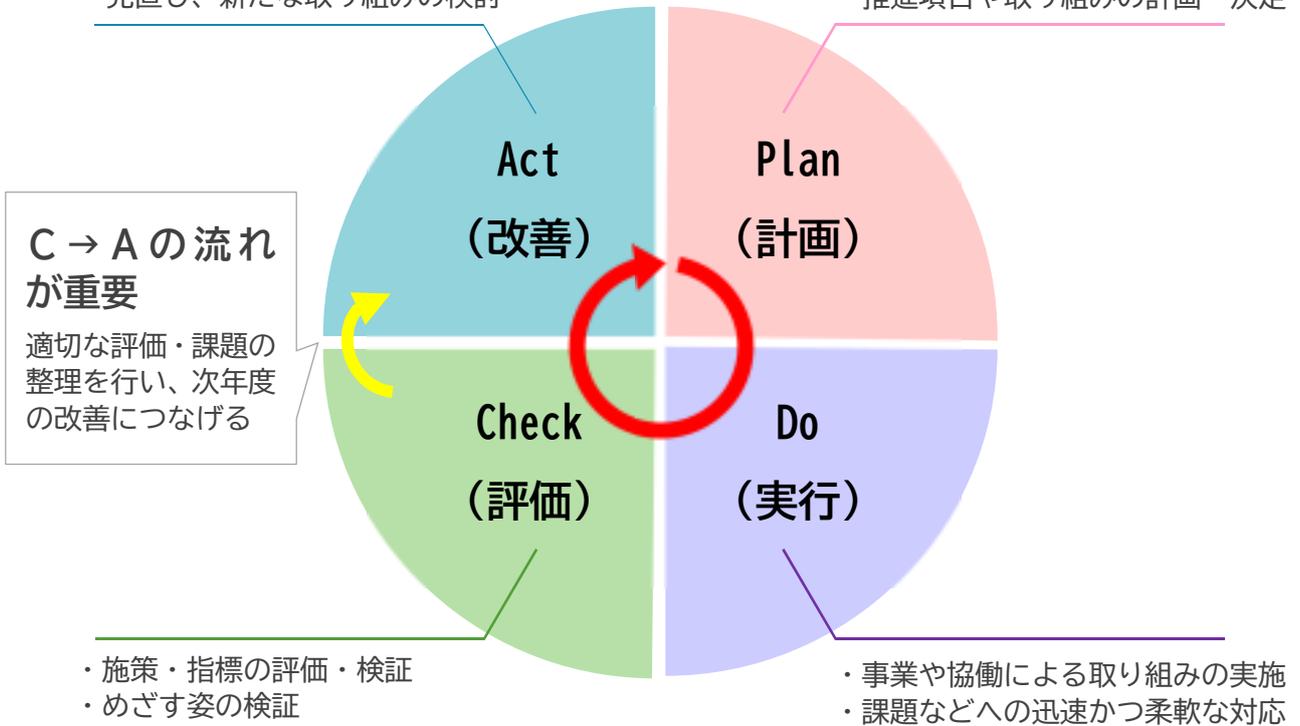
- ・毎年度、施策・推進項目の取り組み状況や目標の達成状況などについて把握し、環境基本計画推進委員会に報告し、計画の進行状況を評価します。
- ・指標などの定量的な評価とともに、施策のめざす姿や取り組みの状況など定性的な評価も実施します。
- ・市による取り組みだけでなく、各主体の環境行動の状況も踏まえるとともに、社会情勢の変化等も考慮した評価を行うように努めます。
- ・評価の結果については、毎年度「環境基本計画 年次報告書」として取りまとめ、市民や事業者に広く公表します。

○改善(Act)

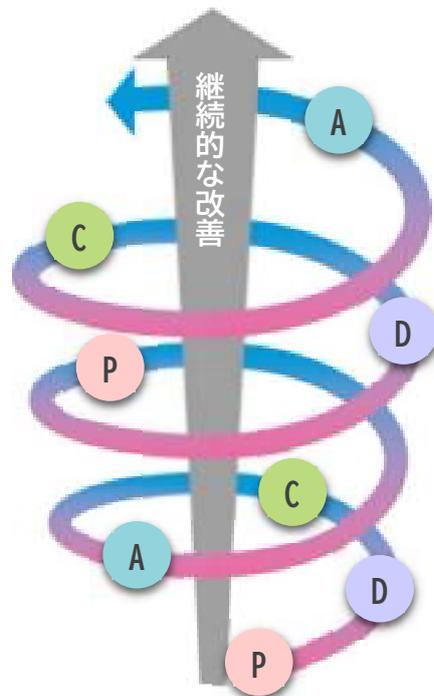
- ・評価の結果を踏まえ、取り組みや事業の見直しを行い、継続的な改善を進めます。
- ・毎年度の評価結果に加え、本市を取り巻く環境や社会情勢、市民のニーズの変化などを踏まえ、必要に応じて環境基本計画の見直しを行います。
- ・「評価(Check)」から適切な「改善(Act)」をいかに導き出すかを重視し、将来像やめざす姿の実現に必要な改善策の検討や、新たな取り組みの提案に努めます。

- ・必要性や見直しの判断
- ・めざす姿の実現に向けた適切な見直し、新たな取り組みの検討

- ・推進項目や取り組みの計画・決定



PDCAサイクル



PDCAによるスパイラルアップ（継続的な改善）のイメージ

1. 東海市環境基本条例

平成17年6月30日

条例第 26 号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動が、市、市民及び事業者の責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に推進されることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域における事業活動及び日常生活が環境に影響を及ぼすものであることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において市、市民及び事業者の協働・共創により、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、並びに自然環境を適正に保全し、及び創造するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として地域の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に係る指針)

第6条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、並びに環境が適正に保全され、及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、及び創造されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の特色を生かした快適な環境が創造されること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量による環境への負荷の低減が図られ、地球温暖化の防止等環境の保全及び創造に資すること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方針
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、東海市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の環境の保全及び創造に関する意見を反映することができるよう努めなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第10条 市は、環境の保全及び創造のための公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育等)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等の充実により、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第12条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究、監視等)

第14条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の報告書を作成し、公表しなければならない。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第16条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(東海市環境審議会)

第17条 市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、東海市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員19人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 環境関係団体を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市内に住所を有する者

5 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例(平成16年東海市条例第11号)の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 東海市環境審議会条例(平成8年東海市条例第20号)は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の東海市環境審議会条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命されている東海市環境審議会の委員(以下「旧委員」という。)である者は、この条例第 17 条第3項の規定により委嘱され、又は任命された東海市環境審議会の委員とみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、旧委員としての委員の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成20年条例第 10 号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第6号)

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

2. 計画策定の検討経過

日程	会議	内容
令和5年度(2023年度)		
令和6年 (2024年) 2月16日	第2回環境審議会	・第3次東海市環境基本計画の策定について (諮問)
3月12日	第4回環境基本計画推進委員会	・第2次環境基本計画の振りかえりについて ・次期計画におけるビジョン及び環境の柱の検討
令和6年度(2024年度)		
令和6年 (2024年) 5月21日	第1回環境基本計画推進委員会	・東海市環境基本計画年次報告書について ・第2次環境基本計画の振りかえり(現状と課題)について ・計画フレームについて ・環境を取り巻く社会情勢について
//	第1回温暖化プロジェクトチーム会議	・プロジェクトチーム会議関連スケジュールについて
6月3日	第1回社会環境部会	・東海市の現状と課題について
6月5日	第1回生活環境部会	・環境の柱と施策体系について
6月11日	第1回廃棄物・リサイクル部会	・市民・事業者が取り組めることについて
6月26日	第1回環境基本計画庁内会議	・第3次東海市環境基本計画の策定について ・ビジョンと施策について ・指標について
//	第2回温暖化プロジェクトチーム会議	・第3次環境基本計画の施策体系について
7月11日	第2回環境基本計画推進委員会	・ビジョンと施策について ・指標について
8月2日	第1回環境審議会	・第3次東海市環境基本計画の策定について
8月6日	第2回社会環境部会	・指標と目標値について ・施策ごとの推進項目について
8月8日	第2回廃棄物・リサイクル部会	
//	第2回生活環境部会	
8月20日	第3回温暖化プロジェクトチーム会議	・施策ごとの推進項目について
9月17日	第3回環境基本計画推進委員会	・第3次東海市環境基本計画素案について
9月20日	第2回環境基本計画庁内会議	//

日程	会議	内容
10月11日	第2回環境審議会	・第3次東海市環境基本計画素案について
11月1日 ～11月30日	パブリックコメント実施	//
12月23日	第3回環境基本計画庁内会議(書面 開催)	・パブリックコメント意見に対する市の考え方 及び計画書修正案について
令和7年 (2025年) 1月10日	第4回環境基本計画推進委員会	・第3次東海市環境基本計画 計画書について
1月27日	第3回環境審議会	・第3次東海市環境基本計画について(答申)

3. 東海市環境審議会

3-1 東海市環境審議会規則

平成17年6月30日

規則第 33 号

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市環境基本条例(平成17年東海市条例第 26 号)第 17 条第7項の規定に基づき、東海市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境経済部生活環境課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第 21 号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

3-2 東海市環境審議会委員名簿

()は旧委員

役 職	氏 名	区 分
会 長	福 井 弘 道	学識経験者を有する者
副会長	澤 木 眞	関係行政機関の職員
委 員	大 橋 直 子	学識経験者を有する者
	久 野 辰 男	学識経験者を有する者
	越 智 亮	学識経験者を有する者
	毛 利 まり子	学識経験者を有する者
	北 村 秀 行	環境関係団体を代表する者
	山 下 妃呂巳	環境関係団体を代表する者
	大 木 孝 二	環境関係団体を代表する者
	佐 藤 雅 之	事業者を代表する者
	小 野 久仁陸	事業者を代表する者
	松 村 実	事業者を代表する者
	久 野 兼 幸	事業者を代表する者
	青 木 均	事業者を代表する者
	山 口 純	事業者を代表する者
	高 井 賢 治	関係行政機関の職員
	高 下 秀 一	関係行政機関の職員
	神 野 妃 代	市内に住所を有する者
	武 富 時 満	市内に住所を有する者
	(渡 邊 省 吾)	関係行政機関の職員
	(桑 山 幹 根)	関係行政機関の職員
	(寺 島 賀 子)	市内に住所を有する者
(荒 谷 芳 興)	市内に住所を有する者	

4. 東海市環境基本計画推進委員会

4-1 東海市環境基本計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 東海市環境基本計画で示された環境ビジョンを実現するため、東海市環境基本計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(役割)

第2条 委員会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 環境ビジョンを実現するための提案
- (2) 環境ビジョンを実現するための事業に関する調査、企画、実施等
- (3) 事業の推進に関する啓発

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) NPOを代表する者

3 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例(平成16年東海市条例第11号)の規定に基づき、当該委員の公募を実施するものとする。

4 委員会に委員長及び3人の副委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長は、会務を総理する。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、特別な理由があるときは、委員の任期中であっても解職することができる。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 会議においては、委員長が議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会の所掌する事項の分野ごとの提案等を行うため、委員会に次の部会を置く。

- (1) 社会環境部会
- (2) 生活環境部会
- (3) 廃棄物・リサイクル部会

2 部会に部会長を置き、第3条第4項に規定する副委員長が部会長となる。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(運営)

第7条 委員会は、自主運営を基本とし、市は必要に応じて支援する。

2 委員会には、運営に関し助言を行う者を置くことができる。

(負担)

第8条 市は、委員会の運営に必要な経費を予算の範囲内において負担する。

(庶務)

第9条 委員会の市における庶務は、環境経済部生活環境課において処理する。

2 社会環境部会及び生活環境部会の市における庶務は環境経済部生活環境課において、廃棄物・リサイクル部会の市における庶務はリサイクル推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

2 この要綱の施行の際、最初に委嘱する委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

4-2 東海市環境基本計画推進委員会委員名簿

役職	氏名	部会	推薦母体
委員長	山本 隆明	社会環境	事業者を代表する者
副委員長	吉原 雅哉	生活環境 (部会長)	事業者を代表する者
	榊原 弘之	廃棄物・リサイクル (部会長)	事業者を代表する者
	寺島 賀子	社会環境 (部会長)	NPOを代表する者
委員	近藤 高史	社会環境	事業者を代表する者
	牲川 順一	社会環境	事業者を代表する者
	武富 時満	生活環境	NPOを代表する者
	早川 権慈	廃棄物・リサイクル	NPOを代表する者
	南川 陸夫	生活環境	NPOを代表する者
	毛利 まり子	廃棄物・リサイクル	NPOを代表する者
	加古 博之	生活環境	市内に住所を有する者
	龍田 昭一	社会環境	市内に住所を有する者
	田中 治幸	廃棄物・リサイクル	市内に住所を有する者
	森岡 良枝	廃棄物・リサイクル	市内に住所を有する者
	吉鶴 弥生	生活環境	市内に住所を有する者
アドバイザー	千頭 聡	—	日本福祉大学 特任教授

4-3 温暖化対策プロジェクトチーム名簿

役職	氏名	推薦母体
チーム長	山本 隆明	事業者を代表する者
メンバー	河本 哲男	事業者を代表する者
	西門 勝司	事業者を代表する者
	物部 由佳	事業者を代表する者
	龍田 昭一	市内に住所を有する者

5. 東海市環境基本計画庁内会議

5-1 東海市環境基本計画庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 東海市環境基本計画で示された環境ビジョンを実現するため、東海市環境基本計画庁内会議(以下「庁内会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 庁内会議は、会長、副会長及び17人以内の委員をもって組織する。

(会長及び副会長の職務)

第3条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 庁内会議においては、会長が議長となる。

3 庁内会議は、議事に関係のある課等の長その他の職員を会議に出席させて意見を聴取し、又は資料の提出等必要な指示をすることができる。

(庶務)

第5条 庁内会議の庶務は、環境経済部生活環境課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

5-2 東海市環境基本計画庁内会議委員名簿

役 職	氏 名	職 名
会 長	小笠原 尚一	環境経済部長
副 会 長	河田 明	(環境経済部次長兼) 生活環境課長
	山田 祐輔	リサイクル推進課長
委 員	武田 優璽	交通防犯課長
	仙敷 元	市民協働課長
	林 尚	検査管財課長
	加藤 浩	(企画部次長兼) 財政課長
	中島 克	企画政策課長
	小島 英泰	幼児保育課長
	石松 勝	農務課長
	芦原 伸幸	商工労政課長
	竹内 千明	都市計画課長
	川合 申	建築住宅課長
	西野 貫喜	花と緑の推進課長
	八城 淳	土木課長
	山下 一	市街地整備課長
	渡邊 暁史	下水道課長
	桜井 正志	学校教育課長

6. 用語解説

用語	説明
アイドリングストップ	自動車が走っていない時にエンジンをかけっぱなしにすること(アイドリング)は、できるだけやめようということ。 unnecessaryなアイドリングをやめることにより、車の燃料が節約でき、排ガスも減らすことができる。
アダプトプログラム	市民が里親となって、市内の公共施設(道路、公園、各施設の花壇など)の清掃、除草、花の植えつけ、樹木や花への水かけなどをするボランティア活動
アニマルパスウェイ	動物等をロードキル(交通事故死等)などから守るため、橋やトンネルなど動物専用の通り道
EM処理剤	EMとは、Effective Microorganisms(有用微生物群)の頭文字をとった用語。EMを米ぬか・もみ殻・糖蜜と一緒に混ぜ合わせて作ったものがEM処理剤で、生ごみと混ぜ発酵させると生ごみ堆肥になり、生ごみの減量を図ることができる。
エコクッキング	食材の選択、調理の方法、ガスや水道の使用の仕方等すべてにわたり環境配慮を徹底するクッキング法で、民生家庭部門からの二酸化炭素排出削減に資する。
エコスクール	本市における、身近な環境問題についての理解を深め、環境に配慮した行動を積極的に実践できる人づくりを目的として、観察や体験を主体に開催する環境学習講座
Eco-DRR (えこ・でいーあーるあーる)	自然を効果的に利用して、近年激甚化・頻発化する自然災害の防災や減災の役に立てようという考え方
エコドライブ	環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用のこと
SDGs (えすでいーじーず)	令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。17の目標・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っている。
NPO (えぬぴーおー)	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。
温室効果ガス	大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。
カーシェア	1台の自動車を複数の会員が共同で利用する新しい利用形態のこと。車の維持費を複数の利用者で分担し、家計の負担を軽減できるとともに、利用時間に応じて料金を支払うことができる経済的なシステム
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計が実質ゼロとなった状態。なお、温室効果ガスとは、産業革命以降、人為的な活動により大気中の濃度が増加傾向にある二酸化炭素やメタンなどの温室効果をもたらす気体
合併処理浄化槽	家庭から出る「生活排水(=し尿と台所、お風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの)」を浄化する浄化槽
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための組織や事業者の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。
管理不全空家等	適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等

用語	説明
気候変動	気温や気象パターンの長期的な変化のことで、たとえば平均気温の上昇(温暖化)や豪雨など、異常な自然現象の発生頻度が増していることが挙げられる。その要因には、太陽の活動や火山の噴火、海流の変動といった「自然要因」と、人間活動に伴う「人為的要因」がある。
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方
降下ばいじん	大気中の粒子状物質のうち、重力あるいは雨によりばい煙や粉じんなどが地上に降下したもののこと。降下ばいじんの発生源は、重油等の燃料の燃焼に伴い大気中に放出されたもののほか、機械の切削により発生したもの、風により土砂が舞い上げられたもの、黄砂などさまざまなものがある。
COP (こっぷ)	締約国会議(Conference of the Parties)の略で、国連気候変動枠組条約締約国会議や生物多様性条約締約国会議など、多くの国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されている。
3010 (さんまるいちまる)運動	宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーン。＜乾杯後 30 分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、＜お開き 10 分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょうと呼びかけて、食品ロスを削減する運動
次世代自動車	環境性能に優れた自動車で、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、CNG 自動車など
自然共生サイト	「民間・行政の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のこと
シティプロモーション	地域の魅力を創り出し、それを内外に発信して都市のブランド力を高めるとともに、元気で活力のあるまちづくりにつなげる活動の総称
食品ロス	本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。日本では令和 4 年度(2022 年度)に、約 472 万トンの食品ロス(家庭から約 236 万トン、事業者から約 236 万トン)が発生したと推計されている。
自立分散型電源	再生可能エネルギー等を最大限活用し、災害時等に電力系統からの電力供給が停止した場合においても、自立的に電力を供給・消費できる低炭素なエネルギーシステム及びその制御技術(需要の制御を含む)などのこと
水素エネルギー	水素エネルギーとは、水素と酸素を反応させることで得られるエネルギーのことで、CO ₂ を排出しないクリーンなエネルギーである。燃料電池にも使えるほか、原料として使用できる可能性があるとして大きな注目を集めている。
3R (すりーあーる)	①発生抑制(リデュース(Reduce);減らす)、②再使用(リユース(Reuse);繰り返し使う)、③再生利用(リサイクル(Recycle);再資源化する)の3つの頭文字をとったもので、循環型社会の構築に関するキーワード
生物多様性	多種多様な生きものが、さまざまな環境のなかで生き、互いに違いを生かしながら、つながり調和していること
ZEH (ぜっち)	Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称。快適な室内環境を実現しながら、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした住宅のこと
ZEB (ぜぶ)	Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のこと。本計画では、ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物である「ZEB Ready」や、ZEB に限りなく近い建築物として、ZEB Ready の要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物である「Nearly ZEB」などを含む。
ゼロカーボンシティ	令和 32 年(2050 年)に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることをめざす旨を公表した地方自治体

用語	説明
持続可能な開発のための2030アジェンダ	平成27年(2015年)9月25日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際社会共通の目標
循環型社会	廃棄物などの発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会
地域ねこ活動	猫に起因する問題を解決するために、地域住民の合意と協力のもとで、野良猫を適切に飼養・管理しながら減少につなげる活動
テレワーク	インターネットなどのICT(情報通信技術)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方
特定空家等	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと
土地区画整理事業	公共施設の整備と宅地の利用増進を図るため、土地区画整理法に基づいて、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業
パーク・アンド・ライド	自宅から自分で運転してきた自動車をターミナル周辺に設けられた駐車場に置き、そこから公共交通機関を利用して目的地へ向かうシステム
ビオトープ	本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉。特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある
PPA (ピーピーえー)	Power Purchase Agreementの略称。電力販売契約のことで第三者モデルとも呼ばれる。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO2排出の削減ができる。設備の所有は第三者が持つ形となるので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できる。
フードドライブ	家庭で余った食品を回収拠点(スーパーや自治体など)やイベントに持ち寄り、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者支援団体などに寄付する活動のこと
フリマサイト	オンライン上にてフリーマーケットのように主に個人間(C to C)による物品の売買を行えるサイト
ふるさと再生プロジェクト	本市における、ホテルやオニヤンマ、アサギマダラなど、多様な生きものの持つ魅力や自然環境を守る大切さを学びながら、『ふるさとの自然』を保全、再生し、次世代に引き継ぐことを目的とした、観察会や植樹会を開催するイベント
ボトルtoボトル	ペットボトルを別の商品ではなく、元と同等の品質のペットボトルに戻して何度もリサイクルすること
未利用エネルギー	工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪氷熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称。未利用エネルギーは「広く、薄く」分布するという性質をもち、供給源が需要地から離れているケースも多いことから、効率的な利用技術が求められている。
遊休農地	「農地法」、「農地の保護や権利に関する法律」によって定められた、現在そして将来的に耕作の見込みがない農地
ワンウェイプラスチック	使い捨てプラスチックのこと

7. 成果指標算出方法

指標	算出方法	基準値 (取得年度 R5)	総合計画 における めざそう値 (設定年度 R15)	本計画における めざそう値 又は方向性 (設定年度 R15)
生活環境保全				
地域の環境面において、生活に支障を感じている人の割合	市民アンケート「お住まいの地域の環境面において、生活に支障を感じている」で「はい」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	52.5%	35.2%	同左
降下ばいじんの量 (市内平均)	市内測定局(移動測定局を除く)で毎月測定した降下ばいじん量の年間平均値の合計/測定局数	3.7t/km2・月	2.9t/km2・月	同左
北部平均	市内北部の測定局(移動測定局を除く)で 〃	2.8t/km2・月	—	2.3t/km2・月
南部平均	市内南部の測定局(移動測定局を除く)で 〃	4.5t/km2・月	—	3.5t/km2・月
自然共生				
花や緑が豊かなまちであると思う人の割合	市民アンケート「花や緑が豊かなまちである」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	71.8%	82.7%	同左
市内で生物多様性の保全・再生に取り組んでいる地点の面積・地点数	市内で市民・地域・団体・事業者・市などによる、緑地や水辺等の維持・保全活動、ビオトープ等の生物生息空間の創出、希少種保護などに取り組んでいる地点の面積	51.7ha	—	
	〃 〃 に取り組んでいる地点数	7 地点		
気候変動対策				
地球温暖化の防止に取り組んでいる人の割合	市民アンケート「地球温暖化のために取り組んでいることがある」で「はい」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	78.8%	—	
温室効果ガス排出量の削減割合	基準年度(平成25年度)に対する温室効果ガス排出量の削減割合(特定事業者排出者を除く)	21.0%	50%	同左
循環型社会				
ごみ減量、リサイクルに取り組んでいる人の割合	市民アンケート「ごみ減量やリサイクルに取り組んでいる」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	83.8%	—	
市民一人1日当たりのごみの排出量	【1年間のごみ(家庭系・事業系(可燃物+不燃物))の清掃センター(令和6年度から西知多クリーンセンター)への総搬入量+資源回収量]/年間日数/人口	762g/人・日	730 g/人・日	同左
環境行動				
普段から環境に配慮した行動を実践している人の割合	市民アンケート「普段から環境に配慮した行動を実践している」で「はい」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	70.7%	—	
NPO、事業者等が協働で実施している環境保全に係る事業数	1年間に NPO、大学及び企業との協働により実施した環境保全に係る事業の数	8 事業	—	